

予 算 決 算 常 任 委 員 会

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

午前 9 時 0 0 分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

嶋 田 善 行

委 員 長

飯 高 昭 二

副 委 員 長

小 林 誠

出 席 委 員

吉 野 俊 明

伴

吉 晴

木 澤 正 男

木 田 守 彦

理 事 者 出 席

町 長

小 城 利 重

副 町 長

池 田 善 紀

教 育 長

清 水 建 也

総 務 部 長

西 本 喜 一

総 務 課 長

黒 崎 益 範

企 画 財 政 課 長

面 卷 昭 男

税 務 課 長

加 藤 恵 三

住 民 生 活 部 長

乾 善 亮

福 祉 課 長

植 村 俊 彦

国 保 医 療 課 長

寺 田 良 信

健 康 対 策 課 長

西 梶 浩 司

住 民 課 長

清 水 昭 雄

環 境 対 策 課 長

栗 本 公 生

都 市 建 設 部 長

藤 川 岳 志

建 設 課 長

川 端 伸 和

観 光 産 業 課 長

清 水 修 一

都 市 整 備 課 長

井 上 貴 至

会 計 管 理 者

野 崎 一 也

会 計 室 長

山 崎 善 之

教 委 総 務 課 長

西 川 肇

生 涯 学 習 課 長

佃 田 眞 規

上 下 水 道 部 長

谷 口 裕 司

下 水 道 課 長

上 田 俊 雄

代 表 監 査 委 員

辰 巳 忠 次

監 査 委 員

中 川 靖 広

監 査 委 員 書 記

山 崎 篤

議 会 事 務 局 職 員

議 会 事 務 局 長

藤 原 伸 宏

係

長

安 藤 容 子

(午前 9時00分 開会)

○飯高委員長 おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより予算決算常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

○小城町長 おはようございます。

予算決算常任委員の皆さまには早朝から全員ご出席を賜りまして、厚くお礼申し上げます。特にきょうの決算等につきましては、平成23年度一般会計決算、歳入総額の8億3,172万5,000円、歳出総額7億4,199万2,000円と、収支差引6億8,973万3,000円という状況でございます。決算を終えたわけですが、いろいろとこの暑い中、辰巳代表監査委員、あるいは中川監査委員さんにいろいろとご指摘をいただく中で、また辰巳代表監査委員のほうからも報告がありますけども、そういう結果でございます。

特別会計等につきましては、国民健康保険等については、2,000何がしという赤字がふえたということで、4億4,000万ほど減らしてきたやつが、4億8,000万ぐらいまでまた上がってきたという状況でございます。いずれにいたしましても、国民健康保険等につきましては厳しいものがあると思います。

いずれにいたしましても、こういう状況でありますので、きょうから3日間、予算決算常任委員の皆さま方には終始熱心にご審議をいただいて、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます

○飯高委員長 それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、吉野委員、伴委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願いをいたします。

本日から14日までの3日間で、当委員会に付託を受けました議案のうち、一般会計及び各特別会計の平成23年度決算を審議しまいりたいと思います。そして、21日にあらためて予算決算常任委員会を開催し、残りの付託議案であります平成24年度の補正予算について審議してまいりたいと思いますので、委員皆さま、また理事者の皆さまにはよろしくお願いをいたします。

それでは、本会議から付託を受けました、認定第4号 平成23年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成23年度斑鳩町大字龍田財産区特

別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成23年度斑鳩町公共下水道事業
特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成23年度斑鳩町介護保険事業
特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案を一括議題といたします。

はじめに、審査の方法についてお諮りいたします。

お手元にお配りをいたしております資料の平成24年9月議会予算決算常任委員会（決算審査）進行予定表をご覧くださいと思います。

最初に、代表監査委員さんから決算審査意見書に基づく報告を受けた後、質疑を行い、次いで一般会計及び各特別会計の決算概要について、会計管理者の説明を受け質疑を行い、次に、健全化判断比率報告について、総務部長の説明を受け、これに対する質疑を行うことといたします。

次に、一般会計歳入全般について説明を受け、質疑を行うことといたします。

次に、一般会計歳出及び各特別会計についての審査を行っていただきますが、この審査については、各部ごとに審査を行うこととし、一般会計の各款ごと、また各特別会計ごとにそれぞれ所管部長から説明を受けましたのち、それぞれ質疑を行うということで審査を進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○飯高委員長 異議なしと認めます。それではそのように進めてまいります。

委員並びに理事者の皆さまには、議事進行につきまして、ご協力方、よろしくお願いをいたします。なお、理事者の皆さんのご説明につきましては、大変長時間にわたるものでございますので、説明は着席のまましていただいて結構です。

それでは、まず最初に、辰巳代表監査委員さんのほうから、決算審査の結果に基づきご報告をお願いいたします。辰巳代表監査委員。

○辰巳代表監査委員 それでは、平成23年度の斑鳩町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査意見を申しあげたい。それから、その付託議案には入っていないみたいなのですが、23年度斑鳩町財政健全化判断比率等の審査についての意見もあわせて申しあげたいと思います。

お手元の平成23年度決算審査意見書をお持ちだと思いますが、それに従いまして、順次説明したいと思いますが、余り中身を詳しくお話していると時間がかかりますので、中途の部分はお読みになればおわかりになると思いますので、大部分省略し、何かご質問があれば、後ほどまたお聞きすることにしたいと思います。

まず、最初1ページの所でございますが、ここは審査の概要でございますが、どういう審査をしたかということ、ここに3つほど書いてございますが、これはここに書いてありますように、7月27日から8月2日までの間、各部課別に審査を実施いたしました。それから、その後、補充の審査手続き、あるいは分析、あるいは調書の整理、そういったもの、あるいは意見をまとめる等のそうしたことに要した日数も加えてありますので、記載のと通りの審査の期間というふうになっております。

審査結果でございますが、2ページの冒頭の所に、審査の結果と書いてあります。

少し読ませていただきます。

審査に付された一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の各計数は、関係法令に準拠して調製され、誤りのないものと認められた。また、各基金の運用状況についても計数に誤りはなく、適正に運用されているというふうに認められたということでございまして、本年度決算は適正に作成されているということでございます。

2ページの中段から以下は、決算の総括、それから11ページの中段までは審査の重要なポイントというか、そういったところの結果の各数字の説明でございます。

ほとんどお読みになればわかりになると思いますので、説明しておれば長くなりますので省略させていただきます。ご質問があれば、後ほどまたお聞きするということにしたいと思います。

11ページの5番、むすびでございます。これは当年度の決算に対する総合的な所見でございますが、ここはこういうふうに思うんだけどもどうだろうかという監査委員の見解であります。決してその決算が悪いとかいいとかいうふうに申しあげていることではございません。そういうことでお聞きいただけたらと思います。

11ページ、下から8行目の所からでございますが、少し読んでみます。

当年度の連結ベースでの純計決算額は歳入136億9,300万円、歳出134億4,600万円で、差引形式収支は2億4,700万円の黒字となった。前年度比較では歳入で1億3,000万円、歳出で1億3,200万円の増で決算規模は微増である。ただ、財政調整基金積立額を減らしているのも、実質的にはもう少し拡大していると思われる。これは国民健康保険事業特別会計で保険給付費が急増する等、特別会計全体で事業費が伸びておるのが原因であろうということでございますが、財政規模、どのぐらいかということでございますが、書いてますように、連結ベースですね、特別会計と一般会計合計した連結会計で、数字から言うと、わずかに前年度より規模はふえ

ております。しかし、そこにも触れてありますように、財政調整基金のお金を積むということは、言ってみれば通常感覚で言うと、内部でお金を振りかえているだけです。手元現金をそういった積立金に振りかえる。それも全部歳出に入りますので、それも入れている数字でございますので、去年３億円ほどあった基金積立は、本年はなくなっておりますので、それを調整した計算をすると４億円ぐらいふえるということになりますから、去年よりは財政規模、もう少し上がっているかなというような感じになるかと思えます。

それから、その次、１１ページの一番下の所でございます。

連結収支を形式収支、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支に区分して計算してみると、形式収支と実質収支は前年度をやや下回っているものの黒字を維持している。しかし、単年度収支では前年度の１，３００万円の黒字から９００万円の赤字へ転落している、これが一般会計に準じた計算によっては実質単年度収支では前年度の３億１，４００万円の黒字から８００万円の同じく赤字へと急降下する。理由は、前年度の３億円余の財政調整基金の積立が、ほぼゼロに近かったからである。というふうに、そこでいろんな収支の計算の仕方、これ法令で決まっておる形式収支、実質収支、単年度収支、それから実質単年度収支というような使い分けをしておるようですが、この辺のどれが実質収支かというのはなかなかわかりにくいですね。

１８ページから１９ページを見てもらいますと、何から何を引いたら実質収支になるかとか、あるいは実質単年度収支になるかと書いてあります。表にしておりますが、これを参考にいただければいいんですが、形式収支というのは要するに現金、預金、要するに、資金の残高を単純に収入から支出を引いて出しますが、実質収支、単年度収支、実質単年度収支というふうに順を追うに従って、より実質的な実態をあらわすという収支になってまいります。

これらの計算を連結でしたらどうなるかというのは、今申しあげたとおりでございます。先ほどの１８ページ、１９ページのグラフですが、１９ページをちょっと見ていただきますと、これが連結ベースで、今申しあげた実質単年度収支、あるいは単年度収支は少し８００万ほどマイナスになります。これは何から何を引いてマイナスになるかというと、そのグラフを見てもらったらわかるんですが、単年度収支、その上の当年度の固有の収入１３４億３，７６０万６，０００円。当年度の固有の支出１３４億４，５６８万７，０００円というのは、これは前年度から繰り越してきたお金、前年度の会計の残高、それをのけた当年度の収入というふうに見てもらったら。要するに当年度に

入ってきたやつ。それから当年度の固有の収入、要するに全部出ていった、これは先ほど言う基金に積んだものも全部出ていったという計算で、そういう134億4,500何がしになる。そのうちに基金に積み立てたものは歳出から引く。基金積立額。それから歳入から繰越金を除く。そういった計算をしますと、単年度収支あるいは実質単年度収支が、ほんまのその年度だけの収支が出てくる。そういったふうに計算していきますと、そういうふうに計算されると。基金の影響関係ないのが実質単年度収支。基金の歳出を入れるとこまで入れたのがただの単年度収支。こういうことになります。

これであっても、実際には、さらに町債、町債の返済とか、町債の借入、町債起こしてお金を引っ張って、これは全部歳入歳出に含まれております。

本当はその辺まで言うと、一般の言う所の何ぼの収入がその年度にあって何ぼ実際に出ていったかというのがはっきりするんですが、それはこの辺の収支の数字では出ないということになります。

その辺は40ページのところに私いつも書いておる。それを見てもらいますと、そこまで入れた数字が出るのでございますが、ちょっと長くなりました。

これが一般的な、いろんな感覚から言うと、実質単年度収支がより実態に近い。さらに町債をこれからのけたら、より一般の言うところの、一般で言うところの収支計算、収入支出の一般の人の感覚に近い収支になるだろうと思います。

次、12ページの7行目の所から真ん中の辺でございしますが、予算の執行状況についてです。歳入では対予算収納率が95%と前年度を上回り、高水準を示している。歳入予算には、これはちょっと言い方おかしいんですが、要するに赤字の国民健康保険の繰上充用に充当するために国民健康保険の赤字がほぼ確定した段階で予算を補正なさって、繰上充用をそこへ歳出に加えられる。そしてその見返りの歳入がないもんだから、そこで歳入欠かん補填収入という、はっきりした目途の立った収入じゃないものを計上して両立てにしていこうというふうになさるんですが、そういうものも予算には入っておる。それで95%の収納率だということですね。

歳入予算は歳出予算と異なり、計上予算全額の収納を義務づけるものではなく、収入の見積もりにすぎないが、正確であることと、その調定と収納の責任は首長にあるとされており、その点では本年度の収納率はまずまずの結果を示していると言えよう。

歳出面での執行率は93.4%と前年度をやや上回っており、不用額も1億3,800万円減少しているが、予算は種類によりその内容はさまざまで、100%執行が望ましいものと可能な限り工夫して節約を行い予算を余らせてもよいものがある。一概には

言えないが、例えばいろんな疾病の予防接種等の予算は、ある程度確定値に近い対象者で見込んでいるんだから、不用額が多いこともあるけど、予算消化が必要ではないか。

それから不納欠損処理額は前年度比 1, 600 万円減の 3, 400 万円であるが、収入未済額も同様に 400 万円減の 3 億 5, 200 万円と減少が続いている。近年の徴収手続の厳格化によるものかと考えられるが、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納については更なる滞納処理手続きも必要かと思われる。

これは歳入の収納の状況、それから歳出の執行状況でございますが、役所の予算というのは、これは一定期間に国家または地方公共団体が行う収入と支出の予定計画ということになっておりまして、財政活動のプログラムというふうに言われたりしておりますが、もともと歳出があつて歳入を考えるというのが財政でありまして、まずいろんな事業をするのにどんな歳出が要るかという歳出予算を決め、その歳出に充当する財源をどう持ってくるかということで歳入が決まる。こういう順序になるというふうに建前はなっておるんですが、歳出は、だからどこまで行っても、その執行をなさる方の支出の限度、それを 1 円たりとも超えてはだめですよ、そこまでの範囲で運営してください。しかし、歳入は見積もりなんですね。見積もりだけでも、甘い見積もりではその事業を執行できない。だから、歳入も見積もりでつくった予算だけれども、なるだけ 100%に近い、あるいは 100%を超える歳入を得るように収納率を上げないと事業が執行できない。そういったものであります。それからいうと、そういった欠陥補填収入をのけますと 97.9%、かなり 100%に近い数字。さらにこの中で、町債を予算に対して 1 億円余り執行というのか、出しておられません。歳入予算を余らせておられます。だからその分ものけますと、98.8%ぐらいというふうに修正されます。かなり高い歳入予算に対しては執行率に実態としてはなっているということ、まずまずのいいその収納率かなというふうに思われます。

歳出は、いつもその予算を余らせるぐらいのほうがいというふうに申しあげておるんですが、今申しあげたように、なるだけ 100%執行したほうが、例えば予防接種なんかはそれをするによっていろんな住民の健康維持ができるとか、あるいは国保の給付費が減ることにつながるとか、そういう面がありますので、つくった予算はそれだけのものを見込んでというか、それだけの需要があるはずだということをつくっておられるんだから、その辺は予算管理をめり張りをつけてすべきかなというふうに思います。

続き、12 ページの一番下の所からであります。一般会計の財政構造で、自主財源

比率は表面的には48.3%とほぼ50%近くを示しているが、毎年繰り返しているとおろ、自主財源中には、前年度繰越金6億7,600万円が含まれており、これを除いた当年度の純収入で見た実質的な自主財源比率は43.7%まで下がる。地方財政における自主財源の大半は地方税であり、自主財源比率が高いことが望ましいが、相変わらず町税減、地方交付税増が続いていて、その面では安定性に欠けると言えなくもない。

このように実質的な自主財源比率が下がるのは国民健康保険事業特別会計で赤字が続いていて、多額の翌年度歳入からの繰上充用が毎年行われていることが間接的に影響を与えている。すなわち、現実的には赤字の続く同会計、国民健康保険会計に出納整理期間中の翌年度歳入で前年度歳入不足額に充当する資金の余裕はなく、一時借入金による資金調達を本来しなければ足りないところなんです、それを回避するために一般会計から資金を回さざるを得ないのである。これが結果的に毎年度の繰越金（形式収支）は減ることがない実情であろう。

そういったようなことになっておるんですが、要するに、自前のお金か、人に頼るお金かというのが依存財源か自主財源かというふうになっておるんですが、自主財源というのは税金であるとか、あるいは手数料収入であるとか、国や県に頼らない収入ですね。この中に、実際はその年度に入って、形式的には入るんですが、前年度に余ったお金も全部入れる。それも自主財源だというふうに計算するから、6億何ぼの多額の繰越金が毎年繰り越されてきておりますので、自主財源比率が高くなる。こういうことになる。

ほぼ50対50に見えるんですが、実際はそれよりもかなり自主財源比率が下がる。

そこに書いてありますように、国民健康保険事業で4億、5億という赤字で繰上充用、繰上充用というのは出納整理期間、毎年4月1日から5月31日までの間は、前年度のまだ支払いの残した歳出、それから、まだ未収であった歳入が引き続いて2か月の間に入ってきた分を繰り上げて足す。で、翌年度の事業年度始まっていますから、4月1日から明くる年の歳入も入ってくるし、歳出も執行する。だから2か月間は2年分のお金が一緒くたになって、収入、支出が出ていくという。で、繰上充用というのは、その前の年のお金が足らんから、5月まで会計引っ張っていますから、その間に明くる年に入ってきたお金を前の年に前借りして使って、収支合わせるのが繰上充用なんです、実際は多額の赤字で、国民健康保険事業で翌年度収支から前の年に回すようなお金はありません。もうその年度だけでも足りない。

だからどこからお金を回すかという、一般会計を余らせて、お金は指定金融機関の南都銀行一本ですから、たったひとつの口座に入っていますから、一般会計の余らせたの

で国保のマイナスを埋めて資金残高を残さんようにしておく。それが繰越金の多い実態だろうと、こういう結果的にそういうふうになってますということですね。まあそういった、実態はそういうことです。

それから、13ページの真ん中でございます。町債は久しぶりに減少した。一般会計での起債を少なく済ませたことが効いているが、全町債も次表のように2億3,800万円減らしている。前年度はこれが2億9,400万円の減で少し減少額が少なくなったように見えるが、土地開発公社の残債1億8,900万円を前年度において償還していて、それを除けばことしはそれがない分を考慮するとかなり減らしている。今までは前年までは連結ベースでずっと最近では町債は増加が続いておったんですが、一応ストップで本年はこの連結の段階ではマイナスになったと。

特段の超大型事業でもない限り当面、全町債は200億円前後で推移するように推測される。財政調整基金18億5,700万円、減債基金2億2,500万円を控除した当年度末の純負債は175億900万円となる。

町債は前年は連結ベースでふえてきたんですが、今年度は減ってます。

長期財政推移で、見通しでも少し町債がふえることがあるかなというふうな見通しになっておりますが、そのかわり基金をかなり取り崩すというふうな見通しをされておるようでございます。借金経営は何ぼでも町債を起債できればそれでいけるんですが、今のようなこの経済の不透明、あるいは景気がよくなる時代は、安全運転のためには、余りその町債に頼らないほうが、余りふえないほうがいいんじゃないかというふうに思ったりもします。

13ページの一番下の所、3行目から。特別会計は全体で赤字が続くが、単年度収支が前年度の黒字から当年度は赤字へと逆戻りした。これは特別会計の約2分の1を占める国民健康保険事業特別会計の繰上充用額が再び増加に転じたからである。表の所をとばします。後期高齢者医療制度の創設に伴い各種健康保険制度が変わったようで、そうした理由による面もあると考えられるが、それまで年々赤字が増幅してきたのが上記の表のように平成19年度あたりから止まり始め、一般会計からの繰入れもあったが、黒字も出始めていた。しかし当年度は保険給付費が急増し、赤字のやむなきに至ったようであります。

それから、国民健康保険税の賦課と保険給付費の支払いの傾向を見る限り、保険税収入の伸びは極めてわずかで、給付費支出のほうの勢いは止まりそうもない。このままでは収支好転は期待しても無理ではないかの様子が見える。

国保、一般会計からの法定外繰入金、そういったものがあつたんですが、これも最近減らしておられる。それでもなおかつ何とか収支がプラスになった。これはまあ後期高齢者医療制度ができて、国民健康保険のいろんな仕組みがちょっと変わって、制度が変わってというようなこともあるんじゃないかと思うんですが、それが当年度は健康保険税はふえておりません。マイナスです。前年比、8ページの真ん中にちょっと書いてありますが、国民健康保険税の収入済額は1,358万減少しております。

ところが、保険給付費は1億9,400万ほど増加しておる。それが赤字が再びふえたという原因だろうというふうに思われます。

それから、14ページの真ん中の下の辺でございますが、先ほどの繰上充用の話ですが、繰上充用については以前にも言及したが、地方自治法施行令第166条の2に「会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる」とあります。繰上充用は赤字決算がやむなき場合、特別に認められた手続きであるが、趣旨は臨時突発的に会計年度経過後に赤字が明らかになり、緊急避難のため応急的な手法として認められたもののようである。したがって違法ではないにしても長年にわたってこれが常態であることを放置しておいてよいとも言えないであろう。そもそも、これもまた当初予算ではありません、補正予算ですが、予算段階で歳出に毎年多額の前年度繰上充用金を組み込まねばならず、年度歳入では不足し赤字予算となってしまうところから歳入にあてのけない歳入欠かん補填収入を計上し、収支均衡予算の形式を整えている。そこに当年度のように年度途中で想定外の保険給付費の伸びがあつたため、予算補正の手続きが行われているが、見返りの財源はやはり歳入欠かん補填収入で賄っている。予算補正は承認が適法に行われている限りこれも違法ではないものの曖昧な財源の下、安易に歳出枠を広げられるのも何か腑に落ちない気持ちを抱かせる。

長くなるが、このままでは再度繰上充用の拡大懸念がなくなる。国民健康保険事業が独立会計となっているのは、国民健康保険財政は独立採算によって収支を明確にし、被保険者の保険料負担や保険給付をどうしていくかで、まず第一次的な財政維持を計り、なお生じる収支差は二次的にどうしていくのかの検討を行うためであろう。国民健康保険事業運営の現状はそうした点に踏み込んで解決に向かう姿からはほど遠い感じで、単に成り行き管理の独立会計で一般会計との連結では収支均衡を維持させていて問題はないだろうということにとどまっている。

要するに先ほど申しあげたことなんですが、ずっと繰上充用が続いておりますが、そ

この自治法施行令の106条の2の文言にも書かれてありますように、会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足するとき、決算はあけてみたら足らなんだということで初めて繰上充用してもよろしいよというような書き方なんで、初めから繰上充用ありきでどんどん走るといのは本来法律の予定していることとは全然違うのではないかというふうな感じがいたします。

特別会計というのは、その事業その会計独立することによって収支がどないなっているか、だからどうしていくべきかということを検討するために一般会計とどんぶりではわかりにくいということで独立会計になっているはずなんです。

ところが、独立会計はしているけれども、そのままその成り行き管理、出たところ勝負で走るとい感じ。それを問題解決していこうというところほどの辺かなというのが、やや何と言うか余り感じられないのではないかということ、やや厳し過ぎるかわかりませんが、そういったことを書いてあります。

それから、15ページの真ん中の所。最後に当年度の行政活動収支についてであるが、これは特にこうした計算手法が存在しているわけではなく、監査委員が単純に一般人が収支をとらえる場合の感覚に基づいて修正計算したもので、精緻でも絶対的な数値でもない。単に大まかな実態把握と連年比較により、少し視点を変えて財政状況の実態を見ようとするものである。

当年度の純行政活動収入は119億7,800万円、活動支出は118億9,400万円で差引8,400万円の収入超過となり、前年度の2億7,300万円から1億8,900万円の減ではあるものの、ほぼ収支均衡で推移している。公共下水道事業の規模が低く抑えられたのと町債が純減とならなかったのが要因で積立金の減少が少しマイナスに作用している。

これを発生主義的手法で非資金取引を調整計算してみた場合、収支差額は4億6,600万円の赤字となり、前年度の5億2,800万円からは6,200万円赤字幅は縮まった。内容的に著変はないが、活動収支差が先述のように1億8,900万円減少したものの、投資的経費が2億4,500万円増加したことによるものである。しかし、投資的経費の増加は将来の減価償却費負担につながり発生主義会計ではそれ以降のマイナス要因となる。

特にこういうものがあるわけでもありませんし、ただここ2年ほどはこういったものを出しておりましたので、ちょっとついでにあわせて書かせてもらっただけで、その行政活動収支と私書いておりますが、先ほどの40ページの表20、これは当年度の決算

額、歳入歳出がありました。それから前年度繰越金、前の年からの繰越してきて余ったお金、それから町債の発行、それから基金の取り崩し、歳出のほうでは、町債の償還、返済ですね、それから基金の積み立て、先ほどの繰上充用、こういったものを除いた本当の当年度の外部から入ってきた、言い方悪いですけど、外部に対して稼いだというか、もらった、そういう純粹の本当の収入、それからほんまのその外部に出ていった支出、そういったものを収支計算してどうなるかというのは、今いう、こういう用語があるわけでありませんが、活動資金収支計算、収支計算、私が言っているんですね、1億8,900万円ほど、だから黒字にしている。

それから、発生主義会計は、今これ、ことしから法定というか正式につくらなければならないようになったのかなと思うんですが、国の決まりで、財務4表というのをつくらなければならないようになっておりまして、うちも企画財政課のほうで2、3年前からおつくりになっております。ただこれは1年おくれで今のところおつくりになっておりまして、本来この発生主義会計、今私が直しているやつと、財務4表の純財産増減変動計算書、これは言ってみたら企業会計でいうところの損益計算書、もうかったか損したか。あるいは非営利会計でも最近では正味財産増減計算書というのを今そういう公益事業では会計が必ず使うようになっています。それは自己資本部分がどれだけあるか、それがどういうふうに1年間でふやしたか減らしたかという計算ですが、その計算が純財産増減変動計算書というのをおつくりになっている。

それとこの発生主義の私直した数字と合わなければならないんですが、ちょっと違う。私のほうはこれ、ことしのはまだ出ておりませんが、去年の分、赤字や言うておりますが、純財産増減変動計算書では1億3,000万ほどが黒字になっております。

これは連結の範囲が違います。財務4表のほうは、水道事業会計も、それから文化振興財団とか公社だとか、観光協会、いろんなものを連結範囲に入れております。

それと、もうひとつは、そこで私、投資的経費を当年度の収入超過額から一旦引くという計算しておりますが、このとらえ方がちょっと違うみたいです。私は、受け入れた補助金だとかなんとか控除しているが、本来はそれは控除すべき、難しいことで余りご理解なさらないんでいいですが、その辺のとり方の違いで差が出ているんだろうと思います。これはどちらにしても、そういうものがあるわけではありません。ひとつの目安として私が計算しただけです。

以上が決算の総括でございます。何かとご参考にさせていただいて、委員会の審議に資することがありましたらいいかなというふうに、そういったことをお願い申しあげまし

て、審査意見の説明にさせていただきます。

それから、財政健全化比率等の審査についても、あわせてこちらのほうはもう薄っぺらい意見書でございます。皆さん方お持ちですね。こちらのほうは簡単にご説明申しあげたいと思います。

これは毎年述べておりますが、財政健全化判断比率、これは財政健全化団体と当期健全化団体か、何かにその規定するというか、認定する。国がそういった団体に決めるというための比率でありまして、ほとんどの所が全部セーフで通っておるんですが、時々ひっかかる団体がある。

比率に5つありまして、単独の一般会計だけの実質赤字比率ですね。それから連結ベースの連結実質赤字比率、これは決算が赤字でどの程度の赤字かということを見る比率。それから3番目と4番目は実質公債費比率、将来負担比率。これはどのぐらいの公債費が当年度の負担になっているかというような公債費の負担比率。

それから将来公債費の償還額にあわせまして、職員の退職給与費だとか、そういったものの負担も入れると将来どのぐらいの負担がかかるかという、それが将来負担比率。それからもう一つは、公営事業の資金不足。これはうちの場合、水道事業と公共水道事業の収支でどのぐらいのお金が足りないかという、結果的にはいずれも全部何の問題もない。

なぜかと言いますと、1番、2番実質赤字比率、それから連結実質赤字、両方とも決算黒字でございます。だから赤字ではありませんので、言ってみれば比率が本当は出ない赤字なんです。けども、それを逆のマイナスの赤字、要するにプラスですが、その赤字比率を出したらどないなるかというのは、そこに出ている数字であります。

いずれも、前年とほぼ変わらないというところで、健全化の基準を大きく下回っておりまして、何ら問題ないというところでございます。

連結実質収支赤字がちょっと悪くなっていますが、これは先ほど言いましたように、国保事業の特別会計のマイナスがふえてきたのが効いているんだろうと思います。

いずれにしましても、水道事業会計で相当の資金を有しておられます。資金といいますかね、みなし資金をしておられる。それが効いておりまして、連結のほうも余り悪い数字になってない。それから実質公債費比率、これは非常にややこしい計算で、こっちのほうも実質公債費よくなっております。これはしかし、当年度は町債の元利償還金が増加しておるんですが、これも3年平均で3年間をずらしてきますので、その基準財政需要額算入額というのがありまして、これは自前で計算するものではありません。これは

予見です、初めから与えられた条件です。これが増加しておりまして、そんなことから実態としては変わらないと思いますけれども、好転しております。

それから、将来負担比率は少し悪くなっております。２．何ポイントか落ちておりますが、これも３年平均で出しております。この原因は、どうもその将来の債務の弁済に充当するのにどんな財源があるかというところに充当財源、都市計画税というのがあるんですが、それが収入は変わらないはずなのに、その繰り入れ充当率が計算値では低く、この計算式では下がるという計算、ずっと３年間平均持っていくと、そういう計算しなければならないということ、それがこの下がっている原因であります。

実態は変わらないと思います。その計算式がそうなおるからそう出るだけあります。いずれも早期健全化の基準には、ラインには優にクリアしておりまして、何も問題はありません。

それから、水道と下水道の資金は足りないということはありません。水道はみなし資金、要するに未収金だとか、そういった現金と同じもの、そういったものから決算末の未払金だとか預かり金だとか、そういった債務を引いた流動債務、そういう未収金のような債権に対する未払金などの債務、その比率が３４２％。

あるいは、さらに債務に町債、企業債の１年以内に返す分を加えても、まだ百何十何％で、はるかにお金は余るという計算になっている。水道事業は資金が潤沢でございまして、そんなことで資金は全く足りないということはありませんので、マイナス資金不足比率は本来出ない。しかしプラスをして出したらどうなるかというのは、そこの書いてある数字であります。余りこんなものは何の意味もありません。

それから、公共下水道事業特別会計健全化の比率は、公共事業特別会計は、毎年度末収支を一般会計から繰り入れてゼロにしますので、資金不足は起こっておらない。今のやり方でいくと。そういったところからマイナスは出ないということになります。

それから、皆様のお手元についているかどうか分かりませんが、１年おくれで県下の市町村のこの各比率のランキングが出ておりまして、これでいきますと、１年おくれです、平成２２年度分の比較でございますが、実質赤字比率、一般会計の実質赤字比率は奈良県では御所市、郡山市、高田市だけが赤字で、その他すべて黒字になっておって、何の問題もないということなんですが、そのランキング、うちのほうは悪いほうから３９市町村のうちの２９番目、上からいくと１１番目ということで、まあまあ好位置、いい位置に占めておる、キープしておるという。

それから連結赤字比率は、赤字市町村は県下では２２年度ではないということになっ

ておりますが、こちらのほうは悪いほう、39番目の9番。悪いほうから9番目ということで、余りいいことはない。基準はクリアしておりますが、ランクが下がる。これは先ほどの国保会計の赤字なんかが影響しておるんだろうと思います。

それから、公債費比率、実質公債費比率。これは悪いほうからいくと37番目ということで、上から3番目ということで、非常にいいところでございます。

それから、将来負担比率も悪いほうから39番中の29番目、上から11番目。これも好位置をキープしている。すべて、いいところにランキングされております。

しかし、安心すべきではないと思いますが、いずれも苦しい財政かなということがこれでかいま見ることができるんでないかというふうに思います。

赤字の国保は見通しは何とも言えないところですが、いろんなこの判断比率も検討いただいて、当委員会で適切な判断、研究検討いただきまして、財政の安全運転が引き続きなされますことをお願い申しあげまして、長くなりましたが、審査意見とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○飯高委員長 辰巳代表監査委員さんにおかれましては、大変ご苦勞さまでございました。ただいま報告をお受けしました審査結果について、質疑がございましたらお受けいたしたいと思います。ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

辰巳代表監査委員、また中川監査委員には、あらかじめ決算審査結果の報告後、退席の申し出がございますので、これを許可いたしたいと思います。

両監査委員さんには、一般会計及び特別会計の決算審査にあたり、詳細なご報告をいただきまして本当にありがとうございました。委員長として心からお礼を申しあげます。暫時休憩をいたします。

(午前 9時48分 休憩)

(午前 9時49分 再開)

○飯高委員長 再開いたします。

続いて、一般会計及び各特別会計の決算概要について、説明を求めます。

野崎会計管理者。

○野崎会計管理者 それでは、一般会計並びに各特別会計の決算の概要につきましてご説明をさせていただきたいと思います。座らせていただいて、ご説明させていただきたいと思います。資料2の一般会計決算の状況の資料をご覧いただきたいと思います。こ

れに基づきまして、ご報告させていただきたいと思います。

一般会計決算の状況でございます、資料 1 ページをご覧くださいと思います。

平成 23 年度の予算編成にあたりましては、次に書いてあります 6 項目をまちづくりの基本施策として掲げ、前年度当初予算と比較いたしまして、3 億 9 千万円、5.3% 増加の 77 億 7 千万円で予算を編成いたしました。

平成 23 年度予算補正の状況でございますが、予算執行の過程におきまして、次のとおり 6 回の補正予算を編成いたしましたところでございます。繰越明許費等を含めました最終現計予算額は 85 億 5,701 万 4 千円となっております。これを前年度最終予算額と比較しますと、1 億 2,133 万 5 千円、1.4% の減少となっているところでございます。

次に、2 ページをお願いいたしたいと思います。

平成 23 年度決算収支の状況についてであります。

まず、1. 決算規模でございますが、平成 23 年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額 83 億 3,172 万 5 千円、歳出総額 76 億 4,199 万 2 千円、収支差引 6 億 8,973 万 3 千円となりました。平成 23 年度の一般会計決算額は、前年度と比較いたしまして、歳入が 1 億 4,670 万円、1.7% の減少、歳出が 1 億 6,066 万円、2.1% の減少となりました。

次に、2. の決算収支でございますが、(1) 形式収支につきましては、歳入決算額 83 億 3,172 万 5 千円から歳出決算額 76 億 4,199 万 2 千円を単純に差し引きしました形式収支は、6 億 8,973 万 3 千円の黒字でございまして、前年度と比較いたしまして、1,396 万円、2.1% の増加となっているところでございます。

次に、(2) 実質収支でございますが、形式収支から翌年度への繰越事業にともないます繰越財源を差し引いた実質収支額は、6 億 3,375 万 4 千円の黒字でございまして、前年度の実質収支額 6 億 2,636 万 2 千円と比較いたしまして、739 万 2 千円、1.2% 増加をしているところでございます。

次に、(3) 単年度収支につきましては、平成 23 年度の実質収支から平成 22 年度の実質収支を差し引きしました単年度収支は 739 万 2 千円の黒字でございまして、前年度 3,703 万 2 千円の赤字と比較いたしまして、4,442 万 4 千円増加いたしているところでございます。

次に、(4) 実質単年度収支につきましては、平成 23 年度の実質単年度収支は 819 万 5 千円の黒字となりまして、前年度 2 億 6,407 万 8 千円の黒字と比較いたしま

して、2億5,588万3千円減少しております。

決算収支の推移の表につきましては、5年間の推移を示しておりますので、説明については省略させていただきたいと思います。

次に、4ページをお願いいたしたいと思います。歳入の状況でございます。

1. 概要につきましては、平成23年度の歳入決算額は、83億3,172万5千円となり、前年度84億7,842万5千円と比較いたしまして、1億4,670万円、1.7%の減少となりました。

平成23年度決算におけます歳入の特徴を見てみますと、自主財源の中心である町税は、前年度と比較いたしまして、軽自動車税、都市計画税がほぼ横ばいで、固定資産税649万2千円、0.6%、たばこ税1,731万6千円、14.2%が増収となったものの、町民税4,417万7千円の減、3%減が減収となったことから、町税収入全体で対前年度比1,935万7千円、0.7%の減少となりました。

また、地方交付税では、地方財政対策が講じられたことによります基準財政需要額の増加などによりまして、対前年度比1億6,740万2千円、8.1%の増加となっているところでございます。この結果、一般財源は67億5,657万1千円で、対前年度比1,604万7千円、0.2%の減少となりまして、歳入に占める割合につきましては81.1%となったところでございます。

また、その他の歳入では、国庫支出金は、保育所運営費負担金、自立支援給付費負担金、子ども手当交付金などが増額となったものの、きめ細かな臨時交付金、社会資本整備総合交付金、安全・安心な学校づくり交付金などが減額となったことから、対前年度比1億1,765万4千円、13.7%の減少となりました。

県支出金につきましては、被用者・非被用者児童手当負担金、国勢調査事務市町村交付金、参議院議員選挙費委託金などが減額となったものの、自立支援給付費負担金、子ども手当交付金、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業補助金などが増額となったことから、対前年度比1,730万6千円、4.3%の増加となりました。

また、町債では、土地改良事業債、JR法隆寺駅周辺整備事業債、学校教育施設等整備事業債、地方一般財源の不足等に対処するため「地方財政法」第5条の特例として発行が認められている臨時財政対策債、減収補てん債のすべての町債が減額となったことによりまして、対前年度比1億6,710万円、23.7%の減少となりました。

次に、5・6ページにつきましては説明を省略させていただきたいと思います。

7ページをお開き願いたいと思います。歳出の状況でございます。1. 概要についま

して、平成２３年度の歳出決算額は７６億４，１９９万２千円で、前年度７８億２６５万２千円と比較をいたしまして、１億６，０６６万円、２．１％の減少となりました。

歳出の内容を目的別に見てみますと、８ページの表でもお示しいたしておりますけれども、民生費が子ども医療費助成事業費、障害者自立支援法に基づく給付費、子ども手当支給事業費などの増加によりまして、対前年度比１億５，１７８万２千円、６．６％の増加、議会費が議員共済組合負担金などの増加によりまして、対前年度比３，６２１万９千円、３８．２％の増加、公債費が平成２０年度に借りましたＪＲ法隆寺駅周辺整備事業債、生き生きプラザ斑鳩建設事業債の元金償還開始などによりまして、対前年度比２，６８６万８千円、２．７％の増加、消防費が消防車両の更新、災害備蓄品等の購入などによりまして、対前年度比２，５０７万６千円、７．７％の増加となりました。一方、総務費が財政調整基金への積立、土地開発基金への繰り出しなどの減少によりまして、対前年度比３億３，６０７万８千円、２４．７％の減少、土木費がＪＲ法隆寺駅周辺整備事業費などの減少によりまして、対前年度比７，４４４万２千円、９．７％の減少、商工費が三井観光自動車駐車場トイレ改修事業費などの減少によりまして、対前年度比１，２２４万４千円、１２．０％の減少、教育費が斑鳩中学校校舎耐震補強事業費などの減少によりまして、対前年度１，１６６万９千円、１．３％の減少となりました。この結果、歳出の構成比の順につきましては、①として民生費、構成比３２．２％、②として総務費、構成比１３．４％、③として公債費、構成比１３．３％、④として教育費、構成比１１．８％、⑤として衛生費、構成比が１１．４％等となっているところでございます。

また、歳出の内容を性質別に見てみますと、９ページの表でお示しをさせていただいているところでございますが、義務的経費は、人件費１４億８，４５３万７千円、構成比１９．４％、伸び率が０．８の減でございます。扶助費１１億４，６５０万１千円、構成比１５．０％、伸び率２０．７％、公債費１０億１，４９８万３千円、構成比１３．３％、伸び率２．７％となっておりまして、義務的経費全体では、３６億４，６０２万１千円、構成比４７．７％、伸び率６．１％となっております。

また、投資的経費は、普通建設事業費５億３，６２１万４千円、構成比７％、伸び率２３．４％、災害復旧事業費、３６３万３千円となっており、投資的経費全体では、５億３，９８４万７千円、構成比７．１％、伸び率２４．２％となっているところでございます。

その他の経費では、物件費で１５億８，２０３万７千円、構成比２０．７％、伸び率

1. 8%減、補助費等8億4,723万9千円、構成比11.1%、伸び率7%、繰出金8億7,566万1千円、構成比11.5%、伸び率14.3%減等となっているところでございます。

次に、(1)義務的経費につきましては、義務的経費全体の歳出総額に占める割合につきましては、前年度の44%と比較いたしまして、3.7ポイント増加し47.7%となっているところでございます。義務的経費全体で、対前年度比2億1,115万9千円の増、増減率は6.1%の増加となっています。

また、歳出に充当されました経常一般財源総額に占めます義務的経費充当経常一般財源の割合は、前年度の45%と比較いたしまして、1.4ポイント増加し46.4%となっているところでございます。

次に、(2)消費的経費及び投資的経費につきましては、消費的経費全体の歳出総額に占める割合は、前年度64.1%と比較いたしまして、3.6ポイント増加をし、67.7%となっております。また、投資的経費全体の歳出総額に占める割合は、前年度5.6%と比較をいたしまして、1.5ポイント増加し、7.1%となっております。

次に、11ページをお開き願いたいと思います。財政構造等でございます。

1. 経常収支比率でありますけれども、平成23年度決算によります経常収支比率は、92.3%となりまして、前年度の91.3%と比較いたしまして、1.0ポイント増加しているところでございます。

経常経費におけます経常収支比率への影響を経費別にみえますと、維持補修費が、ごみ処理施設などで0.8ポイント減少したものの、扶助費が子ども医療費助成などの増によりまして0.9ポイント増加をし、また、補助費が衛生処理場の補償金などの増によりまして0.5ポイント、繰出金が後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金などの増によりまして、0.3ポイント増加をしているところでございます。

下の表につきましては5年間の推移を表したものでございまして、説明につきましては省略させていただきたいと思います。

次に、12ページをお開き願いたいと思います。2の公債費比率でございますけれども、標準財政規模に対します公債費の割合であります公債費比率は、9.6%となりまして、前年度の9.9%と比較をいたしまして、0.3ポイント減少しているところでございます。

次に、3.の財政力指数であります。普通交付税の算定に用います基準財政収入額を、基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値を用いて表しておりまして、

平成23年度では、0.584となっているところでございます。

なお、この指数が1に近く、あるいは1を超えるほど財源に余裕があるといわれておりますけれども、近年は地方財政計画の圧縮や税源移譲によります上昇する場合もありまして、一概に余裕があるとはいえないともいわれているところでございます。

次に、13ページをお願いしたいと思います。各特別会計の状況でございます。

まず、国民健康保険事業特別会計決算の状況についてご説明をさせていただきます。

平成23年度国民健康保険事業特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較をいたしまして1,600万円、0.5%減少の29億1,150万円で予算を編成いたしました。その後、予算執行の過程におきまして、6回の補正予算を編成をいたしまして、最終現計予算額は35億1,279万円となっております。これを前年度最終予算額と比較をいたしますと9,496万9千円、2.8%の増加となっております。

平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計決算は、歳入総額30億1,717万6千円、歳出総額34億7,995万8千円で収支差引4億6,278万2千円の赤字となりました。このため、平成24年度会計におきまして繰上充用の予算補正措置をいたしまして、決算を終えております。なお、平成24年度に返還すべき療養給付費負担金3,711万6千円、平成23年度に交付を受けるべき療養給付費等交付金554万6千円を反映させますと、実質的な収支額は4億9,435万2千円の赤字となっているところでございます。

以下の表につきましては、説明を省略させていただきたいと思います。

次に飛びまして、15ページをお開き願いたいと思います。

大字龍田財産区特別会計決算の状況でございます。平成23年度大字龍田財産区特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較をいたしまして、8万円、2.3%減少の336万7千円で予算を編成いたしましたところでございます。

平成23年度大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算は、歳入総額349万1千円、歳出総額が32万3千円で収支差引316万8千円で実質収支額となったところでございます。同じく、以下の表につきましては説明を省略させていただきたいと思います。

次に、飛びまして、17ページをお願いしたいと思います。

公共下水道事業特別会計決算の状況でございます。平成23年度公共下水道事業特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較をいたしまして、9,460万円、8.0%増加の12億8,430万円で予算を編成をいたしました。その後、予算執行の過程において、1回の補正予算を編成をいたしました。最終現計予算額は、12億5,108万

6千円となっております。これを、前年最終予算額と比較をいたしますと、6,488万9千円、5.5%の増加となっているところでございます。

平成23年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額12億1,427万円、歳出総額12億1,427万円で、収支差引0円となったところでございます。

同じく、以下の表につきましては省略させていただきたいと思います。

次に、飛びまして、19ページをお願いしたいと思います。

介護保険事業特別会計決算の状況でございます。平成23年度介護保険事業特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較をいたしまして、5,840万円、3.6%増加の16億7,260万円で予算の編成をいたしました。予算執行の過程におきまして、3回の補正予算を編成をいたしたところでございます。最終現計予算額は、17億3,850万8千円となっております。これを前年度最終予算額と比較をいたしますと、5,138万1千円で、3.0%の増加となったところでございます。

平成23年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額17億2,872万1千円、歳出総額17億1,335万4千円、収支差引1,536万7千円となりました。

なお、平成24年度に返還すべき国庫支出金424万2千円、県支出金251万5千円、支払基金交付金146万6千円及び還付未済金250万5千円が含まれておるところから、実質的な収支額につきましては、463万9千円の黒字となったところでございます。以下の表につきましては省略させていただきたいと思います。

次に、21ページをお願いしたいと思います。

後期高齢者医療特別会計決算の状況でございます。平成23年度後期高齢者医療特別会計当初予算につきましては、前年度当初予算と比較いたしまして、2,240万円、7.3%減少の2億8,560万円で予算の編成をいたしました。予算執行の過程におきまして、2回の補正予算を編成し、最終現計予算額は、2億9,023万7千円となっておりますところでございます。これを前年度最終予算額と比較しますと、1,863万6千円で6.0%の減少となっているところでございます。

平成23年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億8,752万3千円、歳出総額2億8,628万9千円、収支差引123万4千円となったところでございます。なお、平成24年度に広域連合に納付すべき保険料等負担金54万2千円を反映させますと、実質的な収支額につきましては、69万2千円の黒字となっておりますところでございます。以下の表につきましても省略させていただきたいと思います。

続きまして、決算資料1の財産に関する調書につきましてご説明をさせていただきた

と思います。まず、財産に関する調書につきまして、前年度から異動があったものについて報告をさせていただきたいと思います。

財産に関する調書の１ページでございます。１．公有財産（１）土地及び建物で異動のありましたところからご報告させていただきたいと思います。

まず、１ページの行政財産のところの下から４行目の斑鳩町営興留東団地で、建物木造部分で、５８㎡の減となっておりますけれども、これにつきましては建物解体によります財産処分によるものでございます。

次に、３ページをお開き願いたいと思います。昨年度の監査時に代表監査委員のほうから「緑地・公園については行政財産になるのではないか」という等のご意見をいただき、調査いたしました結果、緑地・公園につきましては、直接に住民の共同使用に供することを目的とする財産、行政財産として分類されることから、普通財産から行政財産へ分類換えを行ったものでございます。このことから、７ページの、お開きをお願いしたいと思います。７ページの、普通財産（その他）の上から１１行目の小吉田住宅公園、ございます、ところから、めくっていただきまして９ページの下から３行目の（仮称）法隆寺東２丁目地内ごみ置場までの６３か所、１万６，１５２㎡を普通財産から行政財産へ分類換えをいたしたところでございます。恐れ入ります、３ページにお戻りいただきたいと思います。行政財産の土地で、表の下から９行目の小吉田住宅公園から５ページにわたっていただきまして、下から９行目法隆寺東２丁目地内ごみ置場までを行政財産へ分類換えさせていただいたものでございます。

次に、９ページを、恐れ入ります、９ページをお願いしたいと思います。上から４行目の（仮称）小吉田１丁目地内ごみ置場から、（仮称）法隆寺東２丁目地内ごみ置場までの１０９㎡の増につきましては、それぞれ土地で増となっておりますが、これにつきましては、開発行為等によりまして、町へ帰属されたものでありまして、いずれも行政財産へ分類換えさせていただいたものでございます。

次に、その下の、興留５丁目地内の土地につきましては、土地開発基金で保有しております土地のうち、面積４０６㎡を取得したことによります増でございます。

次に、戻っていただきまして、申し訳ございません、５ページでございます。下から７行目にあります普通財産（他行政機関）の法隆寺駅前派出所で、建物木造で６９㎡の減となっております。これにつきましては、法隆寺駅前交番の、奈良県からの返還に伴いまして、先ほどご説明させていただきました、９ページの末尾に「その他」に旧法隆寺駅前派出所、建物木造６９㎡の増として名称変更並びに異動をさせていただいたもの

でございます。よろしくご理解のほど、お願いしたいと思います。

また、その下の合計でございます。決算年度末現在高、土地につきましては、昨年度と比較をいたしまして、515㎡増の35万2,550㎡となっております。建物につきましては、前年度と比較して58㎡減の9万1,907㎡となっております。

次に、10ページをお開き願いたいと思います。(3)物品の異動についてでございます。取得価格100万円超えの重要物品につきましては、2行目の熱風消毒保管機の1台増でございます。これにつきましては、斑鳩東小学校に1台を増ということで、2台ということになっているところでございます。また、下から7行目のホイローダーの1台、その下のバックホウ1台の増ということになっております。これにつきましては、ごみ・資源物の積込用として各々1台ずつの増となっているところでございます。

次に、11ページでございます。決算年度末現在高は、前年度と比較をいたしまして3増の126となっているところでございます。

次に、12ページをお願いしたいと思います。車両につきましては、乗用車で老朽化によります廃棄で1台の減、次に13ページのごみ収集車で買い替えによります取得で1台の増、並びに収集委託先の清水環境開発へ無償譲渡によります1台の減、消防ポンプ自動車で取得による1台の増、売却によります1台の減となりまして、決算の年度末現在高が合計で43台ということになっているところでございます。

次に、14ページをお開き願いたいと思います。(4)出資による権利でございます。決算年度中の増減につきましては、上から6行目の奈良県肉用子牛価格安定基金協会で、平成24年3月15日付けをもちまして、奈良県畜産会へ合併されたことによりまして、6万円の減、また、その下の奈良県畜産会で出資金6万円を移管されたことによります6万円の増ということになりまして、出資によります権利の決算年度末現在高は5億3,764万円となったところでございます。

次に、15ページをお願いしたいと思います。

(5)基金でございます。基金の状況につきましては、決算年度中増減のありましたものにつきましてご説明させていただきたいと思います。まず、上から1行目の公共施設整備基金につきましては、預金利子の88円の増であります。次にその下の土地開発基金につきましては、公社用地の、興留5丁目の処分によります用地代の積立金として1億4,193万8,120円、預金利子が18万1,126円、合わせまして1億4,211万9,246円の増となっているところでございます。

次に、財政調整基金につきましては、定期預金満期等の利子によりまして８０万３，１５８円の増でございます。

次に、都市計画事業整備基金につきましては、預金利子５２円の増でございます。

次に、減債基金につきましては、住民公募債の償還用積立金といたしまして２千万円、大型事業起債の償還積立金として１，１４５万７千円を積立いたしております。また、利子分として５万２，３７１円で、合計の３，１５０万９，３７１円の増でございます。また、減におきましては、住民公募債の元金償還対策分といたしまして８千万円を取崩しをいたしているところでございます。

次に、福祉基金につきましては、寄付金といたしまして４７万円の増となっているところでございます。

次に、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金につきましては、寄付金として７９万６０円の増となっているところでございます。

次に、国民健康保険財政調整基金につきましては、預金利子１２円の増でございます。

次に、介護保険給付費準備基金につきましては、預金利子分で２万１，３０６円の増でございます。また、減の分につきましては、３，０４３万５千円を取崩しをいたしまして、介護保険給付事業に充てさせていただいたものでございます。

基金の決算年度中の増の合計が１億７，５７１万３，２９３円、減の合計が１億１，０４３万５千円で、決算年度末の現在高は前年度と比較をいたしまして、６，５２７万８，２９３円増の２７億２，０３６万９，６３９円でございます。

次に、１６ページをお願いしたいと思います。土地につきましては、土地開発基金で保有をしております土地のなかから、上から４段目の興留５丁目地内につきまして、面積４０６㎡、価額といたしまして１億４，１９３万８，１２０円を平成２３年１０月２４付けで町へ処分をいたしたものでございます。決算年度末現在高面積で、３，２１９㎡、価額で５億６，１２１万７，２０２円となっているところでございます。

以上をもちまして、一般会計並びに各特別会計の決算の概要につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審査のほうよろしく賜りますようお願い申し上げます。

○飯高委員長 説明が終わりましたので、これに対しまして、質疑をお受けします。

木澤委員。

○木澤委員 今、説明いただいた財産に関する調書の９ページのところで、旧法隆寺駅前派出所のところの土地、まだこれ町の土地やということになっていますけれども、これ今後活用できるとか、そういうことはできるんですかね。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 旧の法隆寺駅前派出所、駅前整備、まだロータリーの関係ございます、今、かかるがホールに行く道、シンボルロードを計画しておりますけれども、その計画のなかに、今のままでしたら、まだロータリー、狭いございますので、もっと広げていくことになってきますので、そうした場合、この土地が必要になってくるということで、今、現在、土地開発公社で持っております。そういう状況です。

○飯高委員長 他にございませんでしょうか。伴委員。

○伴委員 同じように、この財産に関する調書で、ちょっと教えてほしいですねんけど、10ページの、私これ、ずっとなんでかなと今までから思ってたんですけど、奈良テレビの株式会社の株券、これ多分、これ計算してくると、これ、金額でいうたら500円、1株500円なんかと、これだと額面額だと思いますねんけど、これは、なぜこれ、斑鳩町、この株を持っていますねやろ。すみませんねんけど。ちょっとそのあたり教えてください。

○飯高委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 奈良テレビの株券の保有なんですけれども、奈良テレビが当初、設立されるときに、奈良県内の市町村において保有するというので、それぞれの県内市町村におきまして、それぞれの、市は市の保有分、町は町の保有分、村は村の保有分として購入させていただいたものでございます。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 その経緯はわかりました。県内の市町村全部これを持っていますということになっているわけですね。あとすみませんねんけど、参考資料のほうの、この団地のやつですねけど、昭和30年とか、古いやつ28年とかあって、入居の数も非常に少なくなっている、この辺、町としてどのように考えてはるか、ちょっとお聞きしたいです。

○飯高委員長 川端建設課長。

○川端建設課長 町営住宅の古い分につきましては、現在入居されてる方もおられますので、それをできるだけ新しい団地に移ってもらうように要請させてもらって、今現在、これを再度入居される町営住宅として利用じゃなくって、とりあえずは、将来的にはそれをゼロにしていきたいという考えで思っております。あとの土地の処分については、ちょっと検討等は先の話やということでできておりません。

○飯高委員長 他にございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長　ないようですので、これをもって概要説明に対する質疑を終結いたします。

ここで休憩をいたします。１０時４５分まで休憩いたします。

(午前１０時３０分　休憩)

(午前１０時４５分　再開)

○飯高委員長　再開いたします。

続いて、健全化判断比率報告について、説明を求めます。

西本総務部長。

○西本総務部長　それでは、平成２３年度決算におけます健全化判断比率等の状況につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づきまして、報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、座らせていただいて、説明をさせていただきたいと思います。

お手元に配布しております資料７、平成２３年度健全化判断比率等報告書の１ページをご覧くださいと思います。

はじめに、１つ目の指標である実質赤字比率についてでございます。一般会計等におきましては、その支出の主な財源を、地方税、地方交付税等の一般財源に求めておりますが、その会計におけます歳出に対する歳入不足額、いわゆる赤字額を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除した比率が、この実質赤字比率とされております。

平成２３年度の一般会計における実質収支額は６億３，３７５万４千円の黒字となったことから、実質赤字比率は、マイナス１１．４０％となり、前年度の、カッコ内の数値ですが、マイナス１１．３９％と比較しますと、同水準となっております。

なお、この実質赤字比率におけます早期健全化基準は、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準であります２．５％から１０％という数値と、財政再生基準２０％との中間値をとり、市町村は財政規模に応じて１１．２５％から１５％とされており、本町の早期健全化基準は１４．６７％となっております。

また、財政再生基準は、市町村の場合、２０％とされております。

次に、２つ目、連結実質赤字比率であります。連結実質赤字比率は、地方公共団体すべての会計の赤字額と黒字額を合算しまして、当該団体をひとつの法人としての歳出に対する歳入不足額を、その団体の標準財政規模の額で除した比率とされております。平成２３年度の連結収支につきましては、４億６，７０９万１千円の黒字となったことから、マイナス８．４０％となり、前年度のマイナス９．０２％と比較して、０．６２ポ

イント上昇しております。なお、この比率における、早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準、当町の場合は、先ほど申しましたように14.67%であります。この数値に公営企業等における経営健全化等を踏まえ5%を加算することとされ、市町村の場合、財政規模に応じ16.25%から20%とされており、本町の早期健全化基準は19.67%となっております。

また、財政再生基準は、同様の観点から、実質赤字比率の財政再生基準に10%を加算し、市町村は30%とされております。なお、この比率については、3年間の経過的な基準が設けられており、市町村の場合は、平成20年度及び21年度決算に基づく比率は40%、平成22年度決算に基づく比率は35%とされていたところでございます。

次に、3つ目の指標の実質公債費比率であります。実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を、その団体の標準財政規模を基本とした額で除した比率の3か年間の平均値とされております。平成23年度は、7.4%となり、前年度の7.7%と比較して0.3ポイント改善をしております。

なお、この比率におきましての早期健全化基準は、現行の地方債協議・許可制度において、一般単独事業の許可が制限される基準であります25%とされております。また、財政再生基準は、同様に公共事業等について許可が制限される基準であります35%とされております。

実質公債費比率が改善している主な要因につきましては、恐れ入りますが7ページをご覧くださいと存じます。この表は、過去3年間の実質公債費比率の算出に用います基礎数値を表記したものでございます。中央よりやや左側にアルファベットを記しておりますけれども、そのt欄をご覧くださいと思います。比率の算定の分子となる額についてであります。元利償還金・準元利償還金が増加しているものの、その控除額である基準財政需要額算入額がそれ以上に増加をしていますために、分子となる額のt欄が減少し、分母となる額のz欄が若干減少しておりますが、分子の減少額が大きい分、比率の減少が見られたところであります。

また、平成23年度の実質公債費比率は、平成21年度から23年度の3か年平均であるために、平成23年度単年度の数値は、先ほどの要因等によりまして6.9%にまで下がりましたが、3か年平均は、若干の減にとどまっております。

当町の実質公債費比率が全国の団体と比べてどの程度の水準にあるのかということで、全国平均と比較いたしましたところ、下から2行目のa c及び一番下のa d欄でござい

ますが、平成22年度では、全国町村平均12.7%、全国市区町村平均10.5%のいずれも下回っているという結果となっております。

それでは、恐れ入りますが1ページにお戻りいただきたいと思います。4つ目の指標でございます将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっていきます実質的な負債にあたる額を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除した上で、その団体の標準財政規模を基本とした額で除した比率とされております。平成23年度は、早期健全化基準350%に対しまして17.9%で、前年度と比較しますと、2.7ポイント上昇しております。

恐れ入りますが、9ページをご覧くださいと思います。9ページでございます。本町の平成23年度末時点で想定される将来負担額は、長期の借入金である一般会計の地方債残高のほか、直接の借入金ではないものの、公営企業等の他の会計の地方債残高のうち一般会計が負担するもの、それから、一部事務組合により整備した施設に係る地方債のうち本町の負担金などをあわせ、表左側中段の11と12の間です、将来負担額Aのところではありますが、その額は187億2,060万8千円、対前年度比1億1,786万円の減となっております。

また、この将来負担額に充当が可能とされている財源は、基金、都市計画税や国・県支出金などの特定財源、標準財政需要額算入見込額をあわせ、15と16の間、充当可能財源等Bのところがありますが、178億5,064万8千円、対前年度比2億4,517万2千円の減となり、実質的な将来負担額は、16の「A－B（分子値）」のところではありますが、8億6,996万円、対前年度比1億2,731万2千円の増となっております。

一方、その分母となる標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額は、17の「C－D（分母値）」のところではありますが、48億4,969万2千円、対前年度比1,117万6千円の減となっております。

このように、分母値の減及び分子値の増となり、ともに比率上昇につながったことから、将来負担比率は2.7ポイント増の17.9%となったところであります。

将来負担比率についても全国平均と比較いたしましたところ、下から1行目と2行目でございますが、平成22年度では、全国町村平均50.6%、全国市区町村平均79.7%のいずれも下回っているという結果となっております。

恐れ入りますが、2ページをご覧くださいと思います。資金不足比率についてであります。

水道事業会計は２億７，９５１万８千円の余剰額が生じており、公共下水道事業会計は収支０円となっており、いずれの会計におきましても資金不足は生じておりません。

最後に、１１ページをご覧いただきたいと思います。斑鳩町の健全化判断比率等の推移をとりまとめております。平成１９年度に連結実質収支が赤字となりましたが、それ以降は、他の全ての比率も含め、着実に改善してきているところでございます。

以上をもちまして、平成２３年度決算における健全化判断比率等の状況についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○飯高委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○飯高委員長 ないようですので、これをもって健全化判断比率に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第４号 平成２３年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、一般会計歳入全般の審査に入ります。

理事者の説明を求めます。 西本総務部長。

○西本総務部長 それでは、一般会計の歳入全般の説明に入ります前に、議案書を朗読させていただきます。

認定第４号

平成２３年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第２３３条第３項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成２４年９月４日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、一般会計の歳入決算の状況につきまして、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、座らせていただいて説明させていただきます。

それでは、主要な施策の成果の６１ページをお開きいただきたいと思います。６１ページ、第２表平成２３年度一般会計歳入決算の内訳をご覧いただきたいと思います。

平成２３年度の歳入決算額は、第２表のとおり、前年度と比較して、１億４，６７０万円、１．７％減の８３億３，１７２万５千円となっております。

その主な内訳は、構成比の大きな順から、上から１行目の町税が２８億７，２５８万６千円で、構成比が３４．５％、下から７行目の地方交付税が２２億３，７７６万８千円で、構成比が２６．９％、下から５行目の国庫支出金が７億４，２６２万６千円で、

構成比が8.9%、上から7行目の繰越金が6億7,577万3千円で、構成比が8.1%、下から3行目の町債が5億3,910万円で、構成比が6.5%、また下から4行目の県支出金が4億2,092万2千円で、構成比が5.1%等となっております。

次に、これら歳入の状況についてであります。はじめに、町税につきましては、62ページの第3表平成23年度町税決算の状況をご覧いただきたいと思ひます。

第3表のとおり、町税につきましては、比較の増減額の欄で、固定資産税が649万2千円、たばこ税が1,731万6千円増収となったものの、町民税が4,417万7千円減収したことから、町税収入全体で、前年度と比較して、1,935万7千円、0.7%の減となっております。また、町税の徴収率は、全体で、前年度と同率の95.5%となっております。

次に、目的税であります都市計画税の使途状況につきまして、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、決算附属参考資料の10ページをご覧いただきたいと思ひます。10ページ下の表のほうです、下の表の小さい表のほうの真ん中、平成23年度の都市計画税収入額は、1億2,613万2千円で、公共下水道事業、そして、これまで都市計画事業として借入れを行った町債の償還金に充当しております。

これらの都市計画事業に要する一般財源の総額は、上の表の左の財源内訳のところの一番右端の一番下の数字でございます、3億7,048万1千円で、都市計画税収入の全額を充当しているところであります。

恐れ入りますが、再度、主要な施策の成果の61ページにお戻りいただきたいと思ひます。町税とともに町財政の大きな柱である、下から7行目の地方交付税につきましては、地方財政対策が講じられ、国全体の地方交付税総額が2.8%増となるなか、本町においては、基準財政需要額の増などにより、前年度と比較して、1億6,740万2千円、8.1%の増となっております。

次に、下から5行目の国庫支出金につきましては、保育所運営費負担金、自立支援給付費負担金、子ども手当交付金などが増額となったものの、きめ細かな臨時交付金、社会資本整備総合交付金、それから、安全・安心な学校づくり交付金などが減額となったことから、前年度と比較して、1億1,765万4千円、13.7%の減となっております。

次に、その2行下の町債につきましては、土地改良事業債、JR法隆寺駅周辺整備事業債、学校教育施設等整備事業債、地方一般財源の不足等に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行が認められている臨時財政対策債、減収補てん債のすべての町

債が減額となったことから、前年度と比較して、1億6,710万円、23.7%の減となっております。

次に、その1行上の県支出金につきましては、被用者・非被用者児童手当負担金、国勢調査事務市町村交付金、参議院議員選挙費委託金などが減額となったものの、自立支援給付費負担金、子ども手当交付金、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業補助金などが増額となったことから、前年度と比較して1,730万6千円、4.3%の増となっております。

最後に、自主財源と依存財源の状況についてでございますが、町税や使用料及び手数料などの自主財源は40億2,180万5千円で、分担金及び負担金は増額しているものの、町税や繰越金が減額となったことから、前年度と比較して、4,069万2千円、1.0%の減となっております。また、歳入全体に占める割合は、48.3%となり、前年度と比較して、0.4ポイント増加しております。

一方、地方交付税や町債などの依存財源の決算額は、43億992万円で、地方交付税は増額しているものの、国庫支出金や町債が減額となったことから、前年と比較して、1億600万8千円、2.4%の減となっております。

以上で、歳入決算状況につきましての概要説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○飯高委員長 一般会計歳入全般についての質疑をお受けいたします。木澤委員。

○木澤委員 ちょっと1点だけ、お尋ねしたいんですけども、今、景気の影響等で、町税なんかも減ってきていますけれども、今後、消費税が8%、10%と上げていくという法案が通ってしまったので、この消費税というのは、どんな形で影響してくることになるのかなというふうに、ちょっと心配をしているんですけども、町のほうでは、どんなところで、どんなふうに影響があるのかというふうに見てはるか、ちょっとお尋ねしたいんです。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 今、消費税についてのお尋ねでございます。今、もう一般的に言われておりますのは、消費税については国の経済状況を見て、それは実施するとなっております。で、消費税導入前には消費は伸びます。で、消費税導入後において消費が、当分の間、ちょっとの間ですけれども、減少するのではないかといわれております。そのときに、経済が下ぶれになるために、やはりいろんな税収、法人税、町民税は若干減るであろうといわれております。ただ、その分につきまして地方配分がございます。ふえた分で、

地方配分がございますので、それで補っていかれるであろうということで、で数年経てば、一定の状況に戻って、その財源、消費税の財源については社会保障について注ぎ込んでいこうと、そうされておりますので、その導入の前後に若干やはり増減が発生するであろうといわれております。今のところ言われているのは、その程度です。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 歳入のほうで、減った分については、きちっと運営していけるように国から補填等はされていく、そういうシステムにはなっておりますけれども、過去に、3%から5%にされたときの状況等ありますけれど、また新たな局面を迎えて、今度はさらに税率が高くなっていくという状況の中で、どんな影響が出てくるのかというのは非常に心配なところでもありますので、町のほうにおかれましても、またその辺注視していただいて、今後の動向なんかもよくつかんでいただいて、また大きな影響等があるとわかった段階で、またご説明いただければなというふうに思いますので。実施されるのが2014年、実施されるかどうか、まだ今の段階ではわかりませんが、その点についても注視していただきますようお願いしておきます。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 ないようですので、これをもって歳入に対する質疑を終結いたします。

ここで理事者入れ替えのため暫時休憩いたします。

(午前11時10分 休憩)

(午前11時12分 再開)

○飯高委員長 再開いたします。

それでは、総務部・会計室・議会事務局所管に係る決算審査を行います。

まず初めに、第1款議会費についての説明を求めます。藤原議会事務局長。

○藤原議会事務局長 第1款議会費の決算概要についてご説明申し上げます。

主要な施策の成果報告書の68ページから69ページでございます。

平成23年度の議会費の歳出決算額は1億3,096万3,025円、執行率は96.7%となっております。前年度決算額9,474万4,134円と比較して、3,621万8,891円、38.2%の大幅な増加となっております。

このように前年度と比較して決算額が増加いたしました主な理由は、まず1点目、23年6月1日をもって、地方議会議員年金制度が廃止され、廃止後の年金給付等に要する費用がすべて公費負担により賄われることになったため、議員共済費で3,398万

5千円の増となったこと。また2点目としまして、平成23年4月の議会改選に伴いまして議員の実人数が1名増加したことにより、報酬等で339万6千円の増になったことによるものでございます。

それでは、事業別施策の取組み状況についてご説明申し上げます。

まず、定例会・臨時会及び委員会の運営についてでございます。

初めに、定例会・臨時会の開催についてですが、定例会4回、臨時会2回が開催をされ、会期日数は延べ87日で、議案総数は84件、うち81件が原案どおり可決となっています。議員発議及び委員会発議については、地方自治法第96条第2項の議会の議決すべき事件に基本構想の策定を追加する条例改正や、陳情書を受けて提案されました意見書など、条例改正1件、意見書7件を可決し、意見書については政府関係機関に送付をいたしました。

次に、常任委員会及び議会運営委員会の開催についてですが、定例会前の委員会を含め延べ60回、64日間の開催となっております。

また、閉会中の委員会活動として、継続審査案件について審議を行うとともに、総務常任委員会、建設水道常任委員会、議会運営委員会において先進地視察研修を実施し、厚生常任委員会では三重県に現地調査を実施いたしました。

次に、会議録の作成・閲覧については、22年度末をもって速記者が辞められましたので、録音音声データ反訳委託に変更をいたしております。このことにより、98万1千円の経費削減となっております。

次の広報活動の充実についてでございますが、議会だよりを年4回発行しますとともに、町のホームページにも掲載したところでございます。

以上、簡単でございますけれども、議会費の決算概要の説明とさせていただきます。

○飯高委員長 説明が終わりましたので、第1款 議会費について、質疑をお受けいたします。主要な施策の成果報告書の68ページから69ページです。

なお、委員の皆さまには、質疑答弁がスムーズに行えますよう、ご質問の際には、主要な施策の成果報告書並びに関係書類等の資料名、資料番号、ページ数などもお示しいただきましてご質問していただきますようお願いを申し上げます。

それでは、質疑をお受けいたします。木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の68ページのところの共済費ですけれども、今、局長のほうから説明がありましたように、議員年金制度の廃止に伴って、こうして負担がかなり大きくなってきていますが、これに対して、予算のときにもちょっと審議がありましたが、確認

だけさしといていただきたいと思うんですが、これに対する国の負担がどれくらいの割合あるかということについて確認をしておきたいと思います。

○飯高委員長 藤原議会事務局長。

○藤原議会事務局長 基本、直接的な経費としましては、年金給付に要する費用については全て公費負担という形で、政府と地方公共団体が支出をしておるという状況でございます。ただし、財源措置といいますか、一応、地方交付税の算定のなかでは、一定の算定はされております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 その割合とかっていうのは示されてはないんですか。

○飯高委員長 藤原議会事務局長。

○藤原議会事務局長 すいません。地方交付税の算定基礎につきましては、まだ確認しておりませんので、申し訳ございません。また後ほどご報告させていただきたいと思います。

○飯高委員長 よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 ないようですので、これをもって、第1款議会費について質疑を終結いたします。

次に、第2款総務費について説明を求めます。西本総務部長。

○西本総務部長 それでは、一般会計歳出、第2款総務費につきましてご説明をさせていただきます。座らせていただいて説明をさせていただきます。

それでは、総務部と会計室が所管する歳出決算の状況についてでございます。

まず、第2款総務費でございますが、平成23年度歳入歳出決算書の72ページからとなっております。また、平成23年度の主要な施策の成果報告書は70ページから116ページとなっております。

恐れ入りますが、決算書の72ページをご覧いただきたいと思います。

第2款総務費のところでございます。予算現額10億6,792万8千円に対しまして、決算額は10億2,544万7,856円で、執行率は96%となっております。

また、第1項の総務管理費では、予算現額8億4,504万9千円に対して、決算額は8億1,321万1,871円で、執行率は96.2%となっております。

それでは、主要な施策の成果報告書のほうで説明させていただきます。主要な施策の成果報告書の70ページでございます。

第1目一般管理費では、予算現額4億399万7千円に対しまして、決算額は3億9,594万890円で、執行率は98.0%となっております。職員人件費、地域集会所施設整備費補助、コミュニティバスの運行、また（仮称）地域交流館の整備などに要します費用の支出が主な内容となっております。

はじめに、71ページの公共交通の整備では、コミュニティバスの運行としまして、平成23年度の乗車人員は延べ39,152人と、前年度に比べやや減少傾向にあります。このため、より多くの住民の皆様にご利用いただけますように、一層の啓発等に努めるとともに、現在、コミュニティバスの拡充について検討を進めているところでございます。

次に、コミュニティ活動の育成・支援では、自治会への助成として、コミュニティ活動を支援するため、自治会に対し文具料の助成を行ったほか、自治会連合会活動の支援としまして、自治会連合会に活動助成のための補助金の交付を行うなど、コミュニティ組織の育成に努めました。

次に、活動拠点の整備・充実では、地域集会所施設整備の支援としまして、活発なコミュニティ活動を促進するため、自治会等が行う地域集会所の整備に対しまして、地域集会所施設整備費補助金を交付いたしました。平成23年度は3自治会に対して補助金1,747万5千円を交付し、コミュニティ活動の拠点整備に対する支援を行いました。

次に、72ページの住民と行政の協働によるまちづくりでは、行政出前講座の実施としまして、平成23年度の開催講座数は34件でありました。開催した講座は、健康づくりが15件、防災が10件、都市計画、高齢者福祉・介護、障害福祉が各2件、それから、その他が3件という内容になっております。

また、73ページの（仮称）地域交流館の整備としまして、地域住民をはじめ、さまざまなグループ・団体の、自治会という枠を越えたコミュニティ活動の拠点として、広域的な自治会を対象とした（仮称）地域交流館を建設するため、まずは法隆寺東地区において、平成23年度・平成24年度の2か年で整備を行うこととし、平成23年度は登記業務及び設計業務等を行いました。

次に、74ページの広報・広聴活動の充実では、情報公開の推進としまして、平成23年度における公文書開示請求は、義務開示で8件の請求があり、また、個人情報開示は10件の請求がありました。

次に、効率的な組織の編成・運用では、職員の健康管理としまして、全職員が受診できるように配慮しながら定期健康診断及び成人病検診を実施しましたほか、職場内の安

全や衛生の確保等を図るため、産業医による健康づくりをテーマとした講演会や衛生委員会を開催し、働きやすい職場づくりの保持に努めました。

また、75ページの職員研修の実施としまして、一般的・専門的知識の取得のため、奈良県市町村会館管理組合主催の各種研修への参加、市町村アカデミー研修などの自主研修、さらには救命救急講習やメンタルヘルス研修などの町独自の研修を通じて、職員の資質の向上を図るとともに、職員一人ひとりが使命を自覚し、一層の行政サービスの向上に努めました。

続きまして、77ページの第2目文書広報費でございます。予算現額737万4千円に対しまして、決算額は730万1,812円で、執行率は99%となっております。

町広報紙の発行、町ホームページの運用などに要します費用の支出が主な内容となっております。

77ページの多文化共生の推進では、行政ハンドブック外国語版の作成として、町内在住の外国人への行政サービスの情報提供の手段として、住民課窓口で配布をしております行政ハンドブックについて、最新のコンテンツを提供するため、英語版の更新を行いました。

次に、広報・広聴活動の充実では、広報紙の充実といたしまして、町民の行政情報の取得手段のひとつとして、欠かせないものとなっておりますことから、引き続きより見やすく、より分かりやすい紙面づくりに努め、町の重要施策をはじめ、防災情報、岩手県大槌町への支援状況などの行政情報や、また住民生活に必要な情報、自治会や団体等の住民活動を積極的に紹介することで、住民の行政への関心や理解を得るとともに、協働のまちづくりの実現に向けて、住民と行政の相互理解に努めました。

また、平成19年6月号の広報紙から実施をしています有料広告掲載につきましては、掲載件数が62件、広告料は96万6,000円となっております。

次に、78ページのホームページの充実としまして、誰もが使いやすいホームページをめざすとともに、インターネットの特性を生かしたタイムリーな情報提供に努め、広く町内外に行政情報や観光情報などを発信いたしました。アクセス件数は、平成22年度にはじめて10万件を越え、平成23年度におきましても11万5,693件と増加をしております。

また、広聴活動の充実としまして、町が行う行政サービスについて、住民の満足度や住民ニーズを把握し、住民参加のまちづくりに役立てるために、平成23年度から平成24年度を任期とします町政モニターを選任し、引き続きアンケート調査を行いました。

続きまして、79ページの第3目財政管理費でございます。予算現額363万8千円に対しまして、決算額は357万2,355円で、執行率は98.1%となっております。財務会計システムに係る電算ソフト使用料などに要します費用の支出が主な内容となっております。

少子・高齢社会の進展による財政需要の増加が避けられない状況のなかで、今後も厳しい財政状況が続くものと見込んでおり、さらには、地方交付税の動向によっては、その予測を上回る厳しい状況になるものと思われます。そうしたことから、今後におきましても、住民の皆さまに財務情報をよりわかりやすく提供し、住民と行政との情報の共有化を図り、財政の透明性を高めるなかで、財政健全化に対する理解に努め、さらには、町税収入等の滞納整理の強化や、行政内部の改革などに取り組むとともに、積極的に国の補助金、交付金を活用しながら、収支のバランスに努めてまいります。

計画的な行財政運営では、財務書類4表の作成としまして、有限責任監査法人トーマツに助言・指導業務を委託するなかで、平成22年度決算ベースでの財務書類4表を作成いたしました。平成22年度決算ベースでは、新たに奈良県後期高齢者医療広域連合を連結対象に加えることができましたが、その他の一部事務組合の連結拡大、財務書類の精緻化や行政運営への活用などの課題が残っているところであります。このため、全国の自治体の動向を見ながら、数年をかけて公会計改革に取り組んでまいりたいと考えております。

80ページのふるさと納税等（寄附）の状況では、町ホームページの活用やリーフレットの設置、史跡藤ノ木古墳石室特別公開におけますチラシの配布などを通じて、そのPRに努めております。平成23年度では、86件、169万5,060円のご寄附をいただきました。受入先の別では、町内から21件、71万7,060円、県内から14件、14万8,000円、県外から51件、83万円となっております。

続きまして、81ページの第4目会計管理費であります。予算現額46万1千円に対して、決算額は45万2,537円で、執行率は98.1%となっております。会計システムに係る電算ソフト使用料などに要する費用の支出が主な内容となっております。

続きまして、82ページの第5目財産管理費でございます。予算現額2億3,747万8千円に対しまして、決算額は2億3,355万9,265円で、執行率は98.3%となっております。役場庁舎の維持管理、基金の運用、普通財産の管理、来客用等駐車場の土地借上げ、土地開発基金用地の取得などに要します費用の支出が主な内容となっております。夏と冬の節電に取り組むとともに、平成23年10月からは、最大需

要電力を監視できるデマンド監視装置を導入いたしました。

８３ページの普通財産の管理では、今後の土地開発基金の活用を図るため、国庫補助金等での買戻しが期待できない基金保有地の代替用地のうち、興留５丁目地内の土地、面積４０５．６３㎡、簿価１億４，１９３万８，１２０円を平成２２年度の決算剰余金を原資に買戻ししました。その結果、平成２３年度末の土地開発基金保有地の状況は、面積３，２１８．３５㎡、保有高５億６，１２１万７，２０２円となっております。

また、基金の管理・活用としまして、各基金利子などを原資として基金積立を行いました。減債基金では、平成１９年度発行の斑鳩町いきいきの里債やＪＲ法隆寺駅周辺整備事業、斑鳩町総合保健福祉会館建設事業で活用しました町債の償還対策として、３，１５０万９千円を積立てますとともに、平成１８年度に発行した斑鳩町いきいきの里債の償還財源として８，０００万円を取り崩しております。

次に、８４ページの計画的な行財政運営では、入札及び契約の適正化の促進としまして、これまでの建設工事に係る競争入札における予定価格の事前公表に加え、平成２４年２月１日から、委託業務に係る競争入札においても予定価格の事前公表を導入し、引き続き入札事務の適正化に努めております。

続きまして、８５ページの第６目企画費でございます。予算現額１億４，９１４万２千円に対しまして、決算額は１億３，１５１万９，１８７円で、執行率は８８．１％となっております。男女共同参画社会の推進、ＯＡ化の推進、地域文化の振興、文化振興財団の支援、いかるがホールの維持管理・運営、そして、参加と協働のまちづくりの推進などに要する費用の支出が主な内容となっております。

はじめに、歴史文化情報の発信では、太子の日フォーラムの開催としまして、聖徳太子ゆかりの町としまして、太子の和の精神を未来へ引き継ぐことを目的として、２月２２日に太子の日フォーラムを開催し、町内外に太子の和の精神と斑鳩の文化を発信いたしました。

次に、文化・芸術にふれる機会の充実では、文化振興財団への支援として、文化・芸術活動の支援とその機会の創出に取り組んでいます斑鳩町文化振興財団を引き続き財政面から支援いたしました。斑鳩町文化振興財団におきましては、平成２４年３月２３日付けで、奈良県知事より公益財団としての移行が認められ、平成２４年４月１日付けで公益財団法人に移行登記が完了しております。

８６ページの文化振興センターの維持管理としまして、地域文化創造の拠点施設として、その機能を最大限発揮できるよう、斑鳩町文化振興財団を指定管理者に指定、平成

22年度から平成24年度の間です、指定し、いかるがホールの維持管理と文化振興事業を合わせた一体的で効率的な運営を行っております。

また、NHK共催催しの開催としまして、質の高い文化・芸術に触れる機会づくりと、世界文化遺産のあるまち斑鳩の魅力を町内外に発信するため、NHKの事業採択を受け、特別展「天竺へ～三蔵法師3万キロの旅」の関連文化講演と「キミが主役だ！NHK放送体験クラブ」の2つの事業を開催しました。

88ページの女性の社会参画の推進では、女性のエンパワーメント活動の支援として、男女共同参画の啓発・実践を行うグループいかるがK A I G Iが企画・運営する事業を引き続き支援をいたしました。平成23年度では、「私、輝いてそして未来へ～少子化とアメリカ男性の提言～」と児童と留学生の交流の2つの事業を支援しております。

また、教育・啓発活動の推進では、男女共同参画の啓発として、女と男が輝く未来計画の行動計画に基づき、日々の暮らしのさまざまな場面でしくみや習慣などに深く根づいている性別役割分担意識に気付く機会づくりとして、引き続き「わたしが私らしくあるために」をテーマに毎月町広報紙に啓発記事を連載しました。また、男女共同参画意識の醸成を図るため、6月の男女共同参画週間（6月23日～29日）では、男女共同推進計画啓発のパネル展示を、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）では、女性に対する暴力防止の啓発ポスターやデートDVについて、漫画形式でわかりやすく表現した人と人とのよりよい関係をつくるための予防啓発教材を活用した啓発展を開催し、女性に対する暴力やあらゆる人権を侵害する行為の撤廃に向けた啓発を行いました。

また、89ページの生活支援体制の充実では、女性総合相談の実施として、女性の人権を侵害する深刻な問題や女性が抱えるさまざまな問題に対して相談・助言を行い、相談者自らが問題解決できる糸口を提供するため、引き続き相談窓口を開設しました。平成23年度では、相談者数11名、うち新規の方は11名、延べ21回の相談がございました。身近な相談窓口としまして、引き続き、ひとりで悩んでおられる女性をなくしていくという役割を担ってまいりたいと考えております。

次に、交流活動の促進では、友好都市交流の推進としまして、長野県飯島町、兵庫県太子町、大阪府太子町の友好都市提携各町が主催するイベント等への住民参加や出店を通して、交流活動を促進しました。住民交流では、平成23年度は兵庫県太子町を訪れましたが、新たな交流イベントメニューとして、これまでの太子あすかふるさとまつりへの参加にあわせて、太子町まちなか散歩を企画いたしました。

また、法隆寺の食封が小田原の地にあったと伝えられている縁から、平成２４年２月１１日に神奈川県小田原市と法隆寺ゆかりの都市文化交流協定を調印いたしました。

次に、９０ページの住民と行政の協働によるまちづくりでは、まちづくりを担う人材の育成として、引き続きまちづくり太子塾の活動を支援することによって、住民の創意や工夫を生かしたまちづくりへの取り組みを主体的に行える人材の育成に努めております。

また、参加と協働のまちづくりの推進としまして、第４次総合計画の重点テーマである参加と協働を具体的に展開するため、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例を制定し、斑鳩らしい協働のしくみを検討する体制の整備に着手するとともに、斑鳩町参加と協働のまちづくり推進業務を委託し、住民活動の把握や協働のまちづくりに関する事例調査・分析等を行いました。なお、債務負担行為にて平成２４年度までの２か年の契約を締結しております。

次に、９１ページの行政の情報化の推進では、ＯＡ化の推進としまして、役場庁舎と水道庁舎、生き生きプラザ斑鳩、いかるがホール、中央公民館、西公民館、東公民館、すこやか斑鳩スポーツセンター、斑鳩文化財センターを光回線で接続して、日常業務の効率化を図っております。

また、住民や企業等が時間や場所の制約を受けず、インターネット等を活用してオンラインで申請・届出等、行政手続きができるシステムの開発を行うため、奈良県及び県内市町村で組織する奈良県電子自治体推進協議会に参加し、汎用受付システムの共同開発・運営を引き続き進めております。

また、平成２３年度では、サーバ機器等のリース期間満了に伴い、グループウェアシステム及び職員用端末、パソコン・プリンタの更新を行いました。

次に、計画的な行財政運営では、行政改革の推進としまして、経済性・効率性・効果性をより重視した行政経営型のシステムへの転換をめざす第３次斑鳩町行政改革大綱、これは平成１５年度から平成２２年度計画が終了しましたため、その取組内容の実績及び課題等の整理を進めました。行政のパートナーであります住民に対して、効果的で質の高いサービスを最小の経費で効率的に提供する取組みは、次のプランであります仮の第４次斑鳩町行政改革大綱に継承し、改革をさらに推進してまいります。

続きまして、９２ページの第７目公平委員会費であります。予算現額６万４千円に対しまして、決算額は３万４，２００円で、執行率は５３．４％となっております。公平委員会の運営としまして、奈良県公平委員会連合会主催の研修に参加し、委員の資質向

上に努めております。

続きまして、９６ページの第１０目防犯対策費であります。予算現額８４５万４千円に対して、決算額８３６万３，１６８円、執行率は９８．９％となっております。

消防団員による年末警戒の実施、地域防犯の推進、防犯灯の新設、防犯灯維持管理の助成などに要する費用の支出が主な内容となっております。

はじめに、地域防犯の推進では、暴力団排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活を実現するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、斑鳩町暴力団排除条例を制定し、本年４月１日から施行いたしました。

また、防犯灯維持管理等への助成として、犯罪等の防止を図りますために、自治会が設置及び管理を行う防犯灯の設置工事、またそれら防犯灯に要する電気料金等の維持経費に対しまして、それぞれ補助金を交付し、防犯対策の充実に努めました。

続きまして、９９ページの第１２目東日本大震災支援対策費でございます。予算現額１，３６４万５千円に対しまして、決算額１，２８０万１，７７１円、執行率は９３．８％となっております。

スポーツ等の競技人口を競い合うチャレンジデーのご縁から東日本大震災被災地・岩手県大槌町に対しまして、町職員の派遣や救援物資の提供等を行いました。

支援内容は、人的支援では、平成２３年４月１９日から８月３１日までの間に、町職員実人数４１人、延べ人数５５人を派遣しており、救援物資の避難所や学校等への提供、大槌町役場仮庁舎での窓口支援などの業務に携わりました。

救援物資の提供では、本町の災害備蓄品をはじめ、住民や町内の企業・団体、さらには友好都市であります兵庫県太子町から提供を受けた救援物資を搬送し支援を行うとともに、同じく住民の皆様からご提供いただきました小・中学生向けの図書を寄贈いたしました。

また、あわせて被災地の復興支援を目的としました義援金・支援金の募集を行い、本年３月末現在で、日本赤十字社への義援金は１，３２０万９，０２２円、大槌町への支援金は４７８万２，６５６円となっております。

続きまして、１００ページの第１３目台風１２号災害支援対策費であります。

予算現額８５万４千円に対しまして、決算額１７万８，３３４円、執行率は２０．８％となっております。

昨年９月初めの台風１２号により、奈良県南部等の各地での人的被害や家屋倒壊等の被害が発生し、被災した市町村の復旧・復興を支援するために、町職員の派遣等を行い

ました。支援内容は、人的支援としまして、十津川村に９月２２日から１１月２日まで、延べ４２日間、水道事業支援として、上水道の復旧・敷設等を行うため、水道技術職員３人を派遣するとともに、土木事業支援としまして、１０月１１日から１０月２１日まで、延べ１１日間、村道の復旧事業等のため、土木技術職員１人を派遣いたしました。また、保健活動支援として、野迫川村には被災者の保健相談・健康チェック・避難所の衛生管理等のため、１０月２６日から１０月２８日まで、延べ３日間、保健師１名を派遣いたしました。

また、あわせて被災地の復興支援を目的としました義援金・支援金の募集を行い、本年３月末現在で、日本赤十字社への義援金は１３万１，３８９円、十津川村など県内被災市町村への支援金は６８万５，５３３円となっております。

続きまして、第２項徴税费についてであります。決算書の８２ページをご覧くださいと思います。８２ページ、第２項徴税费は、予算現額１億２，７７５万８千円に対して、決算額は１億２，３８３万７５０円で、執行率は９６．９％となっております。

それでは、主要な施策の成果報告書の１０１ページにお戻りいただきたいと思います。

第１目税務総務費では、予算現額７，０５５万４千円に対して、決算額は７，００１万４，４８９円で、執行率は９９．２％となっております。職員人件費などに要する費用の支出が主な内容となっております。

続きまして、１０２ページの第２目賦課徴收费であります。予算現額５，７２０万４千円に対しまして、決算額は５，３８１万６，２６１円で、執行率は９４．０％となっております。町税の賦課徴収事務、町税の過誤納償還金、新公金収納方法としましてコンビニ収納・ペイジー収納の導入などに要します費用の支出が主な内容となっております。

はじめに、課税客体の適正な把握と町税徴収率の向上については、町県民税及び固定資産税償却資産の未申告者に対する申告指導等によりまして、課税の適正化を図るとともに、滞納整理の早期着手と、誠意のない滞納者に対する滞納処分等、関係法令等に基づいて厳格かつ効率的な徴収事務を進め、納税者の公平性や公正性を確保し、町税の収入確保に努めました。

次に、滞納処分実施状況についてであります。平成２３年度では、差押が８４件、参加差押が２件、交付要求が２２件で合計１０８件、滞納額で２，２２１万９千円を処分しております。これらのうち、換価または配当により税に充当できたものは５０件、金額は３２１万２千円となっております。

次に、１０４ページの行政事務の効率化では、地方税電子申告受付サービスの導入として、地方税ポータルシステムにおいて、年金特徴サービス、国税連携サービスに加え、給与支払報告書、特別徴収関連の各種届出、法人町民税申告書、固定資産税償却資産申告書等がインターネット等により申告できるサービスを平成２３年１２月から開始をしております。

次に、新公金収納方法の導入についてであります。納付方法の多様化による住民サービスの向上を図るため、新たな公金収納方法でありますコンビニ収納・ペイジー収納の平成２４年４月の運用開始に向け、システムの整備等を行いました。なお、この収納方法が利用できる対象は、個人住民税の普通徴収分、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税としており、水道料金についてはコンビニ収納のみ対象としております。

次に、１０５ページの町税収納率についてであります。平成２３年度の町税の収納率は、現年度分が前年度の９８．３％より０．１ポイント上昇の９８．４％、滞納繰越分が前年度の２９．５％より３．５ポイント減少の２６．０％となっております。

次に、１０６ページの不納欠損処分の状況についてであります。地方税法の規定に基づき、合計１，０８７万７，５８７円の不納欠損処分を行っております。納税義務者の実人数は８０人、のべ件数は１７８件となっております。

これらの不納欠損処分を行った者は、滞納が発生した当初から再三にわたり催告等を行ってきたものの、その後の調査等により、処分する財産がない、あるいは本人の居場所が不明である、また、本人が死亡し相続人がいない者、あるいは競売開始により交付要求を行ったものの事件終了により配当がなかった者等となっております。

続きまして、第４項選挙費についてであります。恐れ入りますが、決算書の８４ページでございます。

第４項選挙費は、予算現額１，６０８万６千円に対しまして、決算額は１，４６５万３２３円で、執行率は９１．０％となっております。

それでは、主要な施策の成果報告書１１０ページをご覧くださいと思います。

第１目の選挙管理委員会費では、予算現額１６２万２千円に対しまして、決算額は１５４万８，１６３円で、執行率は９５．４％となっております。選挙管理委員会の開催としまして、選挙人名簿の定時登録や選挙時登録の定期的な委員会の開催をはじめ、統一地方選挙の適正かつ円滑な執行を図るための委員会などを開催しております。

続きまして、１１１ページの第２日常時啓発費では、予算現額７万円に対しまして、決算額は４万円で、執行率は５７．１％となっております。明るい選挙啓発の推進とし

まして、新成人への選挙啓発パンフレットの配布や昨年執行いたしました奈良県知事・県議会議員選挙、斑鳩町議会議員選挙におきましては、啓発物品を配布し投票を促すとともに、選挙への関心を高め公正な選挙が行われるよう努めました。

また、明るい選挙啓発ポスター作品の募集では、小・中学校の児童生徒にも選挙への理解と関心を高めていただくため、明るい選挙を題材とした啓発ポスターの募集を行い、３３点の応募がありました。

続きまして、１１２ページの第３目奈良県知事・議会議員選挙費では、予算現額７０万２千円に対しまして、決算額は６９万５千９百２５円、執行率は９９．０％となっております。平成２３年４月１０日執行の奈良県知事・議会議員選挙に要しました費用となっております。

続きまして、１１３ページの第４目斑鳩町議会議員選挙費では、予算現額６０万７千円に対しまして、決算額は５９万８千１百７２円、執行率は９８．５％となっております。

平成２３年４月２４日執行の斑鳩町議会議員選挙に要しました費用となっております。

続きまして、１１４ページの第５目斑鳩町農業委員会選挙費では、予算現額１３０万円に対しまして、決算額は１２万１千１７４円、執行率は９．３％となっております。平成２３年７月１９日任期満了の斑鳩町農業委員会選挙に要した費用となっており、選挙につきましては、定数を超えなかったことから無投票でございました。

続きまして、第５項統計調査費でございます。恐れ入りますが、決算書の８８ページでございます。第５項総計調査費は、予算現額９１万７千円に対しまして、決算額は８万５千５百１１４円で、執行率は９３．２％となっております。

それでは、主要な施策の成果報告書の１１５ページをお願い申し上げます。

第１目指定統計調査費では、予算現額９１万７千円に対しまして、決算額は８万５千５百１１４円で、執行率は９３．２％となっております。平成２３年度におきましては、個人情報保護等に細心の注意を払いながら、工業統計調査及び経済センサスの指定統計調査を実施いたしました。

続きまして、第６項監査委員費でございます。第６項監査委員費は、予算現額１,００万７千６百円に対しまして、決算額は９万９千７百３,０２０円で、執行率は９８．９％となっております。

第１目の監査委員費では、毎月の例月出納検査及び一般会計・各特別会計並びに水道事業会計に対する決算審査と財政健全化審査を計６日間、定期監査を計５日間実施していただきました。また、財政援助団体等監査としまして、今年度は元気クラブいかる

がほか、社会教育 7 団体と斑鳩町耕地協会の監査を実施していただきました。

以上で、第 2 款総務費のうち、総務部及び会計室が所管いたします歳出決算の状況につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願い申しあげます。

○飯高委員長　ここでお昼 1 時まで休憩をいたします。

(午前 11 時 55 分　休憩)

(午後　1 時 00 分　再開)

○飯高委員長　再開します。

先ほど説明が終わりましたので、第 2 款総務費について質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員　成果報告書の 71 ページのところの自治会の問題なんですけれども、自治会の助成とかいろいろ補助金を出していただいている、自治会の加入を促進するという効果についても期待をしているんですけれども、なかなか自治会の未加入率が改善されないなというところで、この成果報告書の 7 ページのところにも加入率がどうやということを書いていただいて、27 年度の目標が 90 % というふうに示していただいているんですけれども、いろいろ自治会連合会なんかからも改善を求める声なんかも聞いておられるかと思いますが、この問題について、町として新たに改善策というんですかね、そういった方向というのは検討とかされているんですかね。

○飯高委員長　池田副町長。

○池田副町長　この自治会の問題につきまして、斑鳩町に限らず、全国的な問題になっております。大都市もそうです。うちの友好都市の小田原市さんもそうです。そうした中で、ひどい所なんかはもう 60 % 前後まで落ちてきている所があります。

この絶対的な改善策というのは、もう今の状況ではないような状況になっております。といいますのは、それぞれの人間なら人間、個々個人の考え方の違いというのがあります。戦後 60 年以上たちまして、集団より個人、そういう風潮がどうしても浸透をしてきております。それを元へ戻す、個人をより集団の利益、そういう考え方の人をふやす方向に持っていくと、長い時間をかけて持っていくと、それが将来的には自治会のということにつながっていくって、防災のときの助け合いにもつながっていくということで、これはもう気長に毎月ほぼございますけども、広報を通じたり、また一定段階でもイベントを通じたりして粘り強く PR するしか方法はないと言われております。

また、学校におきまして、今、道徳教育が叫ばれておりますけども、その中で、一

つのつながりという意識を高めていくと、こういうことが非常に大事になってまいりますので、これが絶対的な方法だというのはないと考えておりますので、気長に進めていきたいと考えております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 確かにおっしゃるように、絶対こうすれば成功するというものもないですし、任意団体ですからね、町のほうにしても。強制するというようなものは絶対できませんので、ただ、先日うちの自治会の会合がありまして、若い人で一軒家を構えて越してこられた人なんかも、ちょっと声を聞かせてもらったら、転入のときに住む地域によってこういう自治会がありますよと案内はしていただいていると思うんですけれども、その自治会がどんな取り組みをしているのかというのがもうちょっとわかったほうが安心して入れるというような声を聞かせていただいたんです。やっぱり、あるというのはわかって、どんな取り組みをしているのかわからないと、なかなか不安やっていう、こういうふうにおっしゃってはったので、今後もしできるのやったら検討していただきたいと思うんですけど、今後、自主防災の組織をつくってその発表なんかいろいろもって、情報は提供していかれると思うんですけども、ここの自治会は、例えば防犯パトロールの取り組みをしてますよとか、子ども会とはこういう連携をしてますよとか、何かそんな形で自治会を紹介するような資料ですね、自治会のほうで作成してもらって、町の窓口においておくとか、それもひとつ今後自治会の加入率を上げていただく方法かなというふうに、ご意見を聞かせていただいて、ええご意見やったので、ちょっと紹介させてもらっておこうと思いましたので、町のほうにおかれましても、またそれぞれ自治会と自治会連合なんかといろいろ今後未加入問題の解決で相談されていかれると思いますので、またそのこともひとつ今後の課題として、またご認識いただければなというふうに思いますので、お願いしておきたいと思います。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 今、意見聞かせていただきました。確かにそういう面もあると思います。ただそれを全自治会にそれを例えばこうしてくださいというたら、また自治会の仕事をふやすんかとなってくるんですわ。そうしたところで、その自治会の方で、例えば第一地所なら第一地所でそういう取り決めをやっていこうとして、自治会としても自治会長さんがホームページをつくってやっていくという必要がございますので、その自治会によってはね。例えば、住民課で100ある自治会をこうやってパンフレットを配布するなりしても非常に難しいと思うんですわ。

今そう言っていたいている方は、本来的に自治会へ入ろうと思っているんですけども、入らない理由をまたいろんな悪く言えば、人のせいにして入っていかないということになってくるんですわ。入ろうと思ったらその自治会長さんへ行って、また電話する、電話番号うち教えますので、聞いていただいて、どういう取り組みをされておられますかと、そういうぐあいにやってほしいんですわ。

そうでないと、自治会へ入られたときに、やっぱり自治会員として活動できないと思いますので、余りにも人のせいにするよりも、やはり自分で動いていただいてやっていくということにしていいただいたら一番いいと思う。

ただ言われているように、町として、今後またホームページ充実させて、これだけ自治会ありますよと、こんな自治会ありますよと、この自治会ではこういう取り組み、例えば行で分けて箇条書きでこういう取り組みをされておりますと、ときによっては写真も添付するということも、これはちょっと考えていきたいと思いますけども、ちょっとそれについては時間をいただきたいと思います。

あくまでもこれはもうはっきり申しあげまして、先ほども申しあげましたように、自分の個人の問題、個人の心意気だと思うんです。そのこのところを押さえていただいて、自治会をどうあるべきかというのを、ご議論をいただきたいと思っておりますので、先ほども申しあげましたように、ホームページをどうするかは検討させていただきます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 すぐにできるかどうかという問題はね、別にそういうふうに言うているわけではないので、また今後相談する中で、いろいろええ方法はないかなということで検討していただきたいなというのと、あと今、副町長のほうで、こういう人来られましたよというのを自治会長さんにお伝えすると、電話番号も教えますよというふうにおっしゃいましたけど、その個人情報との関係でいうと、その辺は別に問題はないんですかね。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 自治会長さんにつきましてはお教えいたしておりますので、それを個人情報と言われたら、いろんな例えば行政の仕事ができないことになってまいりますので。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 うちの自治会長さんもちっと心配はしておられましたんでね。転入してきたらぜひこういう人が来たよというふうに教えてくれたら、自治会の案内を持ってお伺いしたいというようなこともおっしゃってましたので、その点はちょっと確認をさせていただきます。

そしたら、引き続きまして、成果報告書の73ページの、このポスティングですね。もともとの経緯から言いまして、その自治会の役員の負担が重くなるということから、シルバーさんをお願いして、全戸ポスティングをしていただいたと、そういうふうに移行したという経緯があるかと思うんですけれども。自治会によっては、もともとの自治会が配布して補助金をいただくほうがいいというような声を聞くことがあるんです。

自治会連合会さんとか、それぞれの自治会からとか、そういう声というのはどれぐらい上がってきているものなのかなというふうに思うんですけれども、町のほうはどれぐらい、今、どういうふうに把握しておられるでしょうか。

○飯高委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 自治会のポスティングにつきましては、以前、自治会の役員の負担であるというふうな声がありまして、それで自治会連合会のほうで議論をいたしまして、ポスティングに切りかえていこうということで変えました。

それからなんですけれども、ポスティングから再度、自治会配布に戻していただきたいというふうな声は聞いておりません。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、私がたまたま一つの自治会からそういうふうにお聞きをしているだけの状況やということで、私のほうも認識をしておきますけれども、そういう声がもしふえてくるようであれば、広報等の配布のあり方についても、またもう1回その見直しをしていくということも検討しないといけないのかなというふうに感じましたので、もし、そういう声がふえてくるようであれば、また町のほうとしても検討していただきたいと思いますので、意見として申しあげておきたいと思います。

それと続きまして、成果報告書の74ページの職員の健康管理のところなんですけれども、こういうふうに予算をつけて研修等もしていただけてますが、その職員の皆さんに研修、講演会とか参加していただいて、その後、例えば今残業時間なんかも人によってはすごい時間残業されていたりしますよね。そういう一定の基準を超えたときには、メンタルヘルスの医師に問診をしてもらおうとかいうことが必要やというふうになってきますけれども、そういう態勢については、研修後きちっと態勢がとられているのか、その辺については、どんな感じなんだろうかな。

○飯高委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 職員の健康管理についてでございますが、衛生委員会がございまして、産業医の先生に毎年講演会をしていただくのと、それと健康の相談を相談日を設けまし

て、そういった職員については健康相談を実施しているところでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 精神的にしんどくなって職務につけないというふうに、今の段階で休職をされている等という方は、数でいくとわかってしまうとあれなんで、もしいてるんですしたら何%ぐらいとかいうことでちょっと教えていただきたいなと思うんですけど。

○飯高委員長 西本総務部長。

○西本総務部長 今現在は、そういう方はおられませんけども、過去にはわずかですけどもおられました。その何%というよりもほとんどゼロに近いですけども、多いときには2人ぐらいとか、そんな程度です。だから全体的に言いましても1%あるかないか、1%以下でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 聞くと、奈良市のほうでしたら、自殺してしまう職員が出るとかいう形で、この間職員数を減らしてきていることによって、一人ひとりの職員さんにかかる仕事量とか、業務内容がすごく濃くなってきたりして、負担が物すごいことになってきているんやろなというふうに思いますので、職員の数をきっちりふやして、適正に仕事をしていただけるようにしていただくということとあわせて、この健康管理の問題については、今後、非常に大切なことになってくると思いますので、これは研修もしていただいても、態勢をきちっと今後もとっていただけるように、これもお願いをしておきたいと思います。

引き続き。成果報告書の75ページの人事考課制度の運用なんですけども、23年度で被考課職員186人の方に研修に参加していただいたということですが、この人事考課制度については、これまでもいろいろ意見等も言わせていただけてきましたけども、今後のスケジュールが、ひとつどうなるのかというのと、これまで給与、ボーナス等には反映をさせるべきではないというふうにご意見を申しあげてきましたが、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 人事考課でありますけども、これは当初導入のときから申しあげておりますけども、当面は自分自身のスキルアップにつなげていこうということで、職員さん、また管理職のお互いに人を見る目、冷静に見る目を育てていこうと。また自分が職場において何が足りないかということをお互いに認識し合って、それを認識し合うことによって全体のレベルアップにつなげていこうということで取り組んでおります。

ただ、将来的には、当然、今、国のほうでも、また県もやっておりますけども、やはり仕事がよくする職員さん、仕事、いろんな面で、対外的にもまた内部事務にも非常によくされる職員さんについては一定の評価をして一定の給料を与えていくと。また、そうでない人については、やはりちょっと辛抱願うという制度にはやっていきたいと考えておりますけども、今、それまでいく段階での人事考課にはなっておりませんので、今現在では、今の人事考課制度を試行的にやっていって、お互いにスキルアップ、レベルアップに努めていきたいと考えております。

ただ将来的に、これは何年とは考えておりませんけども、そういうこれがきっちり確立できたら、そういう制度になっていって、やはりできる職員さんがもっとやる気を出していただけると。また今普通程度にやっている職員さんもおられますけども、その人らにとってももっと仕事に励んでいただこうと、そういう制度にしていきたいと考えております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 いろいろ職員さんの能力を引き出すという点については、いろんなやり方がありますので、いろんな工夫をしていただければいいと思いますが、人事考課制度ということについては、いろいろやっぱり、私のほうとしては問題もあるやろなというふうに思ってますし、評価をされる基準というのがどこに置かれるかということで、職員の頑張る方向が住民さんのほうに向くのか、そうでないほうに向いてしまうのかという問題視がされてきていますので、その辺についても、町のほうとしても問題意識を持っていただいて、副町長、今の段階ではどこの何年後にどうするという確定したスケジュール的なものを考えていないということなんですが、ぜひ給料とボーナスに反映させるということについては、私はしてほしくないというふうに思いますので、今の段階の意見として申しあげておきたいと思います。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 今の評価は当然ながら住民さんに向いて、あと仕事の向上のこの2点になっておりますので、それ以外の方向は向いておりません。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、引き続いて。成果報告書の91ページですね。OA化の推進というところで、このOA化を進めることによって職員の採用試験についても電子申請ができるようにしたと。これは23年度で導入していただいておりますけども、その後、職員採用試験を行っていただいておりますが、導入前と導入後とで、どういう効果が上がっ

ているのかなと、この点についておたずねしたいと思います。

○飯高委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 導入前につきましては、申込者は町の窓口のほうに来て申し込みを行っていましたが、導入後なんですけども、自宅のほうでパソコンで簡単にできるということで、全体的に申込者の数がふえているというふうな状況でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 ふえているということでしたら、良い人材、積極的に採用試験に申し込んでいただける状況をつくれているのかなというふうに思いますので、効果が出ているというふうに理解しておきたいと思います。

そうしましたら、次に、102ページのところで、賦課徴収費のところなんですけども、今、再三にわたる督促なんかにも応じず滞納されている方に対して差し押さえ等も行ってきているということで、これも見ていますと、だんだん差し押さえの件数なんかはふえていっているんですけども、これいろいろ滞納者の方と相談なんかもされる中で、どんな状況が、どんなことが起こっているのかなというのがちょっと気になりますが、その実態について、お尋ねしたいと思うんですけども。

○飯高委員長 加藤税務課長。

○加藤税務課長 差し押さえの関係でございますけれども、この差し押さえに至るまでの経緯をまずご説明させていただきますと、納付通知書を送らせていただいて、まずそれぞれの納期が過ぎますと、それに納めていただけてない方については督促状を出しております。その後、納付のない場合については、さらに催告書をお送りさせていただいております。各年度それぞれについて、そういった作業をさせていただく中で、全く納付の相談、役場の窓口へ来ていただけない方等につきましては、基本的には納付をしていただくご意思がないというふうな考え方をこちらのほうでは持たせていただいております。その中で、それぞれ私どものほうで財産調査等をさせていただく中で、差し押さえをする財産が見つかりますと、それを差し押さえをさせていただくというような状況でございます。ただ、そういった中で、窓口の相談に来ていただきまして、生活状況等を聞く中で、担税能力等の不足等考えられる方については、別途滞納処分の停止等の処分をさせていただいている状況でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 相談ができていない方については差し押さえを強行に行っているという状況ではないということは確認できたんですが、やっぱりなかなかその税金を滞納されている

方で、みずから進んで窓口に来て相談するというのが、お金もないのに相談に行かれへんということはやっぱり相談を受けたりしますので、町のほうとしても、積極的にその方がどういう状況にあるかという、つかめるように、相談に応じられるような働きかけをしていていただきたいなというのと、もう1点、その差し押さえをする対象なんですけども、これ学資保険の問題をね、ひとつあるかなと思うんですが、斑鳩町としてはこの学資保険まで差し押さえの対象にしているのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○飯高委員長 加藤税務課長。

○加藤税務課長 学資保険の関係でございますけれども、一般的な生命保険契約等の中で含まれているものについては、差し押さえの対象としてさせていただいております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 私もちっと保険の形態がどういう形態なのかわからないんですけども、生命保険と一体型になっているような学資保険と学資保険だけ掛けておられる方と分かれるんですかね。

○飯高委員長 加藤税務課長。

○加藤税務課長 一般的に、生命保険会社によりましては、その通常の生命保険契約の中で、そういった特約等の関係で結ばれているものがございます。また、それ単独の学資保険というのもございます。そういった関係、単独のものについては今のところは差し押さえはさせていただいておりません。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 ちょっと形態がよくわかりませんが、単独のものは差し押さえはしていないということで、やっぱり子どもさんの将来にも影響してくるものなんで、その親御さんが滞納しているからといって子どもさんの将来にいろんな弊害があってはいけないというふうに思いますので、そこのところについては、一体型になっているものについても十分に精査していただいて、極力子どもさんに影響のない形でやっていていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。木田委員。

○木田委員 成果表の104ページですか。新公金収納方法の導入ということでありますけども、コンビニ収納ということで、私ことし初めて固定資産税をコンビニ収納が始められたということで行ったんですけども、「いやそんなことはやってません」ということで、幸前のとこのあれはセブン・イレブンかな、あそこへ行ったらそういうふうに

言われて、「いやそんなことないでっせ、これはもうことしからコンビニ収納始まっていると思いますんやけど」いうたら、「そんなちょっと本社のほうへ聞いてみますわ」言うて、ほんで本社のほうに聞いてもろて、「いややってます」ということで、それはそないして払わせてもろたんやけども。その始まるまでに、それがちゃんと店員というか何かまで徹底していなかったということで、やっぱりその本社に照会するまでじっと待ってんならんということで、余りたくさんはそらコンビニへは持って行かれへんと思うけど、やっぱりそうしたら、ちょっと土、日、月と休みとか続いておったことがあって、ほんでそないして持っていったら結局そういうことであって、やっぱりそれは徹底してなかったのかなというふうに思いますねけど。実際にそのコンビニ収納でことしから始められておると思いますねけども、固定資産税なんかうちらでも13万何ぼ、14万ほど払うんやけども、やっぱりそういう金額になっていったら、役場へ来るついでがあったり銀行へ行くついでがあつたらええねけども、そうでないときにぱっと思い出して行ったときに、そないして徹底してなかったら、いやちょっと待ってくださいというような形になってきたら、これ1,010万1,932円とかこうとってますねけども、これ金額によってそのコンビニの収益というんですか、料金が違うんか、そしてまた現在、そないして今までどんなぐらいそういうコンビニ収納とかいうのはなされておるのか、わかっていたら教えてもらいたいなと思います。

○飯高委員長 加藤税務課長。

○加藤税務課長 コンビニ収納の関係でございますけれども、まず1点目の固定資産税をお納めいただいたときに、店頭の対応ということにまずお答えをさせていただきたいんですけども、今年度から固定資産税、町県民税の普通徴収、それと軽自動車税のほうをコンビニ収納取り扱いさせていただいておりますけれども、この4月の10日にまず1つ目の固定資産税の通知をさせていただきます。

それまでにコンビニ収納の周知の関係で、4月の9日に町内の全コンビニエンスストアに対しまして、戸別訪問をさせていただきます、取り扱いのほうにつきましては周知をさせていただきます。またあわせて金融機関についても、町内の金融機関については、取り扱いの説明を個別に訪問させていただいておりますので、ちょっと個別の店頭の事情かとは思いますが、私のほうで再度確認をさせていただいて、改めて周知をさせていただきたいというふうに考えております。

それと、取り扱いの件数の関係でございますけれども、8月の末現在でございます。

コンビニとペイジー収納両方合わせた件数で申しあげますと、全体の納付件数、窓口

納付ですとか口座振替の関係を含めて、全体の納付件数につきましては4万1,528件になっております。そのうちコンビニ収納につきましては6,987件です。それとペイジー収納につきましては797件となっております。

全体のパーセントで申しあげますと、おおむね約19%のご利用で、5件に1件はコンビニ収納、ペイジー収納をご利用いただいているという状況でございます。

○木田委員 それと金額のなにはわかるの。個別のその金額で違うんか、1件当たりになんばかいの。

○飯高委員長 加藤税務課長。

○加藤税務課長 申し訳ございません。金額につきましては、1件当たり64円で、納付金額によって金額については変わることはございません。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。伴委員。

○伴委員 72ページの行政出前講座の実施なんですけど、この表の中の、2番のこの防災についてというようなのが23年度非常に伸びておる。これは震災の関係かなと思うんですが、この括弧に地震対策と書いてありますが、それも大事な、非常に今ゲリラ豪雨とか、そういうことで、そっちのほうの心配、がけ崩れとか、また増水、そういうような話もこの中でしていただけるわけでしょうか。

○飯高委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 おっしゃっておられますように、東日本大震災を受けまして、この出前講座の件数、平成23年度ふえている状況でございます。その中で、講座の内容なんですけども、防災、地震対策を中心に行っておるところでございますが、その講座の中で、大雨に対する避難の方法とか、そういった内容のものが出ましたら、できる限りお応えしている状況でございます。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 私の提案で、この地震対策というの、これ括弧書きでなく、やっぱり当町、もちろん地震も非常に心配なことなんですけど、いろんな形の防災があると思いますので、この地震対策で、この括弧が本当にこれがいいのかなというように思います。またその辺検討していただければと思います。

次、行かせていただきます。83ページの基金の管理活用ですねんけど、ちょっと私、こちらに寄せていただいて毎年これ見せてもらってますねんけど、この表の中の都市計画事業整備基金、公共施設整備基金、これいつも動きがなく、このまま同じような感じで載っているように思いますけど、このあたりどう、これはどんな感じの趣旨の基金で、

今後どう考えているかちょっとお聞きしたいんですが。

○飯高委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 都市計画事業整備基金及び公共施設整備基金に関するご質問でございますけれども、まず都市計画事業整備基金につきましては、都市計画事業を円滑かつ計画的に進めるため、昭和60年4月に設置させていただいたものでございまして、都市計画税を原資としております。

平成16年から19年度間において、公共下水道に活用するために5億8,200万円を取り崩し、現在はほぼこの残高となったところでございまして、その後、都市計画税の総額をこれら事業に使っておりますことから、積み立てのほうは行っていないところでございます。

また、公共施設整備基金につきましては、本町の公共施設等の整備事業資金に充てるため、昭和43年10月に設置したものでございまして、開発事業に関して受けた寄附金を原資としております。

そうしたことから、現在は、その協力費廃止以降は積み立てを行っておりませず、また平成16年度から18年度の間におきまして、JR法隆寺駅周辺整備事業に活用するため、4億7,740万円程度を取り崩し、事業に活用させていただいて、現在の基金残高となったところでございます。

これら基金につきましては、ただいまご説明を申しあげましたように、その基金の設置の必要性がだんだん薄れてきていることから、本年度におきまして、担当常任委員会にもご相談を申しあげまして、そのあり方について検討を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 今、説明していただいて、今後どうしていくかということを検討されているということはわかりましたので、また担当常任委員会のほうで、またその辺のご説明お聞きしたいと思います。

続いてお願いします。96ページの防犯灯維持管理等への助成なんですが、このうちの設置補助のほうなんですけどねんけど、23自治会の、これ、今言われているLEDの比率、今度LEDに換えたいというような比率というのはどの程度ですのやろ。

○飯高委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 防犯灯の新設の補助の関係でございしますが、最近LED化が進んでおりまして、この補助につきましても、LEDのほうに換えられる所が多くなっております。

平成23年度でございますが、約30%以上、30%程度が、LEDのほうに換えられているところでございます。設置のほうが42件ございましたが、そのうちの14件、約33%がLEDのほうに換えられているところでございます。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 今、説明で、そんな感じなんかなというような感じですねんけど、だんだんこのLEDというような形になってくる。非常に交換するのが楽といいますか、そんな形になってくると思いますので、その状況を踏まえて、また行政のほうでいろいろな形で改良していただけたらと思います。

続きまして、102ページの、ちょっと先ほど質問があったやつですねんけど、差し押さえの件なんです。これ22年度、23年度、23年度のほうにふえているのに、金額、配当自体は、換価自体は半分ぐらいになっていると。これ実質、不動産、動産、そして債権、このあたり3種類どれかをされていると思いますねんけど、実質、何がメインに差し押さえされているんですか。

○飯高委員長 加藤税務課長。

○加藤税務課長 平成23年度のもので申し上げますと、預貯金とあと一般的な債権、所得税の還付金ですとか、そういった債権を中心に差し押さえをさせていただいております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 先ほど話があったように、やっぱりその辺の債権となってくると、非常に生活資金という部分もなるかもわからない。その辺の相談というのをきっちりやっていただいて、そしてしかるべき処置でやっていただきたいと思います。以上です。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。小林委員。

○小林委員 私のほうから1件、78ページのホームページの充実についてなんですけれども、ここ数年、毎年1万件ずつアクセス数がふえていますけれども、平成23年度は11万件ということなんですけれども、この件数について、この数字について、どういうふうに思っておられるのかと、またこの11万人、どういう方々が、例えば住民さんか見ているのか、観光客が見てはるのか、斑鳩町に引っ越してこようと思われる方が見てはるのか、どういう方々が見ておられると思っているのか、まずその意見を聞きたいと思います。

○飯高委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 まず初めに、この件数ですけれども、件数につきましては、ほぼ先

ほど委員おっしゃいましたとおり、年1万件程度はふえております。その中身なんですけれども、誰が見ておられるかというところまではなかなかつかめておらず、その中身については、観光であったり、行政情報であったり、いろいろな情報、その分析まではできないような状況となっているところでございます。

また、この数なんですけれども、この数がいいのかどうかという部分なんですけれども、もっとふやしていきたい。もっと発信していきたい。インターネットを使った部分で、もっと発信していきたいというふうに考えております。

これまでも、いろんな方にやさしく、また使いやすく見ていただけるような形で、いわゆるユニバーサルサービスですかね、そういった形でも改良してきておりますので、今後も今のホームページにこだわらず、より使いやすく見やすいホームページを構築してまいりたいと考えているところでございます。

○飯高委員長 小林委員。

○小林委員 それと、斑鳩町のホームページとしては、基本的に今の斑鳩町のホームページの雰囲気からしますと、斑鳩町の行政を利用するために見るみたいな感じのホームページのつくり方だというふうに受けとめてしまうんですね。

ここで書いておられるような、常にもっとリアルタイムな情報をいただけたら、行政を使わないときでも、ちょっと今、住民さんが斑鳩町でどういうことをやっているのかな、どういう風景があちこちで、どういう斑鳩町の風景があるのかなというふうに見られる方もいるかもしれないんですけれども、まず今の段階でも、今のお話でしたら、いろんな方に見ていただきたいというふうになっているんですけれども、iセンターのホームページに、きのうの段階で143万件アクセス数があるんですけれども、あっちのほうも、斑鳩町のほうも、そんなにリアルタイムな情報の更新がないんですね。

斑鳩町のホームページ、ちょっときのう確認させていただいたら、やっぱり一覧の所に10件が一覧で並んでましたけれども、一番古いので7月末ぐらいの情報があつたので、そうなりますと、僕らになってくると、やっぱり立場的なこともありますので、ほとんど広報と一緒にすのでね、そんなに僕らも見ることがないんですけれども、その10件のうちの1件は広報に載ってない情報が載ってますので、そういうこともあるので、月に数回チェックするんですけれども。ですから、そうなりますと、もっと斑鳩の日常的な情報、写真を載せていただくなりすると、もっといろんな方に見ていただけるんじゃないかなという、また先進地的な、そういうふうなことに特化した行政のホームページもありますけれども、確かに今のホームページは見やすく好きなんですけれども、

より日常的に斑鳩町の方々に、斑鳩町のホームページを見ていただけるような努力をしていただきたいなというふうにまた要望させていただきます。以上です。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

私のほうから1点だけ、99ページと100ページなんですけども、東日本の大震災から1年と半年がたって、当時はいろいろと義援金とかで集められてしていたんですけども、今もそういう支援が続けられているんですけども、特にうちは岩手県の大槌町はじめとする支援をされています。その中でたくさんの義援金が寄せられていて、実際にその震災においてどのようにこう使われているのかということ、実際に公表されている部分がどこまであるのか、実際にどういうふうに使われたのかというのが、やっぱりその使途ですね、ちょっと心配になりましたので、わかる範囲で結構ですけども、どういうふうになっているのかということをごちゃと教えていただきたいと思います。

小城町長。

○小城町長 この義援金そのものが日本赤十字等、仮に斑鳩町であれしたら、日赤の奈良県支部へ行きますけども、目的があって、大槌へしますということだったら大槌へ400何万というお金が行きます。

ただ日赤の場合は、奈良県から本部へ行って、本部から恐らく宮城県、あるいは岩手県、福島県に分配をする。そしてまた各市町村に対して。それがほんまに皆さん方がそのお金をもらうたのかももらわないのかということがなかなか伝わってこない。だから、皆さん方は直接じかにいきますよと。もう私のお金がどこへ行ったかわからんと。もうせんど義援金、義援金で、えろ集まっておりますけれども、おっしゃるとおりでございます。その辺のところは、今やっぱり岩手県の大槌でも何にその金を使っていくのかたって、今もう、復興支援金だけでも、大体20億か30億、予算が60億ですから、今200億ぐらいあるんです。しかし執行できないんです。

それはやっぱり瓦れきを撤去するにつしまして、入札したら全部不落なんです。そういう実態もなかなかわかってこないということが、やっぱり町長にとってはおっしゃってました。ただ今、仮庁舎ができて、特にそういう点では7億かかったと。7億もかけるんやったら、はじめからそんなもん新しいものをつくったらええやないかという話も出てくるけども、大槌小学校を今、仮庁舎をつくられて、この間から運用されています。

しかし、やっぱりきれいな、立派な物になってますけども、その避難をされている方々はどう受けとめられるかということもございますし、また議会の中では、そんな7億もかけるのやったら、もっと他にしたらええと、さらで建てていくか、あるいはそう

いうことをしたらええと。それよりも大槌の今の津波で流された所がまだどうしていくかということも、まだこれ県のほうで決まってくれない。

そしたら、高台、高台ばかりいく中で、高台やったらもうわし要らんのやという人があって、今でも大体千五、六百人ぐらいはもう岩手県の大槌から出ていくという状態になっておると。そういう点も踏まえたら、この義援金の関係等については日赤が大半でございまして、目的のあるやつは大槌とか、そういういろんなところへ行きます。

ただ、これからの問題は、一番心配するのは、やっぱり職員が足りませんから、必ずこれ恐らく岩手県も、あるいは宮城県も、福島県からも、各市町村が奈良県に対して直接言ってこられる。この間、多賀城市の市長が来られて、奈良県について、市長会・町村会から職員を送ってほしいという話で、今奈良市は1人か2人、友好姉妹ですから行ってますけども、あと協力を願いたいということも来られてますから、これからの先は恐らく人員の関係、職員を派遣をしていただかなかつたらなかなか復興していかない。あるいはまたそういう点については瓦れきの撤去についてもなかなか進まない状況であると。

もう今、既に国会そのものが休会中でございまして、もういつ何時、選挙があるかわからん状態ですから、もうそんなん復興というよりも、そんなことに目を向いてないということに皆さん方被災地の方々は心配をされてましたし、これからどうなっていくのか、やっぱり福島県の問題はなかなかそう簡単には解決できないということでございまして、そういう点について、義援金の問題等についても、大体、日赤、奈良県の日赤へ行って、それから本部へ行くと。そして本部から分配されるということしか我々はわかりません。

○飯高委員長 多くの善意の義援金が寄附されて、それがどういうふうになったかというのは、またそれによってその地域がどういうふうに潤ってくるのかという、その使途の経過というのやっぱり、した側においてはそれを見たいかなとは思いますが、今、町長言われましたように、日赤、またお金には色ついてませんから、なかなかそれがどういうふうに行っているかわからない。ただやっぱりこれから復旧、復興に向けた勢いがそれを支えていくんかなと思います。そういうことで、質問いたしました。

ほかにございせんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 ないようですので、これをもって第2款 総務費についての質疑を終結いたします。藤原議会事務局長。

○藤原議会事務局長 先ほどの議会費のところの木澤委員のご質問に対する答弁をさせていただきます。

先ほど木澤委員のほうから、議員共済費負担金に係る財源手当についてのご質問がございました。その中で、私、普通交付税に算入をされておりますということでご答弁申しあげたかと思うんですけど、その額でございます。それについてご答弁させていただきたいと思いますが、平成23年度におきます地方交付税の議員共済費負担金に係る額というのは出てございません。明細が示されておきませんので、それにつきましてはわかりませんが、議会費全体としての数字というのは出ております。それは23年度では1億359万5,000円の算入がされております。

共済費の負担金に係る算入がされておるかどうということとなりますと、それはちょっとわからないんですけども、ちなみに、制度改正前の平成22年度の交付税算入を見ますと、議会費では7,604万2,000円となっております。差額といたしましては、2,755万3,000円の増加になっております。そういったことから、議員共済費負担金に係る交付税算入はされているというふうに考えております。

なお、木澤委員のご質問は、いわゆる財源手当てがきちっとされているかどうかということの趣旨のご質問かと思うんですけども、ただいま申しあげましたように、23年度では1億359万5,000円ということで、決算額と比較しますと約2,790万円の乖離がございます。そういったことで、これはどういったことかと申しますと、ご承知のように、議会費に関しましては、議員の人件費、あるいは職員の人件費がほとんどを占めている。そういった中で、これが要因になっていると。

と申しますのは、斑鳩町の関係で申しあげますと、議員の人数ですね、これが全国的に見て若干多いのではないかと。例えば例を挙げて申しあげますと、生駒郡4町ございます。生駒郡4町では、合計で11名の減員がされております。平均しますと2.75人の減員。広域圏の7町を見ましても19人の減、平均しますと約2.7人の減となっております。ちなみに、斑鳩町を除く広域圏の他6町の平均を見ますと約3人というようなこともございます。

そういったことから考えますと、例えば斑鳩町が3名の減員をしていったと仮定をいたしましたら、現在で2名ふえるといったことの中で、これを議会費の人件費にあてはめますと約1,500万円程度になります。また、全国的に見ましても、斑鳩町の議員報酬というのは、昨年の議会実態調査の結果でございますけれども、議員報酬月額では約2万円の差がございます。それを勘案しますと、約500万円ということで、合わせ

て2, 000万円の差がございます。

このほか、議員期末手当につきましても、斑鳩町は一般職の職員の期末手当、勤勉手当の月額に合わせていますけども、いわゆる1.4倍の調整率を掛けています。そういったことをされておらない町村もございます。そういったようなことから、おおむね交付税につきましてもは算入されているのではないかというふうに考えております。

○飯高委員長 よろしいですか。

次に、第8款消防費について説明を求めます。西本総務部長。

○西本総務部長 それでは、第8款消防費に係ります歳出決算の状況につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

決算書のほうは126ページからとなっております。また主要な施策の成果報告書のほうは、243ページから250ページとなっております。はじめに、決算書のほうでございしますが、126ページをごらんいただきたいと思います。

第8款消防費は、予算現額3億5,777万4,000円に対しまして、決算額は3億5,243万6,130円で、執行率は98.5%となっております。

それでは、第1項消防費に係ります主な施策の実施内容につきましてご説明申し上げますので、主要な施策の成果報告書243ページをご覧くださいと存じます。

まず、第2目常備消防費では、予算現額2億8,767万6,000円で全額執行いたしております。西和消防組合との連携といたしまして、消防業務を広域的に実施している西和消防組合に負担金を支出し、消防力の充実に努めました。

続きまして、244ページの第2目非常備消防費であります。予算現額2,891万1,000円に対しまして、決算額は2,647万7,239円で、執行率は91.5%となっております。町消防団運営、自衛消防団の支援、県防災ヘリコプターの運営などに要します費用の支出が主な内容となっております。

消防団の運営では、非常備消防組織の充実、その活動を支援いたしました。平成23年度末の消防団員数は92名で、消防技術向上のために、生駒郡消防防災訓練をはじめ各種訓練への参加、及び消防学校への入校などによりまして、団員の士気高揚と非常時におきます緊急体制の強化に努めております。

また、平成23年度における消防団の出動状況は、火災出動5回、有事に備えての防災訓練、機械点検、操作訓練等で延べ31回の出動と、またその他の活動としまして、火災予防週間での予防啓発や、出初め式、文化財防火デーにおける防火訓練などを実施しております。

245ページの自衛消防団の支援といたしましては、自衛消防団20団体の管理運営に要する経費に対しまして補助金を交付し、自衛消防団を支援いたしました。

続きまして、246ページの第3目消防施設費であります。予算現額2,542万2,000円に対しまして、決算額は2,319万5,206円で、執行率は91.2%となっております。消防コミュニティセンター、法隆寺消防センターなどの消防施設の維持管理、消防施設整備の支援、消防車両の更新などに要します費用の支出が主な内容となっております。

消防施設の維持管理では、消防団詰所、音声サイレン遠隔装置等の適正な維持管理に努め、万が一の災害時に備えてまいりました。また、消防施設整備の支援として、自治会における初期消火体制の強化を図りますため、消防器具等の設置について補助金を交付し、地域における消防体制の充実に努め、平成23年度ではホース84本、筒先19本、スタンドパイプ21本、開栓キー14本、器具格納箱15箱の設置に対して補助金を交付しております。247ページの消防車両の更新では、車両の老朽化に伴い、消防第3分団ポンプ車を更新いたしました。

続きまして、248ページの第4目水防費であります。予算現額26万5,000円に対しまして、決算額は8万3,777円で、執行率は31.6%となっております。

水防活動としまして、洪水時期における貯水機能を確保するため、いかるが溜池土地改良区において、斑鳩ため池における水利調整を図っていただいております。

続きまして、249ページの第5目災害対策費であります。予算現額1,550万円に対しまして、決算額は1,500万3,908円で、執行率は96.7%となっております。災害物資の備蓄、避難所施設の充実、浸水対策の実施などに要する費用の支出が主な内容でございます。

はじめに、災害物資の備蓄では、非常食でありますアルファ米9,200食、保存用ビスケット4,800食、合計1万4,000食。毛布2,180枚、紙おむつ3,591枚、粉ミルク24缶を購入するとともに、平成23年度から新たに避難所のプライバシー確保及び居住性の向上を図りますため、間仕切りユニット6セット、災害用敷マット700枚を購入いたしました。なお、非常食等の購入につきましては、東日本大震災被災県への救援物資提供に伴う不足分の補填もあわせて行っております。

250ページの避難所施設の充実では、大災害に備え、既存の通信手段の途絶えた際に活用する衛星携帯電話、停電時の緊急用電源として発電機の設置を行いました。

また、浸水対策の実施では、国のきめ細かな交付金を活用し、局地的ゲリラ豪雨時の

迅速な水防活動に対応するため、一定の雨量に達した場合に、関係職員にメール配信ができる雨量観測システムの導入を行いました。

以上で、第 8 款消防費の歳出決算の状況につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○飯高委員長 説明が終わりましたので、第 8 款消防費について質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の 249 ページの災害物資の備蓄のところになんですけども、ここには書かれてないんでお尋ねしたいんですけど、非常用のゴムボートですね、今、集中豪雨で思ってもいなかったような所が水つきになったり、斑鳩でも洪水ハザードマップで浸水地域というのが指定されてますけども、ボートを持っているよと余り聞いたことがないので、斑鳩町はそういう備蓄はされているのでしょうか。

○飯高委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 災害救助用のゴムボートの件でございますが、西和消防のほうは所有はしておりますが、斑鳩町は現在所有はしておりません。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 今後、それを購入する等の考え方というのはあるんですか。

○飯高委員長 西本総務部長。

○西本総務部長 ゴムボートにつきましても、やはり洪水時におきましては、必要な物品でございますので、今後は購入を検討していきたいと思います。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、住民の皆さんも非常に防災に対して意識を持っておられて、先日、多分出前講座を申し込んでいただいた方やと思うんですけど、そのときいろいろお話を聞く中で、ゴムボートのこと気になったのでということで、住民の皆さんから声を寄せていただきましたので、今後、計画的に整備といいますか、購入のほうを進めていっていただきたいと思います。

それと続きまして、次の 250 ページのところの、地区別防災訓練の実施のところ、23 年度については実施予定地区との調整がつかずに見送ったというふうになっているんですが、これちょっとどういう状況やったのか、お尋ねしたいんですけども。

○飯高委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 自警消防団、現在 20 消防団ございまして、過去に 18 の自警消防団につきましては、もう地区別防災訓練が実施されてございます。残る 2 つの自警団について

て、その日程調整等をずっと進めておったんですけども、相手方の都合によってできなかったということでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 これ全部で20ある自警消防団、年に1回ずつ、ひとつずつの消防団で実施をしてきているような状況なんですかね。

○飯高委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 地区別防災訓練につきましては、大体年間通じて2つないしは3つを予定して実施しているところでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、23年度に実施できなかったということで、残り2つについては、もう計画は既にされているというふうに理解してよろしいですか。

○飯高委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 ひとつの地区につきましては、現在も今年度中に日程を決めております。もうひとつにつきましては、現在も調整中でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。そしたらすべてのそういう消防団で計画をしていくと。実施をしていくというふうに、そういうふうに進めているということで理解をしておきたいと思います。

あと、同じページの浸水対策の実施のところで、23年度で雨量観測システムを導入していただいて、今、部長の説明の中でも、職員さん、関係者等に情報発信をされているという活用を報告いただいたんですが、導入のときにも少しどういうものですかというのはお聞きした経緯があるんですけども、導入して実際に活用されている状況なんか、ちょっとイメージがつかないので、どういう状況で活用されているのか、お尋ねしたいと思うんですけども。

○飯高委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 最近の局地的なゲリラ豪雨に対応するために、気象警報のほうが発令されるまでの間に、その場所により、水路等があふれるというような状況がございます。

こういった状況に対応するためには、一定の雨量に達したときに、職員に招集メールを送りまして、関係職員のほうなんですけども、送りまして、そして水防活動を迅速にできるように、この装置のほうを整備をいたしました。

なお、10分間で5ミリとか、そういった雨量に達しますと、その関係職員のほうに

自動的にメールが入るというようなシステムでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、本当に集中豪雨が多い中で、職員の皆さんもう急に帰ろうと思ったら、戻ってこなあかんとかいうふうな、徹夜が続いたりとか、大変ご苦労いただいていると思うんですけども、これ最近、警報がこっちで雨が降ってなくても、ぱっと出て、そっちの対応もしなきゃいけないような状況やったりとか、先に警報が発令されるという状況のほうが多いのかなというふうに思うんですが、その警報が発令されてない状態で、この雨量観測システムによって職員に招集がかかったという事例はあるんですか。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 先だって1件ございまして、3時過ぎですか、雨が降ったときには、警報は出てません。3時50分ぐらいに北西部に警報が出て、夜の7時ぐらいにまた大きな雨が降りまして、そういう点もございまして、テロップはもう最近そういうような警報というのは出ますけれども、なかなかそういう雨が降ってなかったも警報やというときもありますし、警報が出ますと、職員は当然待機し、やっぱり本部長はじめ、対策本部の警報の関連の本部を設置していく。副町長が中心でやっていただいておりますけど、そういう点で今何でも気象庁というのは、ある程度そういうものが出てきたらあります。斑鳩で一時起こったのが、竜巻でございましてけれども、竜巻も後から、結果、気象庁が来たら竜巻やということの判定をされたということもございまして、なかなか難しい問題があると思います。そういう点では、やっぱり警報が出るたびに、職員等、対策本部、警報本部をつくってやっているというのが状態でございます。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 一般の今の浸水対策の実施に関するようなことなんですけど、富雄川に設置された警報システムいうんですか、あれは県やと思いますけど、その連動というんですか、町へそういう連絡というか、そんなん入る、そういう連動したシステムになっているんですかね。富雄川が50センチか、何かまで来たら避難準備命令とか出てますねけれども、あのシステムによってまた町のほうもそこから情報を得て、避難準備勧告というんですか、それを行っておられるのか。あれはただ、あそこで警戒水位に達したいうだけで、こう赤色灯が回るだけのものか、どういうふうなシステムになっているのか、教えてもらいたいと思います。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 あれは、平成12年7月の溢水から高安西団地の方が非常に神経を使われ

て、たいがい雨が降るたびに堤防に立っているという状況から、地元がそういう点で非常に努力をされて、郡山土木と折衝した中で、やっぱり河川改修もなかなか進まない。そういう状況からああいうものを設置していこうと。あれを設置したやつは、高安西と睦の関係の自治会長かあるいは3か所、4か所ぐらいですね、高安、睦のほうはまだ、機械は設置してますけども鳴らないとか稼働してない。こっちの高安のほうは稼働しましたけども、この間、雨量が達したときに、そのブザーが鳴らなかったということで、ちょっと誤作動が起きたということで、もう一遍、県・郡山土木と協議をしながら、それを速やかにそういう改善をしていただくということで今やっております。

自治会の高安西団地、あるいは睦のところに何か所か、3か所か4か所ぐらい設置をしています。そしたら、その水量はもう危ないですよと、危険水位からブザーが鳴るという自治会長はじめそういう所へ手配をしてほしいという段取りになっていると思います。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 そしたら、そのなには町のほうへは連絡は入ってこないということですか。

あの警報機については。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 警報機は、町に連絡が入ってきても、もう町は、既にそういう点では、先にもう高安西団地のほうに行ってますから。そういう対応はもうきめ細かく本部としてやってますからね。大体、高安西、あるいはその天理斑鳩の川本医院前、あるいは敬真社、あるいはそういう神南、あるいはそういう所に各班を分けて本部長、池田副町長のほうから指示が出て、対応を速やかにしております。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 ことしも8月14日に避難準備の広報車が回ってこられたと思いますんやけども、それを川をその前に見にいったときは水位が1mよりちょっと上まで、7、80cmぐらいの所まで米寿橋のどこ来とったけど、そのときにはまだ高安のあそこは赤色灯というんですか、あれはまだ回ってなかったと思いますねん。だけど、それからちょっと10分か20分ほどしたら、何かこう回り出したということで、ちょっと反応が遅いのかなというふうに思ったんやけども、それから町の広報車も回ってきたということで、やっぱりそういうなには町のほうへも早いこと、雨量によって行動されるいうんですか、そういう関係ではないのかなというふうに思いますんやけども。まあ斑鳩で降らなくても、上流部分で集中ゲリラ豪雨みたいなのがあったら、なかなかそれに対応するというのは難しいように思うねけども、あの警報のあれがついてから、高安の人も安心しておら

れるのかどうかちょっとわかりませんねけども、あのときも、そうしたら避難所いうんですか、町の避難施設へ避難させられた人あったんですかいうたら、1人もおられませんでしたというようなことで、やっぱり目を見て、その危険性を感じて、そしてまた避難するというのはやっぱり一番大事かなというふうに、私はそういうふうに思うんやけども、できるだけやっぱりそういう災害を防ぐためにも、一番の最善策はやっぱり河川改修やと思うのでね、その点についても、もっともっと県のほうに働きかけて、何やってもらいたいなと思いますんやけども、そら町長も一生懸命にやってくれてはるんやけども、まだなかなか上がってこないということで、これからまだ斑鳩領域でも、3つほど高安の領域まであと3つぐらい井堰あるからね。だからなかなかそこまで改修もなかなかいかんと思うので、できるだけそれを働きかけてもらいたいなと思いますねけども。

とにかく安心して今やったら寝られへんですわ、集中豪雨が来たらね。そら、この辺で降ってなかったも、上流で降ってたら、それがわからないで、やっぱり、郡山、奈良、生駒で上流で降ったらその井堰がだんだん倒れてきて水量を増してくるのか知らんけど、この間かて、こっち側全然降ってないのにその護岸の石の上ぐらいまでやっぱり来ておるということで。それと14日のかなりの水が出たいうときに、米寿橋から上のとことかに土砂が物すごい今堆積しているような状態になっているからね。ことしもまた浚渫してもらったのに、やっぱりそないしてかなりの水が出たらそういう上流で工事してはるのか何や知らんけど、そんなんで、もう堰堤というんですか、そこまで1メートルぐらいのとこまで土砂も堆積しているような状況になってきているので、もうそら台風も終わりかどうか知らんけども、やっぱりまだ台風はあっても秋雨前線とか、またゲリラ豪雨的な雨が降ったら、やっぱりそういう被害も発生する心配もあるので、とにかく河川改修のほうに力を入れてもらいたいなと。それはもう今までから何回も言うてるけども、それを特にお願いしたいなと思いますので、よろしく頼みます。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 今、木田委員さんおっしゃるように、河川改修を完全にしたから絶対に水害は起こらないと、これはもう絶対にないと思います。ただ私はやっぱり平成12年の教訓としては、もう溢水してしまたら、そのゴムボートやったかて避難できませんよ、実際。

それを今まさにそういう前に避難をしていただくという努力をしていかなかったら、私はやっぱりもし溢水してしまたら、恐らくゴムボートはあったかて限度がありますから。だから木澤委員おっしゃるように、そんなこと置いたかて、それは活用できるんだ

ったらよろしいけど、やっぱりそのために西和消防に２億８，０００万もかけて、これだけのことをやってるわけですから、だからやっぱり西和消防の支援下において、我々の消防団の非常勤消防は動くわけですから。やっぱりそういうことも踏まえて、やっぱりそういう連携というものは日ごろからやっぱりやっていかなかったら、先ほど質問されたように、訓練はされましたか、されなかったということも、やっぱり訓練するということは、やっぱり皆さん方それだけ熱があるわけです。

だから私は、平成１２年の高安西の溢水の関係からは必ず皆さん方は熱心になってくると思います。もうこれ以上やっぱり雨降ったらあかんと、木田委員おっしゃるように、もう上流で雨が降ったら必ず富雄川はもう溢水しかかるんです。この間でも大和郡山の人にも聞いたら、いやもう町長おっしゃるように、郡山市ももう佐保川もう一步手前ですよと、こうおっしゃるわけです。それも郡山降ってないんですよと。もうそんなものなんです。

だからやっぱりそういうことも考えて、やっぱりその水というのはあなどったらいかんです。やっぱり津波の関係でも瞬間ですから。おっしゃっている我々、大槌の行くところは吉里吉里のところは１６ｍの高台にあるんですよ。１６ｍの高台の１階が水につかっているということはもう２０ｍ超えているということです。だからこの１６ｍ大丈夫やということではないと思うんです。そのことについて、東北もああいうことになってしまったということは、やっぱりそれは簡単に皆さん方、いやあんなもん、もう瞬間的に来るとしてませんでしたというけども、やっぱり水というのはあなどれませんから。やっぱり、そういう点については日ごろからそういう点については、高安西の方々、睦の方々、やっぱり幸前の方々でも、その神経的に怖いということはもう必ず浮かんできますから。そういう努力を、我々としても、避難ということも、誰も避難しなかったけども、やっぱり避難してくださいよという通報によって、そういうこともございますし、お互いにそういう点については、斑鳩町から、そういう点については、今まではもう昔でしたらもう必ず第一地所の関係いうたら必ず水ついたんです。今、現時点では敬真社前も最近水つきませんけど、ちょっと越す場合もありますけども、昔は必ず水がついたんです。それほど都市下水も改修もしてきたし、努力はされてますけども、ただ部分的にはそれは昔のいかるがデパートの前ぐらいは必ず水がつくことはありますけども、やっぱりそういう点で、皆さん方とともに努力をしていくということが一番大事だと思っております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 249ページの災害物資の備蓄ですねんけど、この23年度から間仕切りユニットと災害用敷マットをこういう形で備蓄してくれはったと。これはもうこの数字でええと。今後も、これは初年度やからこんな数字やけど、今後ふやしていくような形で考えてはるのか、ちょっとこれ聞かせておくんなはれ。

○飯高委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 今後ふやしていきたいというふうに考えております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 この6個やから、これ間仕切りですな、これ。こんなんではんまに足りるのかなと、取り合いにでもなったらというふうに思いましてんけど、わかりました。

この粉ミルク、上から2つの粉ミルクですねけど、これは東日本の災害のときに出さはったと思いますねんけど、全部出してくれはりましたんかな。これちょっと粉ミルクの容量が今まで950グラムやというようにお聞きしてましたけど、これ850になっておると。これ全部出して、今度850のやつ入れてくれはったんか、ちょっとそのあたり聞かせておくんなはれ。

○飯高委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 粉ミルクにつきまして、東日本大震災の支援物資として、町のほうからも出しております。こちらのほう、850グラムの粉ミルクとして再度購入をいたしております。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

ないようですので。先ほども話ありました、ゲリラ豪雨ということで、浸水対策。僕も、そういった豪雨があったときにおいては、富雄川、皆さん職員さんが大体4、5人、例えばこの間やったら、睦の自治会館の上のほうで職員さんがきちっとメジャーを見ながら観測の値を見ながらやっていたいておりました。また、周辺の自治会の方が傘をさしながら来ていただいて、心配する中、その水位を見守っているという状況でございました。

確かに、ゲリラ豪雨というのは、もう一瞬にしてこう上がるという状態において、事前に職員の方が行っているということは、対処は、今までからそういった関係で監視していただいているのだと思います。

それはそれで、そういう形でしていただいているということに対しての感想ですけども、それと246ページの消防施設整備の支援ということで、これにつきましては、かなり22年度から、3年度においてやはり数が上がってきている。前にも申しあげまし

たように、やはり古くなってきている機材もあるものの、やはり盗難によって失われてこういう形で上がってきているのかなと思います。ただ、確かにあの地域においては、こういった防災の訓練などをしていただいて、点検をしていただくと、こういう数が減っているのかなと思います。ともに、総務課に来られて申請を受けられたときに、やはり、その地域が、特にそういったところにおいては、状況においては、恐らく点検してないし、なおかつ訓練もしてないという状況にあって、やはり、その自治会で申請された方において、いろいろと細かく説明をしてあげて、防災の重要性、またこの管理について、今後指導というんですか、そういう形でしていただいているのかどうか。いただいていると思うんですけども、その状況についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 自治会等におきまして、消防施設の整備充実するために、消火栓、ホース、格納ボックス等、購入を計画されている場合、総務課のほうに来られます。その際に、総務課のほうにおきまして、購入の方法とか、その設置場所とか、あと訓練、そういう消火訓練等ある旨説明しまして、それを活用願いたいというふうなことで言っております。

○飯高委員長 確かに、そういったときにおいて、やはり防災の重要性とともに、訓練をするという形で、それはもう相手さんの自治会によりますけども、そういう形で促していただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。嶋田議長。

○嶋田議長 ひとつだけちょっと確認しておきたいと思います。斑鳩町消防団のことなんですけれども、任用は斑鳩町消防団に任用されるんであって、その住居地に応じて、各分団に配属されると、私自身はそうように理解しておるんですけれども、ひょっとして、その住居地に応じた、各分団に任用されるということなんでしょうかね。そこら辺の確認だけしておきたいと思います。

○飯高委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 消防団の任用に関するご質問でございますが、斑鳩町には第1分団から第3分団までございます。それぞれの管轄する区域がございまして、消防団員さんの入団の希望者につきましては、その住所、管轄される消防団の分団に入団されるというふうになっております。

○飯高委員長 嶋田議長。

○嶋田議長 そしたら、今、私が認識しているのは間違いであったということになるわけ

ですね。各分団に任用されるということですね。そしたら、任用者は分団長であるわけですね。

○飯高委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 申しわけございません。斑鳩町消防団員として任用がされるんですけども、配属される分団は住所地のその住所を管轄される分団でございます。

○飯高委員長 嶋田議長。

○嶋田議長 そしたら、一番最初に私が言うたことで、その認識が正しいわけですね。

○飯高委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 そのとおりでございます。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 ないようですので、これをもって第8款消防費についての質疑を終結いたします。

次に、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について、合わせて説明を求めます。西本総務部長。

○西本総務部長 それでは、第10款災害復旧費、それから第11款公債費、第12款予備費の歳出決算の状況につきましてご説明を申し上げます。

まず、第10款災害復旧費に係ります歳出決算の説明を、総務部が所管する科目につきましては、決算書の150ページ、主な施策の成果報告書は304ページでございます。その中の第5項、その他の公共施設の災害復旧となっております。

決算書の150ページ及び施策の成果報告書の304ページでございますけども、この第5項その他の公共施設災害復旧となっておりますけども、平成23年度におきましても、災害復旧を要する災害が幸いにも発生しなかったことから、予算の執行は行われておりません。

続きまして、第11款公債費でございます。決算書の150ページからとなっております。また主要な施策の成果報告書の305ページから306ページとなっております。

初めに、第1項公債費に係ります主な施策の実施内容につきましてご説明申し上げます。主要な施策の成果報告書の305ページでございますが、第1目元金では、予算現額8億4,649万円に対しまして、決算額は8億4,648万9,581円で、執行率は99.9%となっております。

また、第2目利子では、予算現額1億6,949万6,000円に対しまして、決算

額は１億６，８４９万３，６７６円で、執行率は９９．４％となっております。

平成２３年度の町債状況は、後年度の財政負担の軽減を図りますために、当初予算で計上した町債のうち、地方交付税措置のない町債１億４００万円について、平成２２年度会計の決算剰余金をもって財源確保をしました結果、借入額が５億３，９１０万円、償還額が８億４，６４８万９，０００円で、町債残高は前年度と比較しまして、３億７３８万９，０００円減の９９億７，５７４万９，０００円となっております。

町債の活用につきましては、世代間の負担の公平性を考慮しながら、本町の行政課題を克服していくためには、建設地方債をはじめ特例債であります臨時財政対策債の活用もやむを得ないものと考えておりますが、ただ償還金の発生による財政負担が確実に生じますことから、可能な限り借入金の縮減を図りますために、決算剰余金の活用も考慮しながら、将来にわたる財政負担を十分に考慮して、その対応を図ってまいりたいと思います。

最後に、第１２款予備費でございます。決算書は１５２ページでございますが、恐れ入りますが、主要な施策の成果３０７ページをお願いいたします。

平成２３年度では、緊急に対応しなければならなかった東日本大震災、特に岩手県大槌町支援活動事業に１，０３１万円、台風１２号災害支援活動事業に８５万４，０００円、また、ふれあい交流センターいきいきの里漏水緊急修繕に４９万９，０００円、ふれあい交流センターいきいきの里ろ過ポンプ緊急修繕に２９万４，０００円、合わせて１，１９５万７，０００円を充用いたしております。

以上で、第１０款災害復旧費、第１１款公債費、第１２款予備費の歳出決算の状況につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○飯高委員長 説明が終わりましたので、第１０款災害復旧費、第１１款公債費、第１２款予備費について質疑をお受けいたします。木澤委員。

○木澤委員 ごめんなさい。僕ちょっと聞き逃していたかもしれませんが、３０３ページのところで、部長、ちょっと説明が。

○飯高委員長 西本総務部長。

○西本総務部長 この説明につきましては、総務費に係ります部分で、第５項のその他公共施設の災害復旧費だけを説明させていただきました。あとはまた担当部長のほうから説明があるかと思います。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。あとちょっとどこで聞いていいのか、よくわからなくて、災害の関係ですとか、ここでお聞かせいただきたいと思うんですけども、担当がもし土木になるのであれば、またそのときに質問したいと思うんで。どういうことかと言いますと、今、土砂災害なんかについては、非常に深層崩壊ということが起こってきている中で、これまで警戒していたレベルよりもっと深い調査なんかが必要なのかなというふうに思いまして、実際にこの野外学習センターなんかも雨がいっぱい降る中でどっと崩れると、そういう調査というのは、県のほうが主にやっていく形になるのか。その辺の町の認識と、その深層崩壊対策というのをどういうふうに考えてはるかというのをちょっとお聞きしたかったんで、ここでなかったらまた別のところでお聞きしますけども。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 今、深層崩壊の質問をされました。今この十津川で、大塔村で、相当の深層崩壊、90何メートル、高さにして90何メートルにして深層崩壊やっています。立米数も想像した以上の立米数になっている。これにつきましては、町、県、こんなレベルではなくて、国のほうでその専門家チームをつくられて今後検討していくと、そういう段階でありますので、この調査をどうしていくか自体を、今いろんな専門家、各省庁集まって検討しておられると。それを今後まとめて調査されると。こんな状況ですので、とても町では解決できません。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 これから、いろいろ深層崩壊が起こって調査をしていくということで、町、1町でどないかできるようなものでないというのはよくわかるんですけども、国のほうときちっと連携していけばいいと。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 もう国で連携するよりも、今、国のほうで十津川があんな状況になったんでそれに取り組みられていますので、町で連携云々という問題よりも、それ以前に国のほうで解決していこうとして取り組まれておられますので、それを調査、今後、斑鳩町でどこが当たってくるかなれば、それは協力はしますけども連携はしていきますけども、そういうことですので、今その前段階ですので。もっと大きな問題ですので。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 ですから、連携していただいて、対応していただきたいということをお願いしているんであって、おっしゃっていること、別に食い違わへんと思いますのでね、よろしく願いしておきます。

○飯高委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 これをもって第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について質疑を終結いたします。

ここで、2時50分まで休憩いたします。

(午後 2時33分 休憩)

(午後 2時50分 再開)

○飯高委員長 再開します。

続いて、認定第6号 平成23年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての審議を行います。

理事者の説明を求めます。西本総務部長。

○西本総務部長 それでは、大字龍田財産区特別会計決算のご説明に入らせてもらいます前に、議案書を朗読させていただきます。

認定第6号

平成23年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成24年9月4日提出。

斑鳩町長 小城利重

それでは、平成23年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

平成23年度の歳入歳出決算書のほうでは、176ページからとなっております。

また、平成23年度主要な施策の成果報告書では、331ページから333ページまでとなっております。

初めに、歳入決算の状況についてご説明申しあげたいと思います。恐れ入りますが、主要な施策の成果報告書の332ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年度の歳入決算額は、349万1,000円となっております。前年度と比較して1万7,000円、0.5%の減となっております。その内訳は、繰越金が349万円、諸収入で預金利子として1,000円となっております。

続きまして、支出決算の状況についてであります。

主要な施策の成果報告書の333ページをごらんいただきたいと思います。

第1款総務費、第1項総務管理費の第1目財産管理費で、予算現額43万6,000円に対して、決算額は32万3,214円で、執行率は74.1%となっております。ため池の水環境の悪化による悪臭を防止し、良好な生活環境を保つため、水中曝気ポンプを引き続き運転するとともに、平成23年度は、2年度に一度のポンプ定期整備を実施いたしました。

次に、第2款予備費では、予算現額293万1,000円に対しまして、執行も充用も行っておりません。

以上で、平成23年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計決算につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○飯高委員長 大字龍田財産区特別会計について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。木澤委員。

○木澤委員 毎回、この龍田財産区の問題はだんだん現金がなくなっていく中で、今後どうしていくのかということを常に質問で出ていたというふうに思うんですが、今後の見通しについて、町のほうの認識をお尋ねしておきたいと思います。

○飯高委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 今後の大字龍田財産区の見通しなんですけれども、この収支差し引きを見ていただいてもわかりますように、平成23年度の予算ぐらいで執行したとして、9年で資金のほう枯渇していくというふうに見込んでいるところでございます。

この会計におきましては、土地という財産を持っておりますので、その収入が枯渇した場合には、財産を売り払うというふうな形で、会計運営のほうは行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、この財産区のあり方というか存在につきましては、水利権あるいは地元周辺の方々、いろいろとおられますので、そういったものを慎重に見きわめながら、今後そのあり方について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 大体今の現金で9年ぐらいと。さらに土地を売って維持をしていくという中で、さらにそのお金もなくなるとどうなるかというところについてはいかがでしょうか。

○飯高委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 全くなくなれば、そもそも、多分財産云々にしても、一般会計が引き取ってまいりますので、これまで堤塘のほう一般会計で買いましたように、斑鳩町の管理下に置かれるのかなというふうに考えております。すべての財産が斑鳩町が堤塘等

持っての話なんですけれども。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると水利権が発生する限りは、町の財産となったら、町がお金を出して管理していくということなんですか。

○飯高委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 斑鳩町の財産となりますので、斑鳩町が管理していくというふうに管理の部分に関しては、水以外の管理の部分に関しては斑鳩町に。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、水利権者の方が何名かおられるかと思いますが、その話し合いというんですかね、その進展というのはあるんですか。

○飯高委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 現在のところ、その進展というのはい進んでいる状況ではございません。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 町のほうで答えいただけるのかどうかちょっとわからないんですけども、もうその水利権についての整理の仕方というのはどういう形が考えられるのかなというのは、ちょっと僕らよくわからないんですけども。

○飯高委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 斑鳩町がというか、龍田財産区のほうが申し入れての放棄をお願いしたいということをお願いしているということでございます。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 333の財産区財産管理事業の中で、水温が上昇すると発生する藻がポンプにからまり故障の原因となりやすいことから、その対策として、次年度よりポンプの稼働時期を早めることとしたというふうになってますねけど、通常はいつ、何月ごろから動かして、何月ごろに終了せられるのか。そして次年度で、今年度やったと思うんですけど、まだ今動いているのかどうか知らんけど、ことしはそないして早めるということなんで、どのぐらいの時期から稼働しはったのか。その点について教えていただきたいと思います。

○飯高委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 通常なんですけども、水温が上がります5月中旬から下旬にかけて稼働させてまいりまして、終了が10月中旬ごろに終了させていただいているところで

ございまして、何分、近年、温暖化といいますか、気温のほうが上がっておりまして、水温のほうが上がっております。そうしたことから、平成２３年度につきましては、４月の中旬から既に稼働させていただいているところでございまして、１１月の上旬ごろまで、水温がまた下がるころまで、稼働させてまいりたいというふうに考えております。

○飯高委員長 他にございせんでしょうか。伴委員。

○伴委員 ちょっと教えてほしいですねけど、３３３、同じですねんけど、平成２２年度は、説明で、電気代だけで１万７，５８０円と、こういう形でなりましたが、この需用費を見ると、今度３万５，５１０円。これ２３年度これ倍かかっていると、電気代が倍かかっていると、この表から見させてもろてええわけ、委託料がこれポンプの定期整備と、こう見させてもろうていいわけですか。

○飯高委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 需用費の中の消耗品なんですけども、電力盤内のブレーカー、マグネットスイッチが１個不良となりまして、その分は更新させていただいています。また、細かいところなんですけども、アリが発生したことがありますので。そのアリの殺虫剤等を買しまして、それを駆除させていただいたということで約１万８，０００円ほどふえているところでございます。以上です。

○飯高委員長 ほかにございせんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○飯高委員長 ないようですので、大字龍田財産区特別会計に対する質疑を終結いたします。

これをもって、総務部・会計室・議会事務局所管に係る決算についての審議を終わります。理事者入れかえのため暫時休憩いたします。

（午後 ３時００分 休憩）

（午後 ３時０２分 再開）

○飯高委員長 再開いたします。

それでは、住民生活部所管に係る決算審査を行います。

まず初めに、第２款総務費について説明を求めます。乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 第２款総務費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

主要な施策成果報告書の７０ページをごらんいただきたいと思います。

第２款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費のうち、人権擁護の人権相談の

実施でございますが、人権侵害等の問題解決への助言、支援を行うため、斑鳩町の人権擁護委員により毎月１回開催をしていただいております。

また、無料法律相談の実施につきましては、住民が抱える幅広い諸問題に対し、問題解決への助言を行うため、奈良弁護士会の弁護士による無料法律相談を月３回開催をいたしております。相談の件数は１８１件で、その経費といたしまして１３７万５，５００円を支出しております。

続きまして、７３ページをお開きいただきたいと思います。

住民と行政の協働によるまちづくりの行政相談の実施につきましては、斑鳩町の行政相談員により、毎月１回開催をしていただいております、行政サービスや手続きに関する相談を受けつけ、相談者への助言や関係機関への通知などを行っております。

次に、９３ページをお開きいただきたいと思います。９３ページから９４ページにかけましての、第８目交通安全対策費のうち、９４ページの交通安全といたしまして、放置自転車の防止についてでございますが、決算額は４６万９，９３７円となっております。平成２３年度におきましても、ＪＲ法隆寺駅周辺での自転車等の放置防止指導及び放置自転車等の移送・引き渡しを行ったところでございます。

次に、９５ページをお開きいただきたいと思います。第９目自転車等駐車場運営費でございます。予算現額１，１６４万３，０００円に対しまして、決算額１，１６３万４，３８４円、執行率は９９．９％でございます。

ＪＲ法隆寺駅北口、自転車等駐車場の利用状況につきましては、総数で前年度を１９８台下回る３万９，８４６台の利用となっております。特に、月極め利用者が前年度より１６２台減少していることから、団塊の世代が退職時期を迎え、より駅に近い民間駐輪場の空きが出て、通勤や通学でのＪＲ法隆寺駅を利用する方が、駅に近い民間の駐輪場を利用されたのが影響しているのではないかと考えております。

次に、１０７ページをお開きいただきたいと思います。

第３項戸籍住民基本台帳費、第１目戸籍住民基本台帳費であります。予算現額６，８０４万２，０００円に対しまして、決算額は６，２９２万６，７７８円、執行率は９２．５％であります。

初めに、行政事務の効率化として、住民記録及び戸籍の電算化システムや自動交付機の導入などにより、正確で迅速な事務処理を行うとともに、新設丁寧な窓口対応に努めているところでございます。

次に、１０８ページの住民基本台帳ネットワークの運用でございますが、住民基本台

帳カードの本年度中のカード交付件数は145件と前年度より4件の減でございました。写真つきのカードは公的証明書として使用できるのと、本人確認書類としての機能もあることも含んで、より一層の普及に向け周知啓発に努めますとともに、これらの事務に当たっては、個人情報保護に万全を期し、セキュリティ対策に努めているところでございます。なお、広域交付の承認は35件、広域交付の発行が15件でございました。

また、109ページの住民窓口の充実といたしまして、役場庁舎外での住民票・印鑑証明・戸籍等の交付サービスにつきましては、町の施設であります西公民館、東公民館、それから総合保健福祉会館の3か所で引き続き窓口サービスの向上に努めたところでございます。

以上で、第2款総務費のうち、住民生活部の所管に係ります説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○飯高委員長 説明が終わりましたので、第2款総務費について質疑をお受けいたします。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 直接名称が出てこなかったんですが、消費者相談もここですかね。そうしたら後にします。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 ないようですので、これをもって第2款 総務費について質疑を終結いたします。

次に、第3款民生費について説明を求めます。乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 第3款民生費でございますが、歳入歳出決算書の88ページをごらんいただきたいと思います。

第3款民生費全体の決算額は、予算現額が25億980万1,000円に対しまして、24億5,752万4,506円。執行率は97.9%でございます。

主要な施策の成果報告書は、117ページから119ページでございます。

117ページの第1目社会福祉総務費でございます。予算現額が3億2,216万9,000円に対しまして、決算額は3億1,140万6,878円で、執行率は96.7%でございます。

117ページの福祉サービスの充実でございますが、福祉基金の活用として、高齢者福祉や障がい者福祉等の福祉活動促進のため福祉基金の活用を図りました。平成23年度末での基金積立金は3億2,607万4,067円となっており、平成23年度はこ

の基金の運用益を、在宅寝たきり老人介護手当の支給事業に充当をいたしております。

次に、１１８ページでございます。地域ぐるみの福祉活動の推進でございます。社会福祉協議会との連携といたしまして、地域福祉向上の中心的団体である社会福祉協議会に対し、補助金を支出しております。

各種福祉団体への支援では、遺族会及び保護司会の活動を支援するため補助金を支出いたしております。

また、民生児童委員活動の支援では、民生児童委員４４人及び主任児童委員３人の活動に対して助成を行ったものでございます。

次に、１１９ページでございます。国民健康保険事業への支援でございます。一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰り出しとなっており、人件費及び療養給付費に係る町負担などの法定繰出金１億８，２６６万５，２９０円のほか、制度上における介護納付金分の赤字補填１，２０７万３，８５９円を繰り出し、国民健康保険制度の安定的な運営を支援いたしました。

同じページの防災・消防の災害時要援護者把握実態調査の実施でございますが、独居の高齢者・障がい者といった災害時の避難等に援助が必要と思われる人の住所移動や生存確認を行うとともに、民生児童委員の協力を得て、台帳等の内容の変更などについても確認を行いました。

次に、１２０ページでございます。第２目国民年金事務取扱費についてでございます。予算現額８８２万１，０００円に対しまして、決算額は８７６万７，６１７円で、執行率は９９．４％となっております。

国民年金の充実として、国が行う国民年金事務のうち、第１号被保険者の資格関係届け、年金裁定請求などの手続きや窓口相談について、法定受託事務として引き続き窓口事務を行いました。

次に、１２１ページから１２５ページでございます。

第３目の老人福祉費でございます。予算現額７，０４９万４，０００円に対しまして、決算額は６，８６５万５２２円で、執行率は９７．４％であります。

まず、１２１ページの社会参加の促進・支援であります。敬老式典の開催では、高齢者を敬愛し、その長寿を祝うため、平成２３年９月１７日、いかるがホールにおいて敬老式典を開催をいたしております。

老人クラブへの助成や次のページの高齢者健康づくりの推進では、ボランティア活動や文化活動など、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動をされている老人クラ

ブの活動に対しまして助成を行ったところでございます。

122ページの高齢者優待券の交付及び高齢者優待利用券の交付では、高齢者の外出や社会参加を促すため、70歳以上を対象に、優待利用券及び優待乗車券、または優待入館券を交付いたしております。

次に、福祉サービスの充実であります。老人福祉施設三室園組合との連携では、西和7町の一部事務組合である三室園組合の運営に要する経費の負担を行ったものであります。

続いて、123ページの高齢者福祉施設への入所では、環境上の理由及び経済的理由で居宅での生活維持が困難な高齢者を、養護老人ホームへ7人を入所措置したものでございます。

次に、123ページから124ページにかけてのひとり暮らし老人等日常生活用具の給付、軽度生活援助サービスの提供、訪問理美容サービスの提供、愛の訪問サービスの提供についてでございますが、介護保険以外の高齢福祉サービスを行ったものでございます。

これらのサービスを利用していただくことで、主として在宅のひとり暮らし高齢者等の生活を支援し、また安否等を確認したものでございます。

さらに、124ページの在宅寝たきり老人介護手当の支給では、介護保険の要介護4または要介護5の認定を受けた高齢者を在宅で介護している家族に対し、月額5,000円の手当支給し、その在宅介護を現金給付の形で支援いたしました。

最後に、125ページの介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の見直しであります。

これらの計画は3年ごとに見直すことが法律により定められております。平成24年度から平成26年度までの同計画の見直しに際し、アンケート調査や計画書の作成等の費用を支出いたしております。

次に、126ページの第4目老人憩の家運営費であります。

予算現額2,355万8,000円に対しまして、決算額は2,294万8,278円で、執行率は97.4%でございます。

平成23年度は、東・西両憩の家とも297日開館し、高齢者の生きがいの場として、両施設合わせて3万5,908人の高齢者にご利用いただきました。なお、県の補助金を活用して、西憩の家の屋根の修理、東憩の家の空調機器の入れかえなど、施設・整備の設備の整備を行っております。

次に、127ページから130ページにかけての、第5目医療対策費についてであり

ます。予算現額１億８，１７２万２，０００円に対しまして、決算額は１億７，９４２万６，８４０円で執行率は９８．７％となっております。

福祉医療の充実として、老人、子ども、障がいのある人、ひとり親家庭等の人に係る医療費について、それぞれの対象者に対して、自己負担分を助成することにより、経済的な負担を軽減し、対象者の保健の向上と福祉の増進を図りました。これらの助成は、原則として県の補助を受けて実施しておりますが、本町では特に子育て世代の医療費の負担を少なくするため、平成２２年度より中学生まで入院、通院費用を所得制限なし、自己負担なしとしております。

また、心身障害者医療費は、県基準に加えて、身体障害者手帳３級、療育手帳Ｂ保持者まで広げた上で自己負担なしとしております。

その他、老人医療費、重度心身障害老人等医療費、精神障害者医療費等の福祉医療制度においても、県基準では一部自己負担がありますが、当町では独自で自己負担なしで助成を行っております。

次に、１３１ページから１３２ページの第６目人権対策費でございます。

予算現額７３万９，０００円に対しまして、決算額は６１万５１０円で、執行率は８２．６％でございます。

まず、１３１ページの人権意識の高揚の人権問題の啓発では、差別をなくす強調月間や人権週間などにちなみ、街頭での啓発や人権講演会を開催するなど、啓発活動に努めました。１３２ページの人権の擁護のインターネット人権相談の実施では、人権相談に対して迅速に関係機関との連携による解決を図るため、県や啓発連協と協力して、インターネットによる相談体制を整えているものでありますが、本町での相談はございませんでした。

次、１３３ページ、あゆみの家の管理運営費であります。予算現額４５万２，０００円に対しまして、決算額は４４万９７円で執行率は９７．４％であります。施設の維持管理等に係る経費を支出したものであります。

次に、１３４ページから１４４ページにかけての第８目障害福祉費でございます。

予算現額が３億７，２６２万６，０００円に対しまして、決算額は３億５，９０２万１，２７４円で、執行率は９６．３％であります。

まず、１３４ページの社会参加の促進・支援であります。各種障害者福祉団体への活動支援では、町の手をつなぐ育成会、身体障害者福祉協会及び聴覚障害者協会などに助成を行うなど、障がい者の社会参加を促進するため、その活動を支援いたしました。

135ページから136ページにかけての手話通訳者の設置・派遣及び手話奉仕員の養成では、聴覚・言語機能障がい者等のコミュニケーション支援事業として、役場・福祉課と生き生きプラザ斑鳩に手話通訳者を配置いたしました。聴覚・言語機能障がい者、障がい等に係る窓口業務など、それぞれの対応のほか、要請に応じて学校や病院、町主催の講演会などに手話通訳者を派遣をいたしております。

またコミュニケーションの円滑化を一層推進するとともに、これら障がい等の理解を広めるため、手話奉仕員の養成講座を開催いたしております。

136ページでございます。車いす昇降用リフト付バスの運行であります。障がい者や高齢者の方など、町の公共施設を利用や社会参加を促進するため、その交通手段として、町社会福祉協議会に委託し、リフト付バスを運行いたしております。

次に、137ページの心身障害者、障害児のふれあいの集いの開催、身体障害者ふれあいの集いの開催については、心身障がい者、障がい児及び身体障がい者の自立と社会参加促進するため、例年どおり、それぞれのふれあいの集いを実施いたしております。

次に、138ページの重度身体障害者の移動支援では、社会福祉協議会に委託し、常時、車椅子を利用されるなど、一般の交通手段を利用することが難しい障がい者について、福祉サービスの利用や医療機関の受診等に係る送迎サービスを行いました。

障害者福祉計画推進協議会の開催及び障害福祉計画等の策定では、障害者福祉計画及び第2期の障害福祉計画に基づく諸施策の進捗状況等を鑑みながら、平成24年度以降の新しい障害福祉計画の策定について、この協議会において意見や助言をいただきました。なお、新しい障害福祉計画は、平成26年度までの3か年計画でございます。

139ページの障害者の移動支援では、屋外での移動が困難な障がいを持つ方に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のため、外出の移動を支援し、また地域活動支援センターの機能強化では、創作活動や生産活動の機会の提供を行い、社会との交流の促進等の支援を行いました。

続きまして、140ページでございます。自立支援策の充実でございます。障害者自立支援法に基づき、障がいを持つ人が地域で安心して暮らせるよう、障がいの種別にかかわらず、必要な福祉サービスを提供できるよう努めました。介護給付・訓練等給付、更正医療等の障がい福祉サービスを提供するとともに、相談支援をはじめとする地域生活支援事業を推進し、また自立と社会参加の促進を図るため、各事業に取り組んだものでございます。

141ページの重度心身障害者等福祉年金の支給では、重度心身障がい者等の生活の

安定を支援するため、現金給付を行っております。福祉タクシー利用料金助成においては、重度心身障がい者等の生活行動範囲の拡大や社会参加を支援するため、タクシーの初乗り料金について助成を行っております。

続きまして、142ページの自立支援認定審査会の運営では、自立支援サービスを受けるための障がい程度区分の認定事務について、介護保険と同様に西和7町が共同で行うこととし、王寺周辺広域休日応急診療施設組合に設置した自立支援認定審査会の運営経費を負担したものでございます。

143ページの障害者相談の支援では、西和7町が共同して社会福祉法人ちいろば会と社会福祉法人萌に委託して運営している生活支援センターななつぼしにおいて、身体的、精神的、精神障がいの相談に対応できる相談員を配置し、障がい者やその介護者からの相談支援を行ったものであります。

日中一時支援サービスの提供では、障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ったものであります。

次に障害者介護給付・訓練等給付費の支給であります。この事業を利用する支出は、障害福祉費の過半を占めるものであり、平成23年度は238人に対し、2億5,000万以上を給付したものであります。地域生活への移行に結びつけるよう、住まいの場における介護サービスや日中における機能訓練・就労支援等のサービスなどを実施いたしました。

最後に144ページでございます。療育・保育・教育の充実の療育教室の開催では、心身の発達について心配のある幼児に対して、遊びを通じた集団活動等により、身体の発達や知的活動、情緒の安定、社会生活などの調和的発達を図る教室を開催いたしております。

次、145ページでございます。第9目のふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費であります。予算現額3,486万6,000円に対しまして、決算額は3,420万8,000円で、執行率は98.1%でございます。

平成23年度の入館者は4万488人であり、前年度と比較いたしますと、利用総数は555人の増となりました。

次に、146ページでございます。第10目の介護保険事業繰出金でございます。予算現額2億5,755万6,000円に対しまして、決算額は2億5,245万1,120円で執行率は98.0%であります。

福祉サービスの充実の介護保険事業及び支援についてであります。この科目は、法

令に定める介護保険事業特別会計への繰出金であり、介護給付費に係る町負担分、介護保険業務に関する職員給与費分及び事務費分、地域支援事業費に要する所要額を支出したものでございます。

次に、１４７ページの第１１目総合保健福祉会館管理運営費であります。

予算現額３，３２４万円に対しまして、決算額３，１５５万３，０４６円、執行率９４．９％でございます。施設の維持管理に要する経費が主なものでございます。

総合保健福祉会館の維持管理でございますが、会議室等の利用状況は、来館者は前年度より９％増の６万６，２１７人となっております。

次に、１４８ページでございます。第１２目の後期高齢者医療費についてであります。予算現額２億７，３００万５，０００円に対しまして、決算額は２億７，１４０万５，９２３円で執行率は９９．４％となっております。

後期高齢者医療制度の支援として、後期高齢者医療制度の運営に必要となる事務経費として、特別会計事務費繰出金、広域連合事務費負担金繰出金のほか、低所得者に対する保険料軽減の補てん分を保険基盤安定繰出金として繰り出し、後期高齢者医療制度の安定的な運営を支援いたしました。また、広域連合が行う後期高齢者医療の給付等に係る費用について、市町村の負担割合である１２分の１に相当する額を療養給付費負担金として広域連合に支出をしております。

続きまして、１４９ページ、第１３目老人保健医療給付費についてであります。

予算現額５４万円に対しまして、決算額は２４７円となっております。老人保健医療費交付金の超過交付金分を償還をいたしております。

次に、１５０ページの第２項 児童福祉費でございます。１５０ページから１５３ページにかけての第１目 児童福祉総務費でございます。予算現額２，３０８万円に対しまして、決算額は２，１２７万１，６７３円で、執行率は９２．２％でございます。

まず、１５０ページの良い子育て環境づくりであります。遺児福祉年金の支給では、両親または片親がいない遺児の養育者に対し、遺児１人当たり年額１万８，０００円を支給し、また、父子家庭新入学児童の激励では、小学校に入学する父子家庭の児童に対し５，０００円相当の図書カードを贈呈し、児童の育成に係る支援を行いました。

次に、次世代育成支援地域協議会の運営では、次世代育成支援行動計画の後期計画に基づく諸施策の進捗状況等について意見や助言をいただくため、次世代育成支援地域協議会を開催いたしました。

次に、１５１ページの一日里親会の実施では、両親または片親のいない小・中学生の

子どもたちを町長が親がわりとなって励まし、またお互いの交流を図るため、例年どおり一日里親会を行いました。

また、幼児2人同乗用自転車購入費の助成では、安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車の普及を促進するために、幼児や保護者等の交通安全を確保し、また子育て世代の経済的負担の軽減を図るよう、3万円を限度に2分の1を助成いたしております。

次に、子どもの権利の保障の要保護児童対策地域協議会の運営では、児童虐待を早期発見等し、児童の適切な保護を図るため、子ども家庭相談センター、福祉事務所、警察、学校及び行政など関係機関が情報を共有し、意見を交換する要保護児童対策地域協議会の代表者会議を開催をいたしました。また、具体的事象については、担当者による個別ケース会議を開くほか、これらケース全体の検証等を行う実務者会議を開催するなど、臨機応変な対応に努めたところでございます。

次に、152ページの地域ぐるみの子育て支援の充実の、子育てサポーターの支援では、託児サービス等を行う子育てサポーターの養成講座を開催し、34人が修了いたしております。

また、次の153ページの地域子育て支援センターの運営については、生き生きプラザ斑鳩において、原則として3歳までの児童とその保護者が参加するつどいの広場を開設するとともに、子育て相談事業、子育て支援講座、子育て情報の提供等に努めたところでございます。

なお、つどいの広場の参加対象については、保護者の要望等を鑑み、夏休みなど学校の長期休業期間において、平成23年度から新たに小学校就学前の児童を受け入れることといたしております。

次に、154ページから156ページにかけまして、第2目保育園費であります。

予算現額3億4,403万7,000円に対しまして、決算額は3億3,564万7,338円で、執行率は97.6%であります。

良好な子育て環境づくりの保育体制の充実であります。入所児童数はたつた保育園が120人、あわ保育園が189人、合計309人です。通常の保育以外に、特別保育事業として、長時間保育や延長保育を実施するほか、保護者の多様なニーズや緊急時等の対応として、あわ保育園において一時預りを実施をしております。工事請負費では、あわ保育園の会議室を保育室に改修するなどの経費を支出いたしております。

155ページの保育園の維持管理についてであります。安全で快適な保育環境を確保するために、保育園の維持管理に必要な経費について支出をしております。

また、広域入所の充実では、保護者の勤務の都合等による多様な保育ニーズに対応するため、本町以外の市町村との相互入所を行う広域入所を実施をいたしております。

平成23年度は、10市町村へ100人の委託を行う一方、2市町村から2人を受託保育いたしております。

156ページでございます。保育園地域活動の充実では、施設機能を活用して、電話による子育て相談や家庭支援講座の開催、園庭開放などを行うなど、世代間や異年齢児の交流を図り、地域での子育て支援を推進いたしました。

また、保育園の充実では、保育に必要な設備等を整備することで、保育の充実を図ったものでございます。

続きまして、157ページの第3目学童保育運営費であります。予算現額2,223万2,000円に対しまして、決算額は2,182万2,951円で、執行率は98.2%でございます。指導員の賃金や施設の維持管理に要する経費が主なものでございます。

続きまして、158ページでございます。第4目の子ども手当支給事業費であります。

予算現額5億4,066万2,000円に対しまして、決算額は5億3,789万2,192円で、執行率は99.5%でございます。

子ども・若者育成支援の充実の子ども手当の支給についてであります。

子ども手当は、中学校終了前までの子どもを養育している人に対して、平成22年度から支給しているところでございますが、平成23年度は、10月から新しい法律により支給されることになりました。支給額については一律月額1万3,000円であったものが原則として3歳未満が月額1万5,000円、それ以上の児童が月額1万円と変更となったものでございます。

次に、159ページの第3項災害救助費であります。第1目災害救助費でございますが、執行はございませんでした。

以上で、第3款民生費に係ります説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査賜りますようお願いを申し上げます。

○飯高委員長 説明が終わりましたので、第3款民生費について質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 先ほどの消費者相談の部分ですけども、ここでもいいんですね。

(「それは、商工費」と呼ぶ者あり)

では、それはまた後ほどさせていただきます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、成果報告書の122ページですね。高齢者優待券の交付の所なんです、これ実績に基づいて目標2,200人に対して、予算を組んで、実績として2,097人ということとされているというふうに思うんですが、70歳以上の方、全体で何人いて、この目標の2,200人というんですか、見積もりの、というのがどのぐらいの割合に当たるのかというのは、どういうふうになっているんでしょうか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 平成23年度、平成24年3月31日現在の70歳以上の人口、人数が5,087人です。したがって、バスカードであります乗車券とそれから入館券の交付人数合わせますと2,417名になりますので、およそ半分ということとございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 以前から、これについては、バスカードだけでなく、タクシーも併用できるようにしてほしいという声がある中で、高齢者の方に外出支援という意味も含めて、こうして優待券のほうも出していただいているというふうに思うんですが、実績からすると、毎年こういう数になっているんですが、やっぱりすべての70歳以上の方対象に利用していただけるようにということで、これまでも何回も議員のほうから質問があったと思いますが、タクシーにも乗れるように、バスカードのほうですね、工夫をしていただくという点について、その後、担当のほうで研究していただいているというふうに思うんですが、どんな感じになっているんでしょうか。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 これは対象の方は5,087人ですけども、いろいろと各地域で敬老会をされるときに、呼ばれて行きますけども、その中でおっしゃる方は、70歳以上でわし元気やと、そのバスの優待券も何人かは辞退しはる、そういうこともやっぱり踏まえて考えていかんと、すべて5,087人がもらいますというよりも、やっぱり元気な方で、この沿線の方の中でやっぱり、このちょっと王寺まで行こうとか、あるいはそういうことがございますから、必ずしも5,087人がすべてに対応するということは当然のことですけども、やっぱりそういう方もおられるということを考えていかなかったら、やっぱり半分ということは非常に効果は私はあると思います。

それとその斑鳩町の場合は、当初から5,000円やったやつを、値下げもしない、あるいはそういうことをしない。またそういうことをずっと継続しているということは

やっぱりこれは大きな成果だと私は思っております。

そらいろいろな関係もありますよ。ＩＣＯＣＡをしてくれとかいろんな方もおっしゃるように、私はやっぱりこの斑鳩町の場合は、この近鉄沿線が不便だということもありますし、その地域によってはそういうバスをご利用いただくということで、７０歳以上の方にいち早くそういう手だてをしてきたということでございますから、やっぱりこの半分以上の方がそういうご利用をいただくことはありがたい話だと思っています。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 目標の設定の仕方としてね、町長おっしゃるように元気な方もいらっしまして、５，０８７人すべてを対象にするという考え方ではないということについては理解はしておきたいと思います。

ただ、元気な方はいいですし、特に足の、なかなか自由に出歩けないと、出歩けてもなかなか自分で遠い所までは行けないよという方が、やっぱりバス停まで行くのもなかなか大変やという声もありまして、町長も直接タクシーも乗れるように何とかしてくれへんかという声もいっぱい聞いてはると思うんですけども、担当のほうで、その後いろいろ研究していただいていると思うんですけども、何か進展というんですかね、ございますか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 昨年、一般質問でもこの優待券についてご質問をいただきました。

特に、今おっしゃっていますタクシーにつきましては、もともと高齢者優待、バスカードにつきましては、高齢者の方が家に引きこもるのではなくて、外出するきっかけ、動機づくりということで始めたのが発端だと思っております。

タクシーのお話もいただく中でとか、買い物難民という話もいただく中で、斑鳩町の高齢者に係ります交通の整備の状況を踏まえる中で、タクシー券を導入という問題も考えていかなければならないということがありますことから、現時点では結論には至っていない。今のところ、現段階では、タクシーについてはちょっと慎重に考えているという状況でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 その「慎重に」というところの理由をもう少し聞かせていただいてもいいですか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 昨年、議会の質問の中でもあったと思うんですけども、例えばデマン

ドタクシーという考え方もございますし、また現行の現在コミュニティバスを走らせているという状況もある中で、確かにタクシーというのは便利なんですけれども、全体、斑鳩町の高齢者が乗る交通体制全体の中で、この問題をとらえていきたいというふうに考えていますので、今タクシー券をすぐに発行するという考えにはなっていないということでご理解いただきたいと思います。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 これだけじゃなくて、いろんな手段、さらにコミュニティバスも今、町として充実をさせていくということも含めて、選択肢いろいろある中で検討していきたいというふうに今答えていただいたというふうに思いますので、やっぱり高齢者の方が外出のきっかけになる、より多く外出していただいて健康を保っていただくということを町のほうとしても推進していただけるようにですね、さらにタクシーも乗れるようにしてほしいという声も本当に多いですから、いろんな手段の中で検討していただきたいと思いますというふうに思います。

そうしたらちょっと戻るんですけども、成果報告書の119ページですね。災害時の要援護者把握実態調査の実施ということで、これは要援護者リストを作っていただいて、データの更新なんかも充実をしていただいていると思いますが、その活用について、いろいろ工夫が必要やということで、これまで一般質問等でも取り上げてこられてきた問題だというふうに思うんですが、その後の状況ですね、東日本大震災を受けて、町の職員さんなんかも当日すぐ駆けつけることもできないと。要援護者リストに載っている方も何千人という物すごい数がある中で、じゃあ、そのリストをつくったはいけれども、どう活用していくのかという部分については、課題であったかなというふうに思うんですが、その後についてはいかがでしょう。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 確かに、災害時要援護者の方の名簿の活用につきましては、例えば地震が起きた後どう活用するのかとか、例えば台風とか水害のように、あらかじめ危険が予測されるときにどう活用していくのかということによって、その情報を誰に出すのかとかいうことについて、さらに細かく整理していかなければならないという面は残っております。それによって、情報公開について、ご本人の同意も改めて得ていかなければならないという作業も残っております。

ただ、ことしに入りまして、この要援護者のリストから、災害マップというので、地図にその要援護者のデータを落とし込んでおきまして、ことしでありますと、2回ほど、

富雄川の警戒水位が高まったというときには、その地図を利用して、担当者が直接家を訪問したり、あるいは電話で連絡をしたりして、避難が本格的になったときに、救助が必要なかどうかという確認にも利用はしておりますので、現在のところ、そのできる範囲の中ではありますけれども、有効に活用できているというふうに思っております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、既に実際のそういう斑鳩町で災害が想定される中でも活用していただいているということで、充実を進めていただいているというふうに理解をしておきたいと思います。

そうしましたら次、成果報告書の131ページの人権問題研修の実施の所なんですけれども、これ各種人権研修への職員参加ということで44名あげていただいていますけれども、これはどういった研修に参加していただいているのか。内訳をちょっと教えてほしいんですけれども。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 その各種人権研修の職員参加の44名は、その下の4行、1ます下げて書かせていただいています4つの集会等、6名、1名、11名、26名、これが内訳でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。そうしますと、予算のときに項目であがっていた、その解放保育の研修へ参加をされるということで、予算のときには8,000円金額が計上されていたんですが、今決算を終わって、それ実際にはどういう形で執行されたのか、ちょっと実態についてお尋ねしたいと思います。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 解放保育研修集会の参加につきましては、保育園費です。保育体制の充実という所での部分であります。決算では8,000円支出いたしております。1人当たり4,000円の負担金で2人参加ということでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 この保育の関係ではなかったんですが、以前に解放同盟の県の大会等に職員を公費で派遣するということについて、特定の団体に対して公費で職員を派遣するということについては、私はいかななものかなというふうに思っておりましたが、この解放保育の研究集会ですね、これについても同じようなことが言えるんじゃないかなというふうに思うんです。で、実際にどんなことを研修されているのかなというて、研修大会

の資料をいただいたんですが、中身を読ませていただいても、ちょっとどうなのかなという部分があるんですが、これはやっぱり今後改めていつていただきたいなというふうに思うんですが、担当のほうでは、どんなふうにお考えでしょうか。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 共産党さんがそういうことをおっしゃる中で、一定の成果というのか、できるだけ派遣するのが少なくして、ということで評価をいただいています。いずれにいたしましても、いいか悪いかは別にしたかて、勉強は勉強ですから、研修は研修ですから。すべてなくすということはできませんし、行政としてできるだけの関係については、職員が派遣する場合はやっぱり職員が実りある研修になっていただくということでございますので、最低限こういう形ということで、努力はしますものの、1名か2名は派遣をさせていくと。やっぱり私も現状が何も把握できなかったらいけませんから、そういうことを踏まえて、できるだけ当初よりも何年か前よりもずっとカットしてきて、ここまで来られたことは一定の評価をいただいているということで、それでご理解いただきたいと思います。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 指摘をしてきたことによって参加人数等は減らされているということについては、これまで評価をしてきましたが、研修をするということであれば、いろんなテーマがありますし、いろんな所が研修の大会、集会を開いていると思うんですね。

ただこの解放保育の研修については、毎年同じような形で職員を公費で派遣していると。ぶっちゃけ中身、これ私はちょっと問題があるなというふうに思うんですが、主催者の方の挨拶の中で、解放保育運動の理論と実践というのがありまして、4つの指標と6つの原則ということで、目的をうたっているんですが、その中身ですね、集団主義保育の確立ということで、「部落解放運動は差別されている大衆の要求を中心に団結して戦うという集団主義の思想に基づく運動であります。私たちは子どもを集団主義の思想を身につけた運動の担い手に育てなければなりません」という目的が掲げられていたりですね、あと、この3のほうの生活と労働の結合という所で見ますと、「部落解放を目指す生き方を身につけた子どもに育てるために、幼い時代から生活と労働を結合させた意図的な取り組みが必要です」と、「子どもたちを明確な階級意識を持った組織的、集団的に働く労働者に育てる」というような趣旨の集会でありまして、果たして斑鳩の子どもたちを保育していくのに、こういった一定の思想によって子どもたちを育てるというような考え方が、果たしてふさわしいのかどうかというのは、私は非常に疑問に思っ

ています。

町長は、今、一定参加させる必要があるというふうにおっしゃいましたが、今後の中で、やっぱり指摘を受けたということで、ぜひこれについては、いろんな所に参加をしていただくということで、方向については検討していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 木澤議員はそういう立場、目的であろうと思います。私はやっぱりそういう方の中にも勉強を職員がすることも事実です。それをあたかも押しつけるということにはならないと思いますし、日本共産党にも共産党の思想があるわけですから、それになじまない人もおられるわけですから、やっぱり解放保育というのも我々としては、職員が勉強してそれをどう推していくのか、そういうことを知らなかったらいけませんから、そういう点についてはこれからもそういうふうな方々の研修にも参加をしていただいて、自分なりに勉強することが私は大事だと思う。いろんなことを勉強しなかったらこれ社会というのはなかなかついていけないと思いますから、そういう点については、ご理解いただきたいと思います。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 個人的にこういう集会に参加しはったりとか、それはもちろん自由ですし、ただ公費を出して行くということで、特定の団体に対して、毎年毎年繰り返し行くということについては、今おっしゃるように、町長もいろんなことを勉強するという立場であれば、いろんな所に行くべきであって、そのうちのひとつであるという位置づけにはなっていないなというふうに思いますので、この点については、私は問題があるというふうに、これ意見として申しあげておきたいというふうに思います。

続きまして、成果報告書の140ページのところから、自立支援策の充実ということで項目があげられているんですが、その中で、更正医療費の支給だったり、重度障害者日常生活用具の給付だったり、あと143ページのほうにも障害者相談の支援とか、障害者介護給付の訓練等給付費の支給ということで項目があげられているんですが、これですね、多分、何年かの計画を立てて、前期後期と分けて目標を立て、それに向けてやっていたいているというふうに思うんですが、これ見ますと、27年に向けての目標を立てていただいているんですが、既に22年、23年と実績のほうが目標数値を大きく上回っているというような状況が示されていると思うんです。

それで、制度を利用していただいているということは非常にこちらとしてもありがた

いと評価をできる部分なのかなと思いますが、その目標と数値、実績の数値の差については、どういうふうに理解をしておけばいいのかなと、ちょっと疑問に思いましたので、その点について、お尋ねしたいと思います。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 確かに第４次の総計の前期実施計画を策定した際の平成２４年度のいわゆる目標数値が既に平成２３年度、費目によっては２２年度で上回っておるという状況についてのご質問かと思いますが、確かにその２２年度にその前期実施計画を策定する際に、はっきりとわかっている状況、このサービスの利用状況などを見ますと、その時点ではやはり低かったという状況がございます。

例えば、先ほどおっしゃっていただいていたような更正医療につきましては、平成２３年度は１４０ページに示させていただいていますように、７５人で６７１件となっておったのですが、平成２１年ではこれが４５人、４２３件にしかありませんでした。また、もうひとつ例を挙げますと、１４３ページの障害者相談の支援のところでは、平成２３年度で１２６人、平成２２年度は１４１人だったんですが、２１年度では９３人とどまっておったという状況です。

恐らく、当時計画を立てる段階では、この２１年度などの実績数値をもとに２７年度の数値をある程度推測していったんだろうと思いますが、その予想をはるかに上回る勢いで、障がい者サービスの利用がふえているというのが、今、この２３年度に見えてきたということでございます。ですので、これらがどこで、いわば、天を打つというたらおかしいですけども、どこをピークになっていくのか、あるいは今後もふえ続けていくのかによっては、まだそのときに考えていかなければならないとは思っていますので、今、ご指摘いただいている点は、当然踏まえまして、障がい者サービスの利用状況については、今後も慎重に見ていきたいというふうに思います。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 この間、障害者自立支援法の国会での法改正等ありまして、その辺も影響してきているのかなというふうに思うんですが、今、課長おっしゃっていただきましたように、実態に即して計画のほうも対応していただけるように、またよろしく願いしておきたいと思います。

続きまして、成果報告書の１４７ページなんですが、総合保健福祉会館の維持管理のところで、実績を見せていただくと、会議室とか子育てルーム等、利用者さんもふえますので、こういうところでは充実はできているのかなというふうに思うんですが、住

民さんの声として、総合福祉会館もっと利用率を上げられないのかというようなお声をいただきまして、町のほうでもつどいの広場とか、いろいろ工夫はしていただいていると思うんですが、今後さらに利用促進に努めていただきたいというふうにいろんな方から声をいただきますので、この点については、要望としてお願いをしておきたいと思うんです。

さらにもう1点、歩行浴室の利用の関係ですけれども、そこを利用されている方から、一部の方が先行して申し込みだけして、当日、その方が都合が悪くなってもそのキャンセルの連絡も入らないと。ほかに使いたい人がいっぱいいるのに、そういう状況で一部の方が利用しているんじゃないかというような声を聞くんですけれども、実態はどんなふうになっているのでしょうかね。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 現在、歩行浴室の申し込みは2か月前から申し込みできることになっております。今おっしゃるように、キャンセルにつきましては、当然、用事ができたりということで、何件かあります。ただいつも使っておられるかどうかにつきましては、ちょっとうちもまだそこまでは調べておりませんけれども、そういう利用の希望される方は2か月前に申し込んでいただくという決まりがありますので、そういった形で申し込んでいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 当日都合が悪くなって来られない方で、事前にキャンセルを入れてくれないというような状況はつかんでおられないんですか。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 キャンセルの場合は、電話で何件かキャンセルされると。当然、その方の用事で当日の朝に用事ができる場合もありますし、数日前からわかる場合もあると。数日前にわかる場合は、またキャンセルで常にその状況とか注意しておられる方もおられまして、またそこに入って利用されるというような状況でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 より多くの方に利用していただける態勢というんですかね、一部の方がそういう利用のされ方をされていると、そういう実態があるんでしたらね、ほかの方がやっぱり利用できなくなってしまうということにならないように、担当のほうでもちょっとそういう声を私聞きましたので、注意をして、実態もしつかめるのであればつかんで、そういう実態があれば、どういう方法があるのかちょっとわかりませんが、改善してい

っていただけるように、お願いをしておきたいと思います。

そうしましたら次に、成果報告書の154ページの保育体制の充実のところなんですが、いろいろ一般質問でも取り上げられてましたように、今、保育所のスペースがだんだん足りなくなっている中で、本当に町長のほうでも、非常に頑張っていたいているなというのは私も実感しているんですが、これも予算のときに少し議論があったんですが、この間、1歳児の子どもに対する保育士の割合の県の基準が、1歳児がもともと5対1であったのが、6対1に下がってしまったということで、斑鳩町でもそうした実態になってしまっているということで、改善を求める声があったんですが、この点については特に待機児を出さないということで、あわ保育園なんかでもスペースも広げて受け入れをしていただいています、その分やっぱりどうしても詰め込みになってしまっていると。で、保護者の方も、やっぱりそういう状況というのは非常に怖い思いも持っているという声をお聞きするんです。なかなかスペースというのは、じゃ即座に改築等でふやせるかというと、非常に難しい部分もありますので、私はぜひ先生の割合というのは1歳児さん、せめて以前の基準に戻して運営をしていただけないかなというふうに思うんですが、この点についてはいかがでしょうかね。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 これに関しましては、以前からも一般質問でございます。ただ、保育所運営、町全体の経費もございます。そうした中で、一定の基準を決められたらそれに基づいては運営はやっていきたいと考えております。その中で、当然、保育に、当然、子どもさんに支障のないようにやっていきたいと思っております。これで例えば、保育基準をより加配する、加算するのであれば、また保育料をどうするかという問題にもなってきますので、そこは総合的に、そら保護者とか住民さんはいろんなサービスをやってほしいというのは当然要望はあると思いますけども、ただその全体のパイは決まっておりますので、そのパイの中で、その一定の収入の中で、その収入を上回らないような支出で予算全体を組んでおりますので、今のところは、保育所については、今の状態の先生配置基準でやっていきたい。ただ、今どんどん子どもさんがふえておりますので、それに対応できるように十分留意してまいりたいと、このように考えております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 今までの基準とまた今の基準ですね、それについては維持、後退はさせないということで、これまでも頑張っていたいてきたと思いますのでね、その点についてもぜひ今費用の関係のこともおっしゃいましたが、斑鳩町として、保育の基準を低下

させないということで、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思いますので、これは要望しておきたいと思います。以上です。

○飯高委員長　ほかにございませんでしょうか。木田委員。

○木田委員　成果表の133ページの療育・保育・教育の充実の中のあゆみの家の維持管理ということで、「あゆみの家を利用している障害者の福祉の向上を図るため、適切な施設の維持・管理を実施した」ということなんですけれども、毎年、クリスマス会、今、総会は総合福祉会館のほうでされておりますけれども、クリスマス会のときに招待されていた、あの大広間というんですか、あれはもう何年に建ったか知らんねけども、耐震診断を受けておられるのかですね。そしてまたあのサッシ自体はスチール、もう窓も戸もスチールということで、何かそういう地震の場合にはそういうなにか倒れてきたりとかになったら、もう被害が拡大するいうように思うねけども、それについて、今、親のほうとも相談しながら考えていくという答えは今までもろてますねけど、今現在、町としてどうのこうのということは考えておられないのか。やっぱり、親いうんですか、手をつなぐ親の会のほうが主になってそれを考えていってもらおうという方向に持っていったらいいのか。これからこういう東南海大地震とか、そういうことを予想される時期に来ておりますので、やはりあの建物自体が耐震のなにかに耐えられるのかどうかということ、心配しておりますので、その点について、どういうふうになっておるのか、教えてもらいたいと思います。

○飯高委員長　小城町長。

○小城町長　元来、あゆみの家そのものは、結局、ある保護者の方が、どこかひとつ小さな所でもええからということで始まったわけございまして、実際、第2保育所の所がなくなったからあの場所を提供してきたわけです。そこでは療育教室もやっておられましたし、ただ問題はいずれにいたしましても、町はあの土地を貸してやろうという中で、あゆみの家もある程度そういう点を、保護者会というのか、そういう方々がやっぱりお金をためて、何とか自分とこで建てていくという努力をしていかなかったら、いつまでもおんぶにだっこやということでは、私は、片っ方では障がい者の虹の家というのはあいう形で6,000万ぐらいで自分らで皆借金しながらやっておられる。また今度、歳いった方々があそこで住まいをしていこうということも、したら、かなりの金額がかかりますから。できるだけ最小限の自分の作業所をしていこうとしたら、今の建物を取り壊して、ちょっと部分的に何らかの形でもしていくという企画・立案をしていかなかったら、私はやっぱりあゆみの家そのものがもうすべておんぶにだっこ、行政がやってく

れということには、あいなっていないと思いますから1.何らかの助成、協力はさせてもらいますものの、そういう努力を見て、我々としては進めていきたいと思っています。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 それと、耐震の関係については、あれ大丈夫なんですか。今の現在のところ、それは診断はやってはりますのかな。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 現段階で、耐震の診断は行っておりません。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 だからね、何か知らんけど、あの建物を見たら、何かこうちょっと不安に思うような建物やからね。何かこう、もうちょっと町も、それは育成会というんですか、そこと相談して、やはりこういうことやから、やはりもっと早いこと何とかしてくれと。そのかわり、町もそれには協力させてもらおうというようなことで話を進めてもらわなければ、何かあったらやっぱり心配があると思いますのでね。やっぱり一応それは育成会のほうに任せてあるよって、そんな診断もええわというふうになっておるのかですね。

その点について、そこで事故が起こればやっぱり町にも関係してくることやから、その点についても、ある程度、その民間の建物についても、木材関係というんですか、木造建築については耐震診断に補助金出すというような形にもなっておるのやからね、やはりこの半公共的な施設ということで、やっぱりそういうほんまにあの施設が耐震のなにもたないというようなことになったら、その育成会の親の会としても真剣にもっと考えていかはると思うねけど、今のところ、まだそういう建て直しをしようとか、そういう機運にはなっていないというふうに私はそういうふうに思うのでね。何とか、そういうことの起こらんうちに、前向きに進めて、町もそこに入っておられるのでね、進めてもらいたいなと思うねけども、そういう点について、あのなには大体何年ごろできたのかな、あれ。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 公共施設の耐震の関係でございます。以前からも申しあげておるんですけど、まず保育園、幼稚園、小学校、中学校、これの耐震の補強をまず仕上げていくと。次に公共施設等を考えております。公共施設も、今お尋ねのあゆみの家もでございます。憩いの家もでございます。観光会館もでございます。そうした中で、まず学校を仕上げていくと。学校のほうはもう平成25年、来年度末ですべて耐震の工事が完了いたしますので、そういう目途が立ってまいりましたので、来年ないしは再来年あたりから耐震診断

をやっている、その施設が相当悪かったら、その施設を撤去するのか、いやまた建て替えるのか、補強するのか、それらを踏まえて検討していきたいと考えておりますので、今その状況でございますので。あの建物については、もう南部保育園という時代からありましたので、もう昭和40年代に建っておりますので、相当古くなっております。今そういう状況でご理解いただきたいと思います。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。伴委員。

○伴委員 128ページの子ども医療費の助成の部分なんですけど、私これいつも項目で質問させていただいてますねんけど、今回これ見せていただきますと、平成23年度の町事業の部分で、受給者数は減っているのに、支給額はだいぶとふえていると、この辺の町の分析をちょっとお聞きします。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 ご存じのように、当町の子どもの医療費の助成制度は、子どもを安心して生み育てるまちづくりを目指す中で、まず平成21年に小学生の入院まで、そして22年4月からは中学生の入・通院まで拡大をしております、22年と23年を比較いたしますと、金額約2,800万ほどふえておりまして、当然、受給件数も県事業2,000件、町単の事業でも約1万件、件数ではふえております。

そのふえている要因というのをちょっと見てみますと、当然、この23年度から小・中学生まで医療費を無料にしたということが住民の人に浸透したというのが一番大きいことだと思いますけども、当初は、医療費の助成の支払いも償還払いという方法をとっておりましたけども、途中で23年1月から自動償還払いにしたということもありまして、ふえたということも要因のひとつかとは思っておりますけども、また、今まででしたら、少しの風邪とかそういったものも、ドラッグストアで薬を買ったりとか、家の飲み薬で治してきたものも、医療費が無料ということで、お医者さんに行かれる回数いうのもふえてきていることも、ひとつの要因ではないかとこちらでは分析をしております。

そうしたことで、医療の適切な利用ということで、かかりつけ医とか、またかかりつけの薬局を持つとか、休日とか夜間診療の適正に利用するとか、同じ病気でも、複数受診を抑えるとか、また適切な服薬をするとかいった啓発に今後も努めてまいりたいとは考えております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 今、課長、私が思っている部分のことを説明していただいたと思います。

やっぱり今まででしたら、家でちょっと横になっていたらとか、これぐらいのけがや

ったらちょっと塗ってたらという部分も、お医者さんに行ってはる声を実際聞くんですね。やっぱり適正な、かかっているという部分で、逆にその住民のモラルといいますか、そういうことを非常に一部、ただやったらいいのやと、ただやったらもうたになるんやからというのが果たして本当にいいのかという思いがしたら、今後、一部負担を含め、いろんな適正にやっぱり使っていただけるように、その辺研究していただきたいと、このように思います。

続きまして、150ページの真ん中の父子家庭新入学児童の激励ですか、これは人数が非常に少ないんですが、これは申請をしなければ、この図書カードはもらえないようになっているわけですか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 申請をいただいてということになります。周知につきましては、民生児童委員さんとか、あと幼稚園、保育所などから対象になる方に声をかけていただくということをお願いをしております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 今、申請主義、申請をしなければいけないと。確かに声をかけて、なかなかやっぱりその小さいお子さんを持っておられる父親からすれば、朝早くから仕事場に行き、ある程度、夜のそこその時間に帰ってこられるという方が非常に多いと思うんですね。何かこの辺で、これも1人とか2人とか、こういう形の現状になっているのであれば、何かこう考えていただきたいと。せつかくのこの事業ですので、やはり価値のあるものにしていただきたいというように思いますので、ちょっとその辺またこれも研究をお願いします。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 伴さん、こういう施策の中でおっしゃっていただきますけども、やっぱり父子家庭やったかて、もうおれは絶対にこんなもらわへんと、やっぱり、そういう方がおられるわけです。その方とお会いしたら、そういうことも言うてくれよと、何でももらわないかんのやということじゃなしに、先ほども木澤委員のおっしゃるように、もう70歳になったら必ずもらえるんやと、いうたけども、おれはそんな何でもらわんならんと。税金も払っているのに、何もそんなして何でもらわなあかんのという人もやっぱりおられるわけですから、そこらのことをやっぱり考えていかんと。何でもかでも行きなはれや、手を挙げなはれやというたかて、なかなか手は挙がりません。もうそれは民生委員さんにも努力をしていただいて、探していただくというか、そういうことで

申請をされる。それでも2件という形が出てくるわけですから、やっぱりそれは数が多かったらええのか、あるいは少なかったらええのか、この辺の問題というのは非常に施策というのは非常に数が多かったら非常に効果がきいているというんじゃないしに、やっぱりある程度そういう点はあると思います。ただやっぱり困って困って働いても、もうしんどいんやと、そしたら図書カードでももらえたらありがたい話やという方もおられるか、そこらのところを十分考えていかなかったら、やっぱり今何でもかんでももらえますねんと、年金でも何でももらえますねんというたら、何でもわしかてもらえるのかなと、こうなる。年金かけんでももらえるんやという時代が来るわけですから。やっぱりそういうことがええのか悪いのかいうことも判断せんと、何でもかんでも、税金払ってたらそれでいけるということでなしに、やっぱりみながそこで考えていかなかったら、やっぱりちょっとそういうこれからの日本の国というのは、やっぱりそういうこともあると思います。

何でもお金をやるという考えでは、私はやっぱり今の政治がいいのか悪いのか、そういうことも判断せんと、党派がけんかしてこんなことを繰り返してやっていくというのは、やっぱりいかなものかと。逆に東北で震災を起こったら、何ぼでもお金はどんどん義援金というのは集まっていくわけですから、そこらのことも十分考えていかなかったらと思っています。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 今、町長のお話、ちょっと私の思いというか質問がうまく通じなかったといえますか、私としたら、この施策自体をやっぱり使っていただかなあかんの違うかという思いでさしていただいたと。私自身がもし父子家庭であれば、どちらかというたらもうもらわないほうの考え方でございます。これそういう、同じような考えを持っている人がいっぱいいてるというように、私もそれはもうようわかっていますし、そういう部分というのも必要やというのはよくわかっていますので、その辺ちょっと理解していただければと思います。

続きまして、155ページの広域入所の充実なんですけど、これ私ようわかりまへんねん。この受託の児童という形で入っておると。非常に満杯になっている部分もあり、場所的なもの、利便の問題で、よそのほうに、他町といいますか、よそに行かれています、そういう方もおられると思いますけど、やはり定員が相当いっぱいになっていると聞いている中で、この受託いうのはもともと斑鳩に居はって、何かの関係でこうなられた方がこの数字になっておるわけでしょうか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 受託分2件の件ですね。これにつきましては、例えば、斑鳩町に勤め先があるということで、斑鳩町以外に住んでいる方が斑鳩町に勤め先があるということで、町立のあわとか、たつたとかの保育所が便利だという申し出があって、それを受け入れたというものでございます。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 ちょっと町のほうの考え方を教えてほしいんですが、これ満杯になったときに、受託のよそから来られている方をお断りして、もう席の数がひとつやと、2人、よその方と町民さんがあったと、こういう場合、町民さんを優先するような考え方なのか、早い者順みたいな形なのか、ちょっとそれだけ教えてください。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 基本的には、斑鳩町の町民さんを原則として受け入れていくというのが先だと考えております。ですので、今年度、決算ではないですけども、平成24年度につきましては、受託者数はゼロということでございます。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 今のお答えで考え方というのはよくわかりました。

もう1点、この件で、これは結局はちょっと上の、町のたつた・あわの費用とか計算してみますと、1人当たり80万強ぐらいで、同じような金額に1人当たりなっておるんですが、これはもう斑鳩町のほうでの、この保育料の費用で、まあいえば斑鳩町からこのよその保育園のほうにお金を払わはると、こういう形のシステムにこれはなっておるわけですか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 広域入所につきましては、斑鳩町から保育所のある市町村のほうにまずお願いをします。そこで保育所に受け入れしていただきますけれども、基本的な保育費用につきましては、斑鳩町がすべて払います。その後、実際に保護者から保育料の基準単価表に基づいて斑鳩町が保育料を集めさせていただくという、そういう仕組みになっております。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。小林委員。

○小林委員 私のほうから2点。まず1点目が、121ページの老人クラブへの助成についてなんですけれども、ちょっと参考程度に教えていただきたいんですけれども。県の助成金についてなんですけれども、積算根拠となる、この会員1人について何十円でし

たかね。これ年々県も削ってはりますけれども、平成２３年度。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 会員１人当たりにつきまして５５円になります。

○飯高委員長 小林委員。

○小林委員 すみません、この５５円は何年度からでしたかね。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 平成２２年度からです。

○飯高委員長 小林委員。

○小林委員 ありがとうございます。

あともう１点がですね、１３７ページの心身障害者ふれあいのつどいの開催についてなんですけれども、これ１人当たりの単価としてはどれぐらい出てこられるのかな。これ本人と保護者しか書いてませんので、付き添いというか、ボランティアの方も合わせると大体１人当たりどれぐらいの単価になってしまうのかなと。

また入札じゃないですけども、発注されるとき、別に１人当たり何ぼで申し込みされるわけじゃないんでしょうけれども、その関係で、例えば数人減らしたら、これ予算というか経費は削減できるのかなということをお聞きしたいと思います。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 業者を選定する際には、約１万円から１万２，０００円程度で事業ができないかということで、いろんなプランを持ってきていただきまして、その中でよいと思ったものを採用させていただいているというところです。

ただ、費用のほとんどは、その宿泊とそれからバスの借り上げというか、バス代ですね、いうところになりますので、確かに１人減ればどうなるのかというところですけども、例えばバスでありますとか、あるいは有料道路の費用でありますとかいうのは人数には基本的には関係なく要りますので、そこで減るとなれば、いわゆる旅館代と。ただそれも部屋も１人１部屋ではございませんので、やっぱりある程度人数を募る中で何部屋か押さえるということになりますから、例えば１人減るというタイミングによっては、１部屋を減らすということができない場合には、１人減ったところで実際の費用が変わるということは余りありません。

○飯高委員長 小林委員。

○小林委員 ということは、早目に減る人数がわかれば経費は削減できるというふうに考えさせていただいていいと思うんですけれども。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 もちろん旅行業者を決めて、いろいろ詰めていく中で、部屋の数を減らすことができるならば、費用は減らすことはできると思っております。

○飯高委員長 小林委員。

○小林委員 毎年参加させていただいて、ことしも行かせていただいたんですけれども、同じバスのおばあさんの方がお孫さんと参加されて、私、おばあさんが住んでいる市ではこういう事業をやっていないから、孫が斑鳩町に住んでいてよかったなとおっしゃっていただきましたし、確かに、ここ町の財政規模だったら廃止されている所もありますのでね、そういう中で、町がやっていただいているということはすごいありがたいですし、それほどいいことをされてますので、たとえ実費だったとしても、私たちが参加したなというふうにも思います。やっぱりいろいろな経験もさせていただきますし、そこでしか会えない方も確かに何人かおられますのでね。

私たちもお手伝いとしてちゃんと仕事として行っているつもりですし、数年前に初めて行かせていただいたときには、ちょっと職員さんに誤解させてしまって、小林が旅行しているというふうにいろいろ言われましたけれど、そういうこともないように、この5年間努力してきて、一緒に行ったときは、町の行事で行ったときはもうお土産も買わないようにしてましたけれどもね。そういうふうに幾ら努力してもやっぱり町の職員さんは僕らがついて行ったら気をつかいますよね。例えば一緒に行って、「ちょっと小林あれ取ってきて」ってよう言えないわけじゃないですか。そういう中で、その職員さん一緒に行かせていただいて、職員さんが必死で頑張っている上に、議員さんにも気をつかうというのは、何か申しわけないな、幾ら議員さんが仕事、私たちは仕事をして誇りを持って行っているねんといっても、そういう中でやっぱり幾ら言っても、職員さんはそういうふうには100%受け取れない。そして、まして、やっぱり経費削減という観点からも、やっぱり今度の予算時には考えていただいて、別に、その議員さんのほうに要望をしないというふうにされても、別に議会からは反対はないのかなというふうに考えます。でも行かせていただいて、新人になって行かせていただいて初めて経験させていただいて、すごくいい経験をさせていただきましたのでね、例外としては、やっぱり新人さんとか、初めて厚生常任委員会に入ってこられて、まだ行かれてない方には私はぜひ行っていただきたいと思いますし、やっぱりそういう行事に議会の代表として議長が行くのはいいかなというふうに思いますし、そこでまた議長が代表していろんな人の民生委員さんなり、その住民さんの意見を聞くというのも、やはり必要かなと思います

けれども、その厚生担当の常任委員会だからということで、ぜひお願いしますというのはもう考え直してもいいのかなというふうに考えますのでね、また予算時に言わせていただきますけれども、これは意見として言わせていただきます。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 以前、厚生常任委員さんが全員行っておられました。その中で、今後、厚生委員会としてどう振り分け、人数を減らしてどう振り分けしようかというのは、厚生常任委員会の中でお話しされておりますので、今般もまた時間ありますので、また厚生常任委員会のほうでお話しをしていただければどうかと思います。

○飯高委員長 小林委員。

○小林委員 いきなり初めからですね、「ぜひお願いされます」と言われたら、ちょっと厚生常任委員会としても、そら行こうかなというふうになる方もおられると思いますのでね、またそれは、それでしたら予算時の編成その前に、また厚生常任委員会のほうで相談させていただいて、またそちらのほうにご報告をさせていただきます。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって第3款民生費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

(午後 4時35分 休憩)

(午後 4時35分 再開)

○飯高委員長 再開いたします。

本日は、ここまでとし、これにて散会いたします。

明日は午前9時から再開し、引き続いて審査することといたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午後 4時35分 散会)